

M10

日 月 送 受 號 番 先 談 合		欄 號 省 生 厚	
第 16. 6. 5 號 送 受	第 16. 6. 4 號 送 受	第	第
月 日	月 日	月 日	月 日

甲乙ノ類目

起 案	昭和十六年六月三日
局 課 受 付	月 日
行 施	月 日

主 査 課 長

大 臣

次 官

局 長

昭和十六年六月廿七日
勅令第七百三十二号
昭和十六年六月二十八日公布

内 務 省

大 臣 官 房

次 官 官 房

文 書 課 長
會 計 課 長
地 方 官 房 長
審 判 官 長



日	月	送	受	番	先
第					
號					
送					
月					
日					

六〇

請議案

厚生部内臨時職員設置制中改正ノ
 要アリ依テ別紙勅令案ヲ提出ス
 右閣議ヲ請フ

年月日

内務大臣
 厚生大臣

内閣總理大臣宛

勅令第七百三十一號

厚生部内臨時職員設置制中左ノ通改正ス

第九條 沖繩縣管内ニ於ケル癩療養ニ關スル事務ニ從事セシムル爲國立癩療

養所ニ左ノ職員ヲ置ク

醫官 專任七人

書記 專任七人

調劑手 專任三人

看護長 專任一人

看護婦長

附則

本令ハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

厚生省

廳府縣臨時職員等設置制中第三條第一項第二號ヲ削リ以下各號ヲ廢止ス
同條第二項乃至第九項ヲ削ル

第三條第一項第二號ヲ削リ以下各號ヲ廢止ス

理 由

廳府縣臨時職員等設置制ニ依ル沖繩縣振興事務中ノ臨時ノ國立癩療養所ヲ厚
管内ニ設置せらる
生大臣ノ管理ニ屬セシムルト共ニ其ノ收容施設ノ擴充ニ伴ヒ之ニ従事スル職
員ノ定員ヲ増置スルノ要アルニ依ル

厚生省

厚生部内臨時職員設置制 技革

(前略)

第八條 醫藥品ノ製造試験、藥用植物栽培ノ試験及指導、
齒科材料ノ検定及試験並ニ花柳病治療藥ノ検査ニ関ス
ル事務ニ従事セシムル為衛生試験所ニ左ノ職員ヲ置ク

技師 専任十三人

技手 専任十九人

書記 専任六人

第九條 沖繩縣管内ニ於ケル癩瘡養ニ関スル事務ニ従事セシ
ムル為国立癩瘡養所ニ左ノ職員ヲ置ク

醫官 専任七人

書記 専任七人

調劑手 専任三人

厚生省

看護婦長

專任一人

厚生省

昭和十六年度沖繩振興事業中ノ癩療養所職員豫算定員調

職名								豫算定員	
醫官	事務官	調劑官	書記	醫官補	調劑手	看護長	看護婦長	技手	一
			(七)				(三)		
内古								譯頭	
			(三)				(一)		
備考									

理由

應府縣臨時職員等設置制ニ依ル沖繩縣振興事務中ノ臨時ノ國立癩療養所ヲ厚生大臣ノ管理ニ屬セシムルト共ニ其ノ收容施設ノ擴充ニ伴ヒ之ニ從事スル職員ヲ定員ヲ増加スル爲改正ヲ要スルニ由ル



本 帝 國 政 府

豫發第三三七號

昭和十六年五月十六日

厚生省豫防局

厚生大臣官房種書課長殿



ノ件 應府縣臨時職員等設置制中一部削除

沖繩縣知事ノ管理ニ屬セル臨時國立癩療養所ヲ豫豫防ノ徹底ヲ期スル目的ヲ以テ厚生大臣ノ管理ニ屬セシメ國立癩療養所官制ニ依ラシムル爲之ガ關係條項廢止ニ關スル左記勅令公布方御取計相成度

裏面白紙

824

大日本帝國政府

勅令第 號

昭和十一年勅令第二百八十五號廳府縣臨時職員等設置制中第三條第一項第二號ヲ削リ以下各號ヲ順次繰上ゲ同條第二項乃至第八項ヲ削ル

835

裏面白紙

大日本帝國政府

理由

廳府縣臨時職員等設置制ニ依リ沖繩縣知事ノ管理ニ屬スル臨時國
立癩療養所ハ厚生大臣ノ管理ニ屬セシメ國立癩療養所官制ニ依ラ
シムル爲廢止スルヲ要ス

836

裏面白紙

收 1632

大日本帝國政府

豫發第三六六號

昭和十六年五月廿七日

厚生省豫防局

厚生大臣官房秘書課長殿

癩療養所職員制廢止ニ伴フ關係官制改正方
ノ件

公立癩療養所ノ國立移管ニ伴ヒ關係官制別紙ノ通改正方可然御取
計相煩度



837

裏面白紙

第一表

國立癩療養所豫算定員官制定員調 (現在)

職名	醫官	事務官	調劑官	書記	醫官補	調劑手	看護長	看護婦長	技手
員定算予	二八	四	一	二四	四	一五	四	四	一〇
員定制官	二九	四	一	二七	七	一五	四	四	一〇
員定算予	一〇	一	一	九	一	五	一	一	四
員定制官	一一	一	一	七	一	五	一	一	四
員定算予	八	一		方		三	一	一	二
員定制官	八	一		七		三	一	一	二
員定算予	方	一		四	二	四	一	一	二
員定制官	五	一		五	二	四	一	一	二
員定算予	四	一		五	一	三	一	一	二
員定制官	四	一		五	一	三	一	一	二
員定算予									
員定制官					三	三			

備考

イ. 予算定員ハ新現增加分ヲ含メ
 ガル予算定員ナリ
 ロ. 官制定員ヨリ予算定員ノ
 少キハ十六年度ニ於テ賞與
 計上ノ為メ減員ニヨル
 ハ. 長島ニ於ケル医官ノ予算定員ハ
 官制定員ニ比シ一名少キ為
 星塚ノ予算定員中ヨリ融通
 ニ. 栗生ノ星塚ニ於ケル書記ノ予算
 定員ハ官制定員ニ比シ各一名
 先少キ為長島ノ書記ノ予算
 定員中ヨリ夫一名先融通

第三表
公立瀨療養所豫算定員並職員制定員調(現在)

職名	豫算定員	職員制定員	全	内	北	光	明	大	九
醫師(主任)	40	25	1	7	5	10	11	7	8
醫師(主任)	5	5	1	1	1	1	1	1	1
事務官(兼)	5	5	1	1	1	1	1	1	1
調劑官	5	5	1	1	1	1	1	1	1
書記	5	5	1	1	1	1	1	1	1
醫官補(医員)	2	2	1	1	1	1	1	1	1
調劑手	6	4	1	1	1	1	1	1	1
看護長	3	4	1	1	1	1	1	1	1
看護係長	5	4	1	1	1	1	1	1	1
技手	2		1	1	1	1	1	1	1

備考

豫算定員八国立瀨療養所豫算中ニ編入計上
七国立移管後、豫算
定員ナリ。

昭和十六年度国立療養所職員豫算定員調

職名		醫官	事務官	調劑官	書記	醫官補	初級手	看護長	看護婦長	技手
豫算定員		七二	九	一	五四	七	三一	七	九	一二
内	長	一	一	一	一〇	二	五	一	四	四
	栗	九	一	一	七	三	一	一	二	一
	星	八	一	一	五	二	一	一	二	一
	東	四	一	一	五	一	一	一	一	一
計		三二	四	一	二七	五	一五	四	一〇	一〇
譯	全	一〇	一	一	八	一	四	一	一	一
	北	五	一	一	三	一	二	一	一	一
	光	一〇	一	一	六	一	四	一	一	一
	大	七	一	一	四	一	三	一	一	一
計		二八	一	一	二七	二	一五	三	二	二
備考										

看護長、豫算定員ヨリ
官制定員、一名多キ分ニ
対シテハ看護婦長ノ豫算
ヲ充テ

厚生部内臨時職員設置制ニヨル改正定員調

職名	官古	國頭	計	官古	國頭	計	員定改正
醫官	百二	百三	百六	一	一	二	七
事務官							
調劑官							
書記	百二	百二	百四	一	二	三	七
醫官補							
調劑手	百一	百一	百二		一	一	三
看護長							
看護長							
技手							一

廳府縣臨時職員等設置制ニヨル現在定員
 三井報恩会ノ寄附ニヨル病床増加ニ伴フ分

備考

△印八十六年度ニ於ケル賞與計上ニ依ル減員ニシテ改正定員ハ之ヲ除外セリ

昭和十六年度沖繩振興事業中ノ癩療養所職員豫算定員調

技 手	看護婦長	看護長	調劑手 <small>(格三)</small>	醫官補 <small>(格七)</small>	書記 <small>(格七)</small>	調劑官 <small>(格七)</small>	事務官 <small>(格七)</small>	醫官 <small>(格七)</small>	名職	員定算豫
			<small>(格一)</small>	<small>(格三)</small>					古宮	内
			<small>(格二)</small>	<small>(格四)</small>					頭國	譯
									備	考

第六表 一
 療養所患者收容定員並職員定員調
 國立療養所分

療養所名	區分	速收		職員定員		備考
		者	定	官	員	
長島愛生園	官制定員	既	新	一	一	長島書記予算定員中ヨリ栗生、星塚、一名免職通
		算	規	一	一	
長島愛生園	改訂定員	既	新	一	一	長島書記予算定員中ヨリ栗生、星塚、一名免職通
		算	規	一	一	
長島愛生園	現在定員	既	新	一	一	長島書記予算定員中ヨリ栗生、星塚、一名免職通
		算	規	一	一	
長島愛生園	官制定員	既	新	一	一	長島書記予算定員中ヨリ栗生、星塚、一名免職通
		算	規	一	一	
長島愛生園	現在定員	既	新	一	一	長島書記予算定員中ヨリ栗生、星塚、一名免職通
		算	規	一	一	

療養所名	區分	速收		職員定員		備考
		者	定	官	員	
栗生泉園	官制定員	既	新	一	一	栗生書記予算定員中ヨリ長島、一名免職通
		算	規	一	一	
栗生泉園	改訂定員	既	新	一	一	栗生書記予算定員中ヨリ長島、一名免職通
		算	規	一	一	
栗生泉園	現在定員	既	新	一	一	栗生書記予算定員中ヨリ長島、一名免職通
		算	規	一	一	
星塚教養園	官制定員	既	新	一	一	星塚書記予算定員中ヨリ長島、一名免職通
		算	規	一	一	
星塚教養園	改訂定員	既	新	一	一	星塚書記予算定員中ヨリ長島、一名免職通
		算	規	一	一	
星塚教養園	現在定員	既	新	一	一	星塚書記予算定員中ヨリ長島、一名免職通
		算	規	一	一	
東北新生園	官制定員	既	新	一	一	東北書記予算定員中ヨリ長島、一名免職通
		算	規	一	一	
東北新生園	改訂定員	既	新	一	一	東北書記予算定員中ヨリ長島、一名免職通
		算	規	一	一	
東北新生園	現在定員	既	新	一	一	東北書記予算定員中ヨリ長島、一名免職通
		算	規	一	一	

計

既定予算定員	官制定員	新規増加 予算定員	改正定員	現在定員
三四五		七〇	四一五	三七五
△二八	△二九	四	△三三	一八
四	四		四	四
一	一		一	
三四	△三七	三	二七	二一
四	△三七	一	五	三
一五	一五		一五	一一
四	四		四	四
四	四		四	四
一〇	一〇		一〇	五

△印八管典計上
 〇減員ニシテ改正
 定員ハ之ヲ除外ス

備考

現在定員中

職員数ハ二月一日現在ナリ
 患者数ハ三月三十一日現在ナリ

第六表ノ二
沖繩振興事業中、臨時國立癩療養所分

療養所名	區分	患者収容定員		備考	
		國立	臨時	組替後	組替前
宮古療養所	現在實人員	二〇	四	官醫	師技
		三〇	〇	記書	屬
既定予算定員	既定予算定員	二〇	〇	調劑	看護長
		二〇	〇	手技	手技
新増増加 予算定員	新増増加 予算定員	一〇	〇		
		一〇	〇		
改正定員	改正定員	三	〇		
		三	〇		
<p>國立ニ組替前、技師ハ組替後 醫官ニ變更 國立ニ組替前、屬ハ組替後 書記ニ變更 國立ニ組替前、技師ハ組替後 調劑手及看護婦長ニ變更</p>					

計	為減員分	既定予算定員		現在實人員		備考
		既定	改正	現在	改正	
現在實人員	既定	四	五	三	〇	<p>△印ハ賞與計上ニヨル減員 ニシテ改正定員ハ之ヲ除外 セリ</p>
		七	五	七	五	
改正定員	既定	二	〇	一	〇	
		三	〇	三	〇	
既定	既定	六	四	五	四	
		二	二	一	一	
新増増加 予算定員	新増増加 予算定員	一	〇	一	〇	
		一	〇	一	〇	
府府縣臨時職員 設置制ニ定員	府府縣臨時職員 設置制ニ定員	一	〇	一	〇	
		一	〇	一	〇	
府府縣臨時職員 設置制ニ定員	府府縣臨時職員 設置制ニ定員	一	〇	一	〇	
		一	〇	一	〇	
府府縣臨時職員 設置制ニ定員	府府縣臨時職員 設置制ニ定員	一	〇	一	〇	
		一	〇	一	〇	
府府縣臨時職員 設置制ニ定員	府府縣臨時職員 設置制ニ定員	一	〇	一	〇	
		一	〇	一	〇	
府府縣臨時職員 設置制ニ定員	府府縣臨時職員 設置制ニ定員	一	〇	一	〇	
		一	〇	一	〇	

備考
現在實人員中職員數ハ二月一日現在ナリ
患者數ハ三月三十一日現在ナリ

國立癩療養所配置定員及現在實人員調

職名		官制定員	現在實員	備註
技手	看護婦長	三	六	
	看護長	八	八	
	調劑手	三	三	
	醫官補	七	七	
	書記	五	五	
	調劑官	一		
	事務官	九	九	
	醫官	七	七	
		二	二	
		九	九	
		二	二	
		九	九	
		五	五	
		八	八	
		二	二	
		四	四	
		三	三	
		一	一	
		四	四	
		三	三	
		一	一	
		四	四	
		三	三	
		一	一	
		六	六	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		一	一	
		六	六	
		一	一	
		七	七	
		四	四	
		一	一	
		八	八	
		六	六	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	
		四	四	
		一	一	
		五	五	
		二	二	

厚生部内臨時國立癩療養所職員配置定員及現在實人員調

技手	看護婦長	看護長	調劑手	醫官補	書記	誥刺官	事務官	醫官	職名
	一		三		七			七	員定制置設
	一		二		三			四	員人實在現
			一		三			三	員定制置配
			一		二			二	員人實在現
	一		二		四			四	員定制置配
	一		一		一			二	員人實在現
									現在實人員二月十二日現在在考

備

考

癩豫防ニ關スル法令 (抜萃)

癩 豫 防 法

(明治十年三月十九日法律第十一號)

第一條 醫師癩患者ヲ診断シタルトキ患者及家人ニ消毒其ノ他豫防方法ヲ指示シ且三日以内ニ行政官廳ニ届出ベシ其ノ轉歸ノ場合及死体ヲ檢索シタルトキ亦同シ

第二條 癩患者アル家又ハ癩病毒ニ汚染シタル家ニ於テハ醫師又ハ當該吏員ノ指示ニ從ヒ消毒其ノ他豫防方法ヲ行フベシ

第三條 行政官廳ハ癩豫防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ヲ行フコトヲ得
一、癩患者ニ對シ業態上病毒傳播ノ虞アル職業ニ従事スルヲ禁止スルコト
二、古着、古蒲團、古本、紙屑、襪褌、飲食物共ノ他ノ物件ニシテ病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アルモノノ賣買若ハ收受ヲ制限シ若ハ禁止シ、其ノ物件ノ消毒若ハ廢棄ヲ為サシメ又ハ其ノ物件ノ消毒若ハ廢棄ヲ為スコト

第四條 行政官廳ハ癩豫防上必要ト認ムルトキハ命令、定ムル所ニ從ヒ癩患者ニシテ病毒傳播ノ虞アルモノヲ國立癩療養所又ハ第四條ノ規定ニ依リ設置スル療養所ニ入所セシムベシ

必要ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ前項患者ノ同伴者又ハ同居者ニ對シテモ一時相當ノ救護ヲ為スベシ

前二項ノ場合ニ於テ行政官廳ハ必要ト認ムルトキハ市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ヲシテ癩患者及其ノ同伴者又ハ同居者ヲ一時救護セシムルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ニ於テ一時救護ヲ為ス場合ニ要スル費用ハ必要アルトキハ市町村又ハ之ニ準ズベキモノニ於テ繰替支辨スベシ

第五條 主務大臣ハ二以上ノ道府縣ヲ指定シ其ノ道府縣内ニ於ケル前條患者ヲ收容スル為ニ要ナル療養所ノ設置ヲ命ズルコトヲ得

前項療養所ノ設置及管理ニ關シ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム
第六條 國立癩療養所及前條ノ療養所ノ長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ入所患者ニ對シ必要ナル懲戒又ハ檢束ヲ加フルコトヲ得

第五條 私立ノ癩療養所ノ設置及管理ニ關シ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム

第六條 北海道地方賞又ハ府縣ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ第二條ノ二第一條ノ規定ニ依ル從業禁止又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル入所ニ因リ生活スルコト能ハサル者ニ對シ其ノ生活費ヲ補給スベシ

第七條 左ノ諸賞ハ北海道地方賞又ハ府縣ノ負擔トス
一 第二條ノ二第二條ノ規定ニ依リ行政官廳ニ於テ物件ノ消毒又ハ廢棄ヲ為ス場合ニ要スル諸費

二 入所患者(國立癩療養所)入所患者ヲ除ク及一時救護ニ關スル諸費
三 檢診ニ關スル諸費
四 其ノ他道府縣ニ於テ癩豫防上施設スル事項ニ關スル諸費

第四條第一項ノ場合ニ於テ其ノ費用ノ分擔方法ハ關係地方長官ノ協議ニ依リ之ヲ定ム若シ協議調ハザルトキハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第七條ノ二 本法ニ依リ北海道地方賞又ハ府縣ニ於テ負擔スベキ費用ハ東京府伊豆七島及小笠原島ニ於テハ國庫ノ負擔トス

第八條 國庫ハ第六條及第七條ノ規定ニ依ル道府縣ノ支出ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ六分、一乃至二分、一ヲ補助スルモノトス
第九條 行政官廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ指定シタル醫師ヲシテ

癩又ハ其ノ疑アル患者ノ檢診ヲ行ハシムルコトヲ得
癩ト診斷セラレタル者又ハ其ノ親族ハ行政官廳ノ指定シタル醫師ノ檢診ヲ求ムルコトヲ得

行政官廳ノ指定シタル醫師ノ診斷ニ不服アル患者又ハ其ノ親族ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ更ニ檢診ヲ求ムルコトヲ得
第十條 第一條ノ規定ニ違反シ又ハ第二條ノ二ノ規定ニ依ル行政官廳ノ

處分ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ料料ニ處ス
第十條ノ二 第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ料料ニ處ス

第十一條 醫師若ハ醫師タリシ者又ハ癩豫防事務ニ關係アル公務員若ハ公務員タリシ者故ナク業務上取扱ヒタル癩患者又ハ其ノ死者ニ關シ氏名、住所、本籍、血統關係又ハ病名其ノ他癩タルコトヲ推知シ得ベキ事項ヲ漏レ世シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 行旅死亡人ノ取扱ヲ受クル者ヲ除クノ外療養所ニ入所中又ハ第三條第二項及第三項ノ規定ニ依ル一時放護中死亡シタル癩患者ノ死体又ハ遺留物件ノ取扱ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(明治四十年勅令第二百八十四號ヲ以テ同四十二年四月一日ヨリ施行)

癩豫防法施行規則 (明治卅四年七月二十日内務省令第十九號)

第一條 癩豫防法第一條ノ届出ハ患者又ハ死体所在地ノ警察官署ニ之ヲ為スベシ

第二條 癩患者ニシテ病毒傳播ノ虞アルモノアルトキハ警察官署ハ患者ノ所在、環境及病状等ヲ具シ地方長官ニ報告スベシ

地方長官ニ於テ前項ノ報告ヲ受ケタル場合癩豫防上必要ト認めルトキハ所定ノ療養所ニ照會ヲ経タル上送致ノ手續ヲ為スベシ

警察官署ハ必要ト認めルトキハ第一項ノ癩患者又ハ其ノ同伴者若ハ同居者ニ対シ一時相當ノ救護ヲ為シ又ハ市町村長若ハ之ニ準ズベキ者ヲシテ之ヲ為サシムベシ

第三條ノニ 療養所ノ長ハ病毒傳播ノ虞アル癩患者ニシテ直接入所ヲ申出テタルモノアルトキハ特ニ必要ト認めタル場合ニ限り前條ノ規定ニ拘ラス之ヲ直ニ收容スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ收容シタル場合ニ於テ療養所ノ長ハ國立癩療

養所ニ在リテハ内務大臣、道庁縣、療養所ニ在リテハ管理者タル地方長官ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第三條 第二條ニ依リ癩患者ヲ入ラシムベキ療養所ハ患者所在地道

庁縣、療養所又ハ國立癩療養所トス但シ療養所管理者ノ協議ニ依リ之ヲ変更スルコトヲ得

第四條 癩豫防法第四條ノ療養所ハ内務大臣ノ指定シタル地方長官ニ於テ之ヲ建設管理スベシ

當該地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ得テ療養所ノ位置ヲ定ムベシ

第五條 癩豫防法第六條ニ依リ生活費ノ補給ヲ受クベキ者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ限ル

- 一 従業ヲ禁止セラレタル者
- 二 従業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタル當時本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者

生活費ノ補給ハ生活ニ必要ナル限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

主治賞補給ノ程度方法及期間ニ關スル事項ハ地方長官ニ於テ之ヲ定ム
第五條ノ二 療養所ノ長ハ入所患者ニ對シテ懲戒又ハ檢束ヲ加フルコトヲ得

一 譴責

ニ 三十日以内ノ謹慎

三 七月以内ノ常食量ニ分ニマデノ減食

四 三十日以内ノ監禁

前項第三號ノ處分ハ第四號又ハ第四號ノ處分ト併科スルコトヲ得

第一項第四號ノ監禁ニ付テハ情狀ニ依リ國立癩療養所ニ在リテハ

内務大臣、道府縣ノ療養所ニ在リテハ管理者タル地方長官ノ認可

ヲ經テ其ノ期間ヲ二箇月マデ延長スルコトヲ得

第五條ノ三 前條ノ外懲戒又ハ檢束ニ關シ必要ナル細則ハ國立癩療

養所ニ在リテハ内務大臣、道府縣ノ療養所ニ在リテハ管理者タル

地方長官ノ認可ヲ經テ療養所ノ長之ヲ定ム

第六條 癩豫防法第九條第一項第二項行政官廳ノ職權ハ警察官

署之ヲ行フ

警察官署ノ指定シタル醫師ノ診斷ニ不服アル患者又ハ其ノ親族

ハ癩疾以來ノ症候、經過及反對意見ヲ有スル醫師ノ診斷書

其ノ他不服ノ理由ヲ具シ書面ヲ以テ地方長官ニ對シ其ノ指定シタル

醫師ノ檢診ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ地方長官ハ檢診ノ場所及日時ヲ請求者ニ

通知シ二人以上ノ醫師ヲ指定シテ檢診ヲ行ハシムベシ此ノ場合ニ於

テ請求者ハ其ノ費用ヲ以テ反對意見ヲ有スル醫師ヲ立會セシ

ムルコトヲ得

檢診ノ為病院其ノ他ノ場所ニ滞留ヲ命ゼラレタル患者其ノ命

ヲ遵守セザルトキハ檢診ノ請求ヲ取消シタルモノト見做ス

第七條 檢診ノ請求ハ行政處分ノ執行ヲ停止セズ但シ當該官廳

ニ於テ必要ト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八條 行旅死七人、取扱ヲ受クルモノヲ除クノ外療養所ニ入所中
スルノ豫防法第三條第二項及第三項ノ規定ニ依ル一時救護中
死亡シタル癩患者ニシテ引取者ナキモノノ死体及遺留物件ノ
取扱ニ關シテハ行旅病人及行旅死七人取扱法ノ規定ヲ準用ス
但シ市町村長又ハ之ニ準ズベキ者ニ於テ一時救護中死亡シタル
場合ヲ除クノ外同法中市町村長ノ職務ハ當該行政官廳之ヲ行フ
療養所入所中死亡シタル癩患者ノ死体ハ之ヲ火葬スルコトヲ得
第八條ノニ 癩豫防法第二條ノニノ行政官廳ノ職權ハ内務大臣又ハ
地方長官之ヲ行フ

附 則

第九條 第二條、第六條及前條ノ地方長官ノ職權其ノ他癩豫防
上警察ニ屬スル事項ハ東京府ニ於テハ警視總監之ヲ行フ
本令ニ依リ市長ニ屬スル職務ハ東京市京都市及大阪市ニ於テ
ハ區長ヲシテ之ヲ補助執行セシムルコトヲ得

本令ハ明治四十年法律第十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

道府縣癩患者療養所設置區域(明治四十年七月二十二日
内務省令第二十號)
道府縣ハ左ノ區域ニ依リ其ノ區域内ニ於ケル癩患者ヲ入ラシムル為
必要ナル療養所ヲ設置スベシ

第一區域

東京府(伊豆七島山笠原島ヲ除ク) 神奈川縣 新澤縣
埼玉縣 群馬縣 千葉縣 茨城縣 栃木縣 愛知縣
靜岡縣 山梨縣 長野縣

第二區域

北海道 宮城縣 岩手縣 青森縣 福島縣 山形縣
秋田縣

第三區域

京都府 大阪府 兵庫縣 奈良縣 三重縣 岐阜縣
滋賀縣 福井縣 石川縣 富山縣 鳥取縣 和歌山縣

第四區域

島根縣 岡山縣 廣島縣 山口縣 徳島縣 香川縣
愛媛縣 高知縣

第五區域

長崎縣 福岡縣 大分縣 佐賀縣 熊本縣 宮崎縣
鹿兒島縣 沖繩縣

附 則

本令ハ明治四十年法律第十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

癩療養所ヲ建設管理スヘキ地方長官指定ニ關スル件
(昭和三年七月二十日内務省告示第百七十五號)

明治四十年法律第十一號第四條ノ療養所ヲ建設管理スヘキ
地方長官ハ第一區域ニ在リテハ東京府知事、第二區域ニ在リテ
ハ青森縣知事、第三區域ニ在リテハ大阪府知事、第四區域ニ
在リテハ香川縣知事、第五區域ニ在リテハ熊本縣下所在ノモノハ
熊本縣知事、沖繩縣下所在ノモノハ沖繩縣知事トス

癩療養所職員制 (大正十年四月二十六日勅令第百五十二號)

第一條 本令ニ於テ療養所ト稱スルハ明治四十年法律第十一號
第四條第一項ノ規定ニ依リ設置スルモノヲ謂フ
第二條 療養所ニ通ジテ左ノ職員ヲ置ク

所長	一人	奏任官待遇
醫長	五人	奏任官待遇
醫員	二十一人以内 十一人以上	奏任官待遇 判任官待遇
調劑員	專任 十四人以上	判任官待遇
看護婦長	專任 八人以上	判任官待遇
主事	專任 五人以内	奏任官待遇
書記	專任 二十五人以上	判任官待遇
所長ハ	醫長ヲ以テ之ニ充ツ	

第三條 所長ハ地方長官ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理ス
醫長、醫員、調劑員及看護婦長又ハ看護長ハ上官ノ命ヲ承
ケ療養所ニ關スル技術ニ従事ス
主事及書記ハ上官ノ命ヲ承ケ療養所ニ關スル事務ニ従事ス

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國立瀨療養所官制 (昭和二年十月十日勅令第三百八號)
第一條 國立瀨療養所ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ瀨患者ノ救護及療養ニ關スルコトヲ掌ル

第二條 國立瀨療養所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長	專任	一人	奏任	調劑手	專任	十五人	判任
醫官	專任	二十九人	奏任	看護長	專任	八人	判任
調劑官	專任	一人	奏任	看護婦長	專任	八人	判任
事務官	專任	四人	奏任	看護婦	專任	十人	判任
醫官補	專任	七人	判任	技手	專任	三十人	判任
書記	專任	三十人	判任				

第三條 所長ハ醫官ヲ以テ之ニ充ツ厚生大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第四條 醫官及醫官補ハ上官ノ命ヲ承ケ瀨患者ノ救護及療養ヲ掌ル

第五條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第六條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第七條 調劑手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ調劑ニ従事ス

第八條 看護長及看護婦長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ看護ニ従事ス

第九條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第十條 國立瀨療養所ノ名稱及位置ハ厚生大臣之ヲ定ム

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

廳村縣臨時職員等設置制 (昭和十一年八月二十五日勅令第二百八十五號)

廳村縣臨時職員制沿革

第三條 沖繩縣振興ノ事務ニ従事セシムル為沖繩縣ニ左ノ職員ヲ置ク

一 土地改良ニ關スル事務ニ従事スル者 三 産業ニ關スル事務ニ従事スル者

地方技師 專任 二人 地方技師 專任 二十一人

屬 專任 三人 屬 專任 十一人

技 手 專任 二十人 技 手 專任 六十五人

二 賴療養ニ關スル事務ニ従事スル者 四 土木ニ關スル事務ニ従事スル者

地方技師 專任 六人 地方技師 專任 一人

屬 專任 四人 屬 專任 三人

技 手 專任 三人 技 手 專任 十人

沖繩縣管内ニ臨時ニ國立癩療養所ヲ置ク沖繩縣知事ノ管理ニ屬シ癩患者ノ救護及療養ニ關スルコトヲ掌ル
前項療養所ノ名稱及位置ハ沖繩縣知事之ヲ定ム

前項ノ療養所ニ所長、段書員、書記及調劑員ヲ置ク

所長ハ地方技師ヲ以テ之ニ充ツ沖繩縣知事ノ指揮監督ヲ承ケ所

務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

醫員ハ地方技師ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ癩患者ノ救護及

療養ヲ掌ル

書記ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

調劑員ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮ヲ承ケ調劑ニ従事ス

附 則

本令ハ昭和十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十九年勅令第百六號、大正六年勅令第二百二十一號、昭和八年

勅令第二百五十三號及昭和十年勅令第二百七十八號ハ之ヲ廢止ス

國立癩療養所長職務規程 (昭和六年一月九日 內務省訓令第一號)

第一條 所長ハ判任官ノ進退賞罰ヲ內務大臣ニ具狀ス

第二條 所長ハ前年中ノ事業成績ヲ翌年一月中ニ內務大臣ニ報告スベシ但シ臨時必要ト認ムル事項ハ其ノ都度報告スベシ

第三條 左ノ事項ハ所長之ヲ專行スルコトヲ得

- 一 所員ノ分課ヲ定ムルコト
- 二 雇員及傭人ノ進退ニ關スルコト
- 三 所員ノ内國出張ニ關スルコト
- 四 所員ノ除服出仕及請假ニ關スルコト

國立癩療養所分課規程 (昭和六年一月二十一日 內務省告示第十一號)

第一條 國立癩療養所ニ左ノ二課ヲ置ク

醫務課
庶務課

第二條 醫務課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

- 一 患者ノ診察、治療及看護ニ關スル事項
- 一 調劑具、他藥品ニ關スル事項
- 一 飲食物ノ検査ニ關スル事項
- 一 所内ノ清潔方法消毒方法其他衛生ニ關スル事項

第三條 庶務課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

- 一 人事及文書ニ關スル事項
- 一 調度及會計ニ關スル事項
- 一 患者ノ入所及退所ニ關スル事項
- 一 患者ノ作業、慰安及教養ニ關スル事項
- 一 患者ノ懲戒及檢束ニ關スル事項
- 一 醫務課ノ主管ニ屬セザル事項

吹	火	洗	裁	被	看	機	電	水	管	巡	般	
夫	夫	濯	縫	股	護	開	氣	道	繕	視	長	
10	2	12	12	2	10	10	10	10	10	10	10	
全生病院												
3	1	2	2									
北野保養院												
10	2	10	9									
光明園												
7	4	7	7									
大島養濟所												
7	2	7	7									
九州療養所												
37	11	37	38									
計												
180	90	405	270	315	405	405	405	405	405	405	405	

慰勞金	雇員給	備入料	看護入	看護婦	機開手	電氣手	水道手	管繕手	般長	巡視	通稱	給仕	小使
8	8	15	15	26	2	2	2	2	2	2	2	2	5
7,893	2,520	3,870	8,100	9,750	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2,712	630	1,374	3,340	3,000	700	700	700	700	700	700	700	700	700
12	12	23	36	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
9,807	3,780	4,942	11,400	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
7	7	15	24	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2
7,066	2,205	3,432	9,000	1,440	1,440	700	700	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
7	7	13	23	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2
6,345	2,205	3,105	7,000	1,440	1,440	700	700	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
36	36	72	117	7	7	6	7	9	4	2	10	14	23
33,843	11,340	15,508	38,880	6,480	6,480	5,040	5,040	6,480	2,880	1,440	6,750	18,900	65,550

療養所醫官缺員補充ニ関スル調

療養所名	改正定員	現在定員	現在實人員	補充見込人員
長島愛生園	一	一	九	前馬場宮城
栗生樂泉園	九	八	五	蓮實水井福田 他二名
星塚敬愛園	八	五	三	
東北新生園	四	四	三	
全生病院	一〇	八	六	
北部保養院	五	五	二	
光明園	一〇	三	三	蓮實高松寺崎 外二名
大島療養所	七	四	四	高橋青山他一名
九州療養所	八	六	六	鳴託大森他一名
計	七二	五四	四〇	二四

療養所名	改正定員	現在定員	現在實人員	補充見込人員
宮古療養所	三	二	二	鳴託
國頭愛樂園	四	三	二	鳴託
計	七	五	四	三

官公私在癩療養所收容患者異動月報
昭和十六年四月分
厚生省豫防局

養所名	收養 現存 者數	前月末 在養 者數	本月 收養 者數	本月 退 出 者數	本月 死亡 者數	本月 退 出 者 其 他 者	合計	現存 者數
長島愛生園	1300	1509	89	14	4	226	2473	1529
栗生樂泉園	835	892	18	1	0	0	910	964
星塚敬愛園	825	888	76	7	0	0	901	908
東北新生園	600	461	34	2	0	0	473	472
宮古療養所	200	204	35	1	0	0	239	228
國頭愛生園	250	306	24	1	0	0	321	310
計	3900	4360	240	19	4	226	4841	4411
全生病院	1200	1202	56	3	0	0	1261	1206
北部保養院	500	501	17	3	0	0	521	497
光明園	1000	883	33	5	0	0	901	895
大島療養所	650	647	45	3	0	0	685	655
九州療養所	1000	1150	147	5	0	0	1302	1156

養所名	收養 現存 者數	前月末 在養 者數	本月 收養 者數	本月 退 出 者數	本月 死亡 者數	本月 退 出 者 其 他 者	合計	現存 者數
計	4350	4383	378	33	2	260	4940	4409
烈廢園	113	63	4	1	0	0	116	62
神山復生病院	130	138	3	4	0	0	136	129
身延深敬病院	130	95	6	1	0	0	135	101
待勞院	85	64	5	0	0	0	85	69
計	458	350	27	4	0	0	481	361
總計	8708	8993	666	37	2	260	9881	8818

癩豫防事業ニ關スル豫算調

昭和十六年度

癩豫防事業關係豫算總額 三百十八萬圓

内譯

國立癩療養所費（一四ヶ所） 二百六十七萬圓

内 九 療養所（既設國立） 患者定員 四一五〇名

五 療養所（舊公立） 患者定員 四三五〇名

（但國立移管後九ヶ月分）

患者豫算定員 八五〇〇名

職員 勅任二人、奏任八〇人、判任一二〇人

患者費一人年額 二〇七圓（國立結核療養所四〇四圓）

經常費總額患者一人年額 約三六〇圓

沖繩縣振興事業費 二十二萬圓

宮古 二療養所分 患者定員 七五〇名

職員 奏任七人、判任二人

鹿兒島大島振興事業費 三萬圓

一療養所分 患者定員 一〇〇名（目下建設費八萬圓ニテ建設中）

癩豫防費補助 二十三萬圓

療養所經常費補助 五〇、〇〇〇

私立療養所補助 三〇、〇〇〇

道府縣豫防費補助 二、〇〇〇

療養所建設費補助 一四〇、〇〇〇

内譯

癩豫防協會補助

三萬圓

参考

道府縣支出分

約百萬圓

私立療養所費（昭和十四年五ヶ所分）

約十七萬圓

總計

約四百三十五萬圓

外地癩豫防事業

朝鮮（昭和十六年二月末現在）

小鹿島更園（官立）六、〇三四

大邱愛樂園（私立）六七〇

釜山相愛園（私立）一五七

麗水愛養院（私立）六八五

他に尚未收容略
同数ある見込

臺灣

樂生園（官立）六三三（昭和十六年三月現在）

樂山園（私立）五〇（一月現在）

南洋（昭和十五年七月末現在）

パラオ療養所（官立）一八

ヤツプ療養所（官立）三四

ヤルト（官立）一七

備考 略々全部收容せられたりと報告せらる。

豫防協會の事業

(一) 癩豫防に関する思想宣傳

(二) 癩患者の指導訪問

(三) 癩療養所従業員の奨励

(四) 癩治療用大風子油の製劑製造配給

(五) 癩の研究補助

(六) 癩患者の慰安

(七) 兒童保育所の經營

(八) 小學校の經營

(九) 未感兒童の分離保育

(十) 相談所の經營

本年度

豫算額 二五萬

内御下賜金 年一圓

國庫補助金 二圓

昭和十六年度豫定經費要求書各目明細書
 (優生課關係分抜萃)

歳出經常部

第一款 厚生本省 一五三一、八二八円
 第二款 事務費 三、四七三、三五円

第二目 中央優生 審査會費	目	十六年度要求額	十五年度豫算額	比	増	減
		五、〇〇〇	〇	五、〇〇〇		

區	人員	金額
調査費 費用 雜費 及 雜費		一、二〇〇 一、二〇〇 三、〇八〇

委員手當	二 三	二、七〇〇
幹事手當	三	三、〇〇〇
書記手當	一	〇、八七五
雜費		〇、四八五
計		五、〇〇〇

昭和十五年法律第百七號國民優生法參看

第四項 國民優生事業費 一〇方、八七五円

第一目 國民優生事業費	一〇方、八七五	〇	一〇方、八七五	〇
-------------	---------	---	---------	---

國民優生法ニ基テ手續診察等ノ費用ナリ。

第八款 國立癩療養院

第一項 俸給

目	十六年度要求額	十五年度豫算額	増	減
第目勅任俸給	八、一三七	四、五五〇	三、四八七	〇

二、五七〇、一八一月
三、八一、五三一月

節	區	人員	一人年額	金額
所長	長島愛生園	二	四、五五〇	八、一三七
	北部保養院	一	四、五五〇	四、五五〇
				三四八七

昭和二年勅令第三百八號國立癩療養院官制及明治四十三年勅令第百三十四號高等官官制俸給令等參看

第二目委任俸給	二〇〇、五二〇	一〇二、四五〇	九八、〇七〇	〇
---------	---------	---------	--------	---

節	區	人員	一人年額	金額
---	---	----	------	----

所長	醫官	人員	一人年額	金額
栗生樂泉園	長島愛生園	七	三、八八〇	二、九五〇
星塚敬愛園	栗生樂泉園	一	四、〇五〇	四、〇五〇
東山新生園	星塚敬愛園	一	四、〇五〇	二、八八〇
全生病院	東山新生園	一	四、〇五〇	二、八八〇
光明園	全生病院	一	四、〇五〇	三、〇三七
大島療養院	光明園	一	四、〇五〇	三、〇三七
九州療養院	大島療養院	一	四、〇五〇	三、〇三七
	九州療養院	一	四、〇五〇	三、〇三七
	長島愛生園	六	三、八八〇	二、三三〇
	栗生樂泉園	一	三、八八〇	一、五三〇
	星塚敬愛園	一	三、八八〇	一、五三〇
	東山新生園	一	三、八八〇	一、五三〇
	全生病院	一	三、八八〇	一、五三〇

枝	手				
大島療養院	長島愛生園	栗生樂泉園	星塚敬愛園	東山新生園	全生病院
九州療養院	大島療養院	光明園	少部保養院	九八五	九八五
九八五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五
九八五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五
九八五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五
九八五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五
九八五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五
九八五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五
九八五	九八五	九八五	九八五	九八五	九八五

國立瀨療養院官制及明治四十二年勅令第百三十五號判任官俸給令等ノ看

第四目賞與	六九一九四	一七、二三四	五一、九七〇	〇
-------	-------	--------	--------	---

第二項 事業費	一〇、六〇二四	五〇、五七一	五五、四三三	〇
---------	---------	--------	--------	---

第一節 備品費 四万、七五〇月

區	區	金	額
器具	器具		四一、七四二
雜品	雜品		四、一五七
雜品	雜品		八、四二二

計 4,750

第二節 圖書及印刷費 3,039

圖書購買費	1,157
製本費	319
印刷費	1,563
計	3,039

第三節 筆紙墨文具 5,000

用紙	4,024
帳簿	270
諸帳	529
筆墨印肉類	177
硯小道具類	77
計	5,000

計 5,000

第四節 消耗品 4,989

新炭油類	2,377
瓦斯及電氣料	1,874
自動車用品	4,073
雜用品	485
計	4,989

第五節 通信運搬費 1,424

郵便電信料	1,002
運搬費	424
計	1,424

第三項 患者費

第一目患者費 一五、四、四九
 言四二、二〇三
 八七、二、四四
 一五、一、四、四九

區	小	量	額
需用品費			一九五、五、八
炊具及食器			五、五、七
新炭油類			一八九、〇、一
被服費			七九、三、二〇
賄賂費			七八九、八、四三
醫藥費			三九八、五、四二
慰安費			二九、四、五三
患者旅費			一四、一、七一
埋葬費			七、五、五二
計			一五、一、四、四九

第十五款 補助費

第三項 傳染病豫防費補助

目	六年度要求額	五年度豫算額	増減
第二目 癩豫防費補助	二二三、七〇五	三三三、九五九	〇
			一四〇、二五三

最近三ヶ年度實費平均額等ニ依リ豫算ス

明治四十年法律第十一號癩豫防法參看

區	額
癩療養所經常費補助	五〇、〇一五
私立療養所費補助	三〇、八〇七
道府縣予防費補助	二、二五八
療養所建設費補助	一四〇、〇二五
計	二二三、七〇五

第五目 花柳病予防費補助	五九七、〇七七	五五一、五二五	一四五、五五二	〇
--------------	---------	---------	---------	---

最近三ヶ年度實費平均額等ニ依リ豫算ス
昭和二年法律第四十八號花柳病豫防法參看

區	額
盆花柳病診療所經常費補助	三九〇、〇二〇
代用花柳病診療所經常費補助	二八、四〇五
花柳病診療所建設費補助	二七八、〇五二
計	五九七、〇七七

第五項 精神病院費補助

第一目 精神病院費補助	五、七五五	四四三、〇七八	二二四、八七三	〇
-------------	-------	---------	---------	---

最近三ヶ年度實費平均額等ニ依リ豫算ス
大正八年法律第二十五號精神病院法參看

區 精神病院經常費補助 代用精神病院經常費補助 精神病院建設費補助 計	金額 一五三、二七六 四二七、四〇五 七七、二七〇 一、五七、九五一
---	--

歳出臨時部

第一款補助費

第七項 瀨豫防協會補助

第一目 瀨豫防協會補助	六年度要求額 三〇,〇〇〇	七年度豫算額 三〇,〇〇〇	比較 〇	減差 〇
瀨豫防撲滅ヲ期シテ各種ノ事業ヲ施行スル瀨豫防協會ニ對シ補助スルモノナリ。				

第二款 營繕費
第二項 新營費

第一目 國頭愛樂園其他電燈及電話架設	六年度要求額 三五,〇〇〇	七年度豫算額 〇	比較 三五,〇〇〇	減差 〇
--------------------	------------------	-------------	--------------	---------

區	電燈架設費	電話架設費	計
各	二九,二二五	五,七七五	三五,〇〇〇
額			

第十款 特殊疾病豫防諸費
 第一項 特殊疾病豫防思想啓發費
 三二、〇〇〇
 二四、二〇〇

第一節	圖書及印刷費	二〇、〇〇〇	增	減
第二節	通信運搬費	五〇〇	較	差
合計		二〇、五〇〇		

第二目 內國旅費	二、四〇〇	一、八〇〇	六〇〇	
第三目 雜費	一、三〇〇	一、二〇〇	一〇〇	

第二項 特殊疾病治療費	七、八〇〇	二五、〇〇〇	〇	七、八〇〇
第一目 特殊疾病治療費	七、八〇〇	二五、〇〇〇	〇	一七、二〇〇

第十一款 國民優生泣兒童保護思想啓發費
 第一項 國民優生思想啓發費
 二九、一〇〇

第一節	備品費	九、三九〇 <th>增</th> <th>減</th>	增	減
第二節	圖書及印刷費	一三、二四五	〇	三、八五五
第三節	通信運搬費	四、〇〇〇		四、〇〇〇
合計		二七、〇〇〇		七、四〇〇

第二目 內國旅費	四、八〇〇	五、四〇〇	〇	一、六〇〇
第三目 雜給及雜費	一四、九一〇	四、八五五	一〇、〇五五	

第一節 給與	區	區	額
慰勞金	七、二〇〇		七、二〇〇
計	七、四四〇		七、四四〇

第二節 雇員終

區分	人員	一人年額	金額
事務雇	=	四二〇.19	八四〇.19

八四〇.19

第三節 傭人料

終仕二人分ノ終料十リ

三〇〇.19

第四節 被服費

終仕靴料十リ

一〇.19

第五節 雜費

寫字料、賄費、舟車馬類備貨、中央及地方ニ於ケル講演會等ニ要スル費用十リ。

六、二六〇.19

第二十二款 沖繩縣振興事業費

第一項 癩療養所費

目	本年度要求額	上年度算額	比較	増減
第一目 癩療養所費	一八、九〇.19	一七、五二〇.19	一、四四〇.19	増
				一、四四〇.19

二一、五四二.519

節	區分	人員	一人年額	金額
技師	宮古療養所	七	二、八八〇.19	一八、九〇.19
	國頭愛樂園	—	二、八八〇.19	五、七〇.19

昭和十一年勅令第三百八十五號廳府縣臨時職員等設置制及明治四十三年勅令第三百四號高等官官等俸給令參看

第二目 判任俸給	八八九九.19	五、二三〇.19	三、五九九.19	〇.19
----------	---------	----------	----------	------

第五節 消毒及試驗費

四八七三円

第百五患者費

二七〇八二円

三七八八一円

四九二〇一円

〇円

埋	患	慰	醫	踰	被	需	區
葬	者	安	療	服	品	費	}
費	費	費	費	費	費	費	
計	者	安	療	服	品	費	重
費	費	費	費	費	費	費	
一七〇〇	七五三七	二〇一九九	一八七四四	一八七四四	一七〇〇	一七〇〇	額
一一七〇	九二九	七九九	一八七四	一八七四	一七〇〇	一七〇〇	額
八二	九	九	八	八	〇	〇	額

第二十七款 第一項 癩癬療養所費
 床兒島縣大島郡振興事業費
 二八七五円
 二八七五円

第一目 奏任俸給	目	十六年度要求額	十五年度予算額	比	増	較	減	差
		四三二〇円	〇円	四三二〇				〇円

技師	所長	人員	一人年額	金額
計	師長	二	二八八〇	四三二〇
		一	三二〇〇	三二〇〇
		一	三二〇〇	三二〇〇

第二目 判任俸給	一三三三円	〇円	一三三三円	〇円
----------	-------	----	-------	----

技師	人員	一人年額	金額
計	二	八九〇	一七八〇
	一	九〇〇	九〇〇
	一	九〇〇	九〇〇

第四目事業費	典	一、一三〇	〇	一、一三〇	〇
		八、九九五	〇	八、九九五	〇

第一節 廳費 一、二一五
 第二節 各所修繕費 三五〇
 第三節 内國旅費 一、五〇〇
 第四節 雜給及雜費 五、五四九

區	人員	一人年額	各	額
給慰勞金	—	四二〇	九月	七八九
雇員給料	—	七二〇	九月	三九五
看護人	—	五〇〇	九月	五四〇
看護婦	—	九〇〇	九月	七二〇
宮儀手	—	九〇〇	九月	七二〇

給仕	小使	炊夫	火夫	洗濯婦	裁縫婦	裁縫夫	看護人	看護手	給仕靴料	小使服	炊夫服	火夫服
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一八〇	三八〇	四六〇	五四〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	—	—	—	—	—	—
九月	九月	九月	九月	九月	九月	九月	九月	九月	九月	九月	九月	九月
一三五	二八五	三四五	四〇五	二二五	二二五	二二五	一八九	三〇五	一八〇	—	—	—

洗濯婦 裁縫婦 雜費	計	五 五 四 九	三 四 一	一 二	一 二
------------------	---	------------------	-------------	--------	--------

第五節 消毒及試驗費

三七五

第五目 患者費	一三九七五	〇	一三九七五	〇
---------	-------	---	-------	---

區	需用品費	被服費	賄費	醫藥費	慰安費	額
	一七二七	七八七	六八四	三八五	一三九	一七二七

區	患者旅費	埋葬費	計
	九八	七五	一三九七五

昭和十六年二月

本妙寺の癩部落解消の詳報 資料(四)

財團法人 癩豫防協會

892

目次

序	厚生省機務局長 高野六郎	一
第一章 緒言		一
第二章 歴史		五
第三章 最近の状況		一八
第四章 對策		二四
第一節 従來の對策		二四
第二節 一齊檢舉の斷行		二七
第三節 善後處置		四八
末尾 短歌二首	高野六郎 米山梅吉	五七

序

厚生省豫防局長 高野 六郎

大事業は機熟し且つ人を得なければ出来ない。熊本本妙寺癩部落の解消は一大事業である。本邦癩豫防史上特筆大書すべき大事業である。紀元二千六百年の輝しき年に此の大事業が敢行完成されたのは誠に欣快に堪へないところである。

嘗て高野山の参道の物乞癩患者が潜められたことがある。又將來の問題として草津湯の澤部落の淨化事業がある。此度の本妙寺淨化は日本の癩問題解決のために、正に爲さねばならぬことを、正になすべき時に完成したのである。

熊本清正公様と云へばすぐレブラを聯想するほどの癩地區であつた。此の地區の淨化は癩者のために、熊本のために、又日本のためにいつかは斷行されねばならなかつたのである。幸に上

皇太后陛下の御恩召により癩療養施設も漸く擴充せられたこの際こそ誠に絶好の時機である。更に又十時英三郎翁の如き先覺者があり、宮崎所長の如き熱烈なる推進者があり、時も人も大に備はりつゝあつた所へ、山田警察部長が赴任されたのは正に雲龍點睛の妙趣を發揮したものであつた。而して雲霧を排して青天を見るが如く部落が解消し盡したことは、皇國萬人の慶幸とする所であり、當事者各位に對しても感謝に堪へぬ所である。

本記録は本妙寺部落の生立から解消までの全歴史を詳述して日本の癩問題の貴重なる資料たるを失はない。癩豫防協會に於ては之を印刷して關係者間に頒ち癩豫防事業の進境を喜ぶと共に更に將來の參考に資せんとするものである。

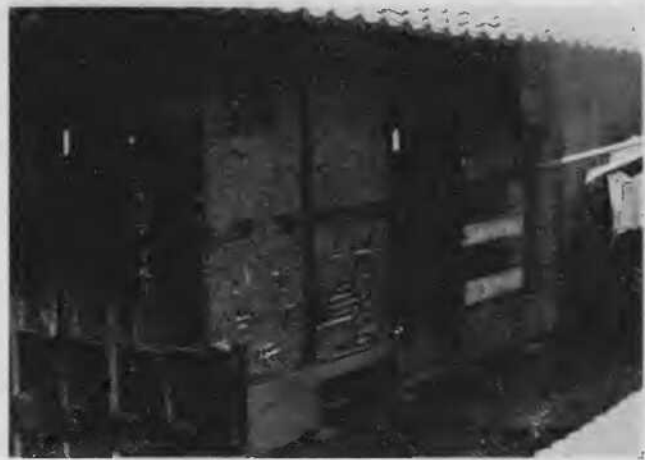


道 参 寺 妙 本

。ルアデノモタシ食乞アリ列塔数多者患癩ニ、コハ昔リテ籠控ノ数無ニ側兩



廟ノ公正清藤加ニ在ニテ當突道寺



(昭和十五年七月) 熊本ノ前直容救
ノモタケ附ヲ標目ニロ戸ノ家患前直始開容救



(一) 始開容救



(二) 始開容救



(三) 始開容救

送輸者患ノへ所發嶽州九



木 始 後 ノ 家 患

本宛所蒙療各ルモ容取散分ヲ者患ヲ以テ便道繼、業作包網ノ品留遺ノ者患
。ルケ屬ヲ送へ人



業 作 却 毀 ノ 家 患

本妙寺癩部落の解消迄

第一章 緒言

去る七月九日午前五時を期して熊本縣警察部の手に依つて本妙寺癩部落の一齊收容が敢行せられた。本妙寺と言へば癩、癩と言へば本妙寺を思出す程、本妙寺と癩は密接不離のもの様に思はれて來た。最近には此處を本據に相愛更生會などいふ會を組織して、地元の本妙寺は勿論のこと、遠くは北海道朝鮮まで出歩いて全國に迷惑を掛けるようになつてゐた。五十年前本妙寺の患者を見るに見かねた外國の婦人達によつて回春、待勞の兩院が開設され、兩院の資金關係ある英米佛等の歐米諸國に本妙寺の名が喧傳せられて、お蔭で長い間を國の恥を外國に曝したものである。

この本妙寺癩部落の歴史、其の發展過程内部組織及び今回取られた根本對策等を記録に残し置くことは將來の癩預防行政上の参考になることと思ひ本記録を作成した譯である。これは主として九州療養所書記北里重夫をして調査記載せしめた。

本妙寺の癩部落は熊本縣市歴代當局の憚みの種であり、明治四十年癩預防法が制定せられて、第五區九州療養所を熊本縣に設置することになつて、縣當局としては、先づ本妙寺所在地の花園村に敷地を撰定したのであるが、地元民の猛烈な反對運動に遭つて結局現在の合志村に決定を見たのである。これを見ても當時縣當局としては眞先に本妙寺癩部落を片付けなければならぬといふ意圖の存したことが窺はれる。其の後明治四十二年四月九州療養所の開設と同時に、いの一帯に收容した二十七名の患者は勿論本妙寺の患者であつた。其後も絶えず狩込みと稱して一時に五人或

は十人の患者を本妙寺部落から強制收容してゐたのであるが、蠅を追つても後から後からと集る様に最近ではこちらの方が根氣負けしたやうな形になつてゐた。

由來本妙寺患者は九州療養所をはじめ全國療養所の逃走患者が大部分を占め、二三次多きは五六回の逃走前科ある患者が多く、時には十數回も逃走したといふ逃走の記録保持者もある。こんな具合で昭和十年十月鹿兒島に敬愛園が開設せられてからは此所を逃走した患者の落着く先は結局本妙寺といふことになり、お蔭で部落も押すな押すな盛況を呈し、相愛更生會等の組織的の活動が始つたのもこの頃からである。元々本妙寺は不良民と癩患者の混成部落で、賭博詐欺窃盗恐喝賄賂等あらゆる罪惡の坩堝の如き觀を呈してあり、部落民の人氣が荒く、以前は警察官の手も届き兼ねるやうな、状態であり、衛生上の問題ばかりでなく、風紀治安の上からも樂ておき難い状態となつてゐた。それでこの部落には方面委員になる人もない位であつたが、昭和七年頃から熊本市西部方面委員の十時英三郎氏が敢然立つてこの部落に飛び込み書記酒井學氏と共に先づ實情の調査に着手せられた。その結果内部の状況が明瞭となり益々樂ておき難いことが判明して來た。そこで十時氏は自己の調査に基き縣市當局に再三再四本妙寺部落の改善淨化を建議されたが一向埒があかず、終には上京して時の内閣總理大臣に建白すると敢闘して居られた(當時の廣田内閣總理大臣と十時氏とは特別の關係があつた)。其頃偶々郷土の先輩清浦、安達兩氏の歸郷を機會に九州救癩協會の主催で知事市長はじめ縣市關係者の參集を求めて席上十時氏から纏々本妙寺の事情を説明された。當時氏は既に七十歳近い老人であつたが舌端火を吐くやうな熱誠の様子が今尙眼底に鮮然としてゐる。其後或事情のため自己の生命に代へてもと決心して居られた本妙寺問題から手を引くことを餘儀なくさせられた。然し同氏によつて一度點火された焰は次第に燃え上り漸次具體化して、一昨年十二月には縣市の負擔により九州療養所構内百二十坪の敷地を劃して六房三

十五坪の縣警察部留置場が建設された。これは一房に五人を收容するとして合計三十人、必要があれば直ちに増築して五十人までは收容する計畫であつた。そしてこの留置場專任の警察官配置の縣訓令が出された。由來癩患者の犯罪に對しては警察官もこれに掛り合ふのが嫌である上、患者の犯罪を摘發検査しても差當りこれを留置することが出来ないの、殺人か放火の如き大罪でも犯さない限り、見て見ぬ振りをしてゐる始末であつた。それで療養所に收容しても直ちに逃走するし、賭博恐喝詐欺窃盗賄賂等彼等不良患者には朝食前で國法と雖も彼等には及ばず、彼等は恰も治外法權を享有する民の如き觀を呈してゐた。そこでこの癩專用留置場を設けて、一方善良なる患者は飽くまで親切に慰安救護に努むると同時に、勝手な眞似をして反則行爲を敢てする者に對しては斷乎たる處置を取ること熊本縣當局の方針が定つた。然しこれまで愈々實動に移るといふ瀬戸際になつて頻々と當面の責任者である警察部長の更迭があつて遂に實現を見ないでゐたが、現警察部長山田駿介氏の本年五月初め石川縣より赴任せらるゝや赴任早々本妙寺問題を詳細説明したところ、早速本問題の解決を決意された。

爾來同氏の手許に於て秘密裡に計畫が進められ、本文に記載の如く七月九日午前五時を期して本妙寺癩部落の一齊檢査が斷行され百五十七名(内未感兒童二十八名)の患者が收容された。但し檢査した患者の中不良悪性の者をどう處置するかは本問題計畫當初からの悩みであつたが、草津の栗生榮泉園からは悪ければ悪い程喜んで引き受けるからとこのことであつた。この犠牲を顧みず自ら進んで協力された態度こそ本妙寺問題解決の原動力であつて、この點我々は絶大の敬意と深甚の感謝の意を表し特筆大書する次第である。

今や本妙寺に關する限り一人の癩患者の影も見出すことは出来なくなつた。收容された患者の遺留物品はすべて一物も残さず荷造りして鐵道便を以て夫々送致先なる療養所宛送附し、家屋は全部買收して毀却することにし買收の手

續も完了して、島崎町小山田深刈部落は既に全部家屋が取拂はれた。

本妙寺の患者の如く、日本全国を跋に北は北海道から朝鮮の外地に至るまで自由自在に飛び廻る患者は山間僻地の一軒家の穴蔵の中に蟄居して居る様な患者に較べて其行動範囲の大なること、接觸面の廣いことは比較にならず従つて癩感染源としての危険率が大きく、危険率から云へば何百何千倍に相當する、即ちかゝる患者一人の存在を許すことは豫防の上から云へば何百何千の患者を放任すると同様な結果になる。かゝる意味に於て癩部落は豫防上重大なる意義を持つものであつて、本妙寺部落の今回の掃蕩はマジノ線の突破にも比すべく、この結果日本の癩界にも新しい秩序が建設せられて、無癩日本實現の朗報を聞く時も近づいた様な気がする。

今回檢査された本妙寺の患者諸君の個人個人の立場を考ふれば同情禁じ得ないものがあるが、社會の秩序を紊す反則行為癩感染源としての同胞民族に及ぼす害毒行為は斷じて許容することは出来ない。かゝる場合所謂鬼手佛心敢然立つて斬魔の劍を揮ふことは已むを得ない。愛の實行も難しいが、義の貫徹は更に難しい。後者のために勇氣と斷乎たる決心が必要である。本妙寺問題が今まで片附かなかつたのも偏にかゝる點に原因があつたと思はれるし、かゝる問題は愈々手をつけて起ることを豫想される種々なる派生問題を心配してゐては到底やれるものではないし、やるまゝと思へば其口實はいくらでもある。要は誠意と勇氣の如何にある。幸に現熊本縣警察部長山田駿介氏は正義と責任の感の強烈なる人で、癩患者に對する同情は同情然し不正は斷じて許すべからずといふ信念の下に、本妙寺に一旦手を着けて如何なる問題が起らうとも構はないといふだけの覺悟があつたやうである。實際この問題の前後同氏と語つてゐる中に其言葉の片鱗の中に斷乎たる決意の程を窺ふことが出来た。實は從來の例から見ても一つ間違へばどんな事件が起らないとも限らなかつたのであり、一身の利害安危を顧みずそれを敢て斷行された同氏の崇高なる人格に對し

て我々は最高の敬意と深甚の謝意を表すべき義務を感じる。

今回の本妙寺癩部落の掃蕩は豫防醫學に於ける外科手術にも比すべきものであつて、多年の悩みであつた癩豫防上の痛を弊察權といふメスを以て摘出手術を行つたやうなものである。然し幸にして手術並に其後後も顧調で、さしも有名であつた本妙寺癩部落にも解消の日が來た。本問題解決に對して永い間陰に陽に努力を傾注して來られた熊本市に於ける某社會事業關係方面委員九州救癩協會の方々に對しては深甚の謝意を表する。尙本問題の最初の導火を點ぜられた十時英三郎翁が折も折問題解決の直後、長くも

皇太后陛下御下賜金拜戴拾周年記念の表彰を受けられた。これは偶然と言へば偶然であるが、其存命中にこの結果を見且つ同時に表彰まで受けられた同氏の感懐や如何。

(皇紀二千六百年八月二十五日九州療養所長宮崎松記)

第二章 歴 史

本妙寺癩部落と稱せらるゝのは一體如何なる區域を言ふかと申せば本妙寺參道の中程の十數段の石段を登つて仁王門をくゞつた處から右へ曲り込む家の間の道を這入つて行く一帶、即ち七百年の昔南北朝時代の菊池氏の武將井芹六郎經益の居城があつたと云ふ中尾丸、及びその北西方日朝寺の裏手に當る日朝裏、それから參道の反對側である釋迦堂の横から這入つて一丁はかり行つた常題目と稱される常誦堂のある附近とそれに隣接する東側の深刈との四つの部落の總稱である。さてこの加藤清正公の廟所である本妙寺に何時頃から癩患者が集つたかは確な記録を發見し難いが、日蓮宗の經書の中に法華經を誦誦胃漬した前世の罪業が癩病となつて生れたのであるから今生に於て日蓮宗を信仰す

ることに依つて其の罪が償はれると言ふ迷信から池上の本門寺、房州誕生寺、身延の久遠寺等日蓮宗の古刹に癩患者の集つた歴史は古くからあるのであつてそれ等と同様の意味で本妙寺にも昔から癩患者が流れ込んで来たのである。然しながら周囲の環境等の關係で永く止まるを得ない處では患者が信仰のために、半永久的にその附近に居住するといふやうなことはなかつたけれど本妙寺は周囲がそれを許すに都合の良い條件を具へてゐた結果遂に後年世界的に迄有名になつた本妙寺癩部落が形成さるゝに至つたのである。

明治二十三年回春病院の創立者である故ハンナ、リデル女史が春爛漫の四月三日、櫻の下に歸つた癩患者の群を見て「初めて癩を見る」とあの有名な感激の一句を記したと言はれるその當時既に多数の患者が参道の兩側に溢れ参詣者の袖に縫つて物を乞ふてゐた情景が想像される。適確な記録はないが古い患者の言ふ處に依ると當時三、四十名の患者が毎日参道に並んで乞食をしてゐたやうである。其後患者の数は漸次増加する一方であつて日露戦争の前後には所謂天幕時代と言はれる患者横行時代を現出した。即ち本妙寺北側の共同墓地を中心として附近一帯に粗末な手製の天幕を張つて一つの天幕内に少なきは、二、三名、多きは七八名が雑居して乞食生活を續けてゐた。勿論この天幕生活者は全部が癩患者ではなく非癩の乞食も混つてゐたが、天幕の數約八十餘張に達し癩患者百四、五十名を算した。日露戦争の戦時インフレ景氣の影響があつて物乞ひの収入も多く天幕内では夜毎酒宴さへ開かれたものである。此處に癩患者療養醫院と稱するインチキ病院が出来たのもその當時であつて、大分縣人の或る野郎が病者の弱點を甘く捕へて計劃したのがこの詐欺的病院の正體である。即ち一人一ヶ月の入院料を五拾圓と定め絶えず五拾名位の入院者があつてその収入は莫大な額に登つたにも拘らず病院經營の一味の連中はそれに飽き足らず患者と郷里との音信を中途で勝手に斷つて密かにそれ等患者の郷里へ人を派して血縁の者から甘言を弄したり脅迫したりして金品を掻き上げた。

この悪辣な手段に依る不當擄取は流石にさう長くは續かなかつた。三年間ばかりで警察の手に依つて解散を命ぜられ、主謀者數名は處罰されて仕舞つた。然しながら處罰された者は自ら招いた罪であつて仕方がなかつたが、被害を受けた患者こそ誠に悲惨であつて、この悪辣な擄取に依つて郷里の家は破産して送金不能となり、天幕生活者の仲間へ入るより外に途がなくなつたのである。

斯くて當時の患者の生活は何處迄も物質ひ乞食の範圍を出ず、怠惰放縱、人の恵みに縋る最下級の生活に甘んじ疑はざる者ばかりであつたが、この天幕生活からベラックや小屋掛の生活へ移つてゆくにつれて彼等の生活様式も單純な乞食の生活から、托鉢僧や山伏となり或は漏路となつて貰ひ歩く積極的なものへと變化して行つた。従つて此處らあたりに既に後年あの「相愛更生會」といふやうな、人の懐に依存して生きてゆくことを特權と心得る浮浪癩根性の萌芽があつたと見るべきかも知れない。

明治三十七、八年の日露戦争に際して十數棟の陸軍の軍馬厩舎がこの附近一帯に建てられそれが戦後不用となつたので土地の者に拂下げられたが、この一部は堆肥小屋などに使用され一部は人の住めるやうに疊を敷いて貸家としたのでこれに癩患者が住むやうになつた。

猶この頃は前述した如く戦時景氣の影響でホロい儲け口が多かつたので患者中の小金を持つてゐる或る者が軍隊の残飯の拂下げを受けこれを食料として仲間へ賣り或は豚を飼育して利益を擧げ相當の資産を作つたものもあつた。當時のことは正確に調査したものがないのでこの部落戸數の何割が癩患者であるかも知ることが出来なないが、天幕時代から屢々警察の手に依つて追拂はれながらも頭上の蠅を拂ふに似て再び舞ひ戻るのが大半であり、明治四十二年九州療養所が創設された際三回に亘つて約百名の浮浪患者が本妙寺から強制的に收容されたにも拘らず古巣へ逃げ歸つた

以上ノ成績ハ僅カニ聴診器一個ヲ以テ短時間ノ間ニ檢診ヲ行ヒシモノニシテ充分精査センカ一人ニテ數種ノ病氣ヲ併有シ、ヨリ多數ノ病氣ヲ發見スベキハ論ヲ俟タズ、然シ大體トシテ營養不良ヲ類ト混同サル、ガ如キ不具者並ニ其ノ他各種ノ病疾者ヲ比較的多數發見セルハ所謂貧民窟ノ定石ヲ踏ムモノト云ヒ得ベシ。

癩症狀ノ檢診ハ一般健康診斷ナリト云フ振込ナリシ故癩菌檢出ヲ初メトシ餘リ嚴密ナル檢査ヲナス能ハズ臨床診斷ノミニ依リテ決定セリ、檢査成績ノ大略ヲ述ブレバ左ノ如シ。

- 一、中尾丸、日朝裏、深刈地方ノ貧民部落ハ全數一五〇世帯五〇〇人ナリ
- 二、全癩患者數ハ四四戶全家族一三八名（一三歲以下四三名）
- 三、癩患者數

既ニ自覺セルモノ 四二名
 新發見 一〇名（全住民ニ對シ一〇%）

- 四、疑似癩 二二名

（同一家族ニ癩患者アル者ハ僅カニ四名十三歲以下ノ兒童ハ實ニ十二名ノ多數ナリ）

五、自己ニテ癩ヲ自覺シ素人目ニモ類ト判定サル、モノ四十二名中
 半永住者二十五名（警察名簿ニアル者僅ニ七名療養所逃亡者十二名）

浮浪性ノモノ十七名（信仰ノタメ來タリシモノ一名ノ外ハ全部療養所逃亡者）

六、患者ノ病狀ハ比較的輕症者多ク舊患者四十二名中結節癩十二名、神經癩二十六名、斑紋癩四名、新患十名中、神經癩五名、斑紋癩五名

七、小學兒童中

眞正三名（何レモ輕症ニテ傳染ノ危險ナシ）癩似十一名

八、癩患者家庭ノ未感兒童十二名中

未就學七名（内實子四名）通學兒童五名

九、生活狀態

貸家業三名、借地シテ、バラック自作者五名他ハ、六疊一間ノ長屋ニ雜居セリ、其他ハ田舎ニ糸針等ノ行商ニ出ルモノ多ク本妙寺參道ニ乞食ヲナスモノハ、十二名ニ過ギズ

一〇、患者ノ出生地ハ熊本縣内ハ少ナク九州各地及中國四圍ノ者多ク殊ニ鹿兒島縣大島郡並ニ沖繩ノ患者多カリキ

總括的意見

中尾丸、日朝裏、深刈地方保健調査ノ結果ハ不具癩疾者ヲ多數ニ認メ重症肺結核ハ比較的僅少ナリキ

貧兒ノ哺乳兒ニテ重症ノ營養不良ニ陥レル者多カリシハ社會問題ナルベシ

癩患者數ハ既ニ自覺シ素人ニモ判定サル、者四十二名ニシテ余方新發見セル者十名合計五十二名ノ多數ニ達ス

全住民ノ一〇%強ニ當リ全國稀ニ見ル濃厚地ナリ然シ病症ハ比較的輕症者多ク傳染ノ危險アリト認ムル者ハ嚴密ニ見テ十七名ヲ出デズ、此ノ外ニ二十一名ノ疑似患者ヲ發見シ余ハ専門的立場ヨリ此ノ疑似患者ノ將來ノ經過ニ非常ニ興味ヲ感ジ再ビ檢診ノ機會ヲ事ヲ念願スル者ナリ

新發見患者並ニ疑似患者ヲ通ジテ現在同一家庭内ニ患者ヲ有スル者比較的少ク十年以上此ノ土地ニ居住シ家庭外ニ於テ傳染セシモノト思惟サル、者多カリキ中ニハ八年間モ癩患者ト隣同志ニ居住シ明白ニソレヨリ傳染セシナラン

ト證言セル者アリ、又一家ニ四五名モ眞性及疑似患者ヲ出セル家庭ニシテ家族ニ癩患者無カリシト云フモノアリ、即チ此ノ土地ハ全ク癩ノ傳染ヲ信ゼザル者ナルベク癩患者ガ家主ニシテ有力者トシテ尊敬ヲ受ケ數十年來約二千坪程ノ狹隘ナル地域ニ多數ノ住民ガ密集雜居セル爲ニ傳染ヲ遏シクセル者ナリト思惟ス殊ニ新發見患者並ニ疑似癩ノ約半数以上ガ十三歳以下ノ兒童ナリシトハ一ツノ社會問題トシテ識者ノ注意ヲ煩ハサント欲ス、小學兒童中極メテ輕症ナレドモ眞性患者三名、疑似十一名癩患者家庭ヨリ通學スル者四名アリシモ將來考慮セザルベカラザル問題ナルベシ

但シ癩患者家庭ノ兒童十二名中、眞正、疑似各一名ニ過ギザリシハ稍々意外ナリシガ、比較的幼少者多ク且ツ其ノ内四名迄ハ貫子ナリシ等ノ關係ニ依ルベシト思惟ス

癩患者中ノ三名ハ此ノ土地ノ大家主ニシテ裕福ナル生活ヲナシ居レバ將來ノ浮化困難ナル重大理由タルベシ尙此ノ土地ノ患者ノ半数以上ハ九州療養所ノ逃走患者ニシテ且ツ鹿児島縣大島郡ノ者並ニ沖縄縣出身者多キハ將來之等ノ患者收容上留意スベキ點ナルベシ

(終)

次に本妙寺部落史に特筆さるべきものに相愛更生會の出現がある。

これが發案發起者は九州療養所の逃走患者である、山田三郎、大山五郎、上宮一太(以上假名)等であつて彼等は本妙寺に彼等の手に依る草津の湯の澤式の部落建設を夢みその資金並に生活費の捻出のために社會の篤志家に頼るべき寄附勧誘の許可を縣當局に願つたけれども許可される筋合のものではないので、彼等は熊本縣知事の許可證を偽造して、全國的に勝手に寄附を募つて歩くことを始めた。今その組織其他に就て少しく詳しく述べるならば、會員は春秋二期約三ヶ月間を會長の指示する地方に二名若しくは三名を一組として寄附金募集のため派遣せられ、其の手段としては

美濃半紙型黒クローズ表紙の「喜捨芳名簿」「相愛更生會」と金文字を以て表したる帳簿を所持し、其の表紙裏には相愛更生會の事務所及患者收容所と稱するインテキ寫眞を添附し新法印刷の「趣意書」及「同會代表委員囑託書」なるものを綴込みありて之れを持ち歩き各戸より寄附を強要したのである。

次に趣意書なるものを示せば

趣意書 (原文ノ儘)

我が帝國ノ文明ヲ敬慕シ吾等生ヲ現代ノ日本帝國ニ享受セシ事ヲ感喜ス、時ニ當リ大局ヨリ民心ノ善導ヲ起シテ日本建國ノ大理想ヲ知ラシメ更ニ同情博愛ノ源泉ヨリ不治ノ難病不具者ニ對スル社會的救濟事業ノ努力ヲ獎勵ナス事ハ將ニ當局急眉ノ急務ナリト信ス
公立九州療養院ハ自今登千餘名ヲ療養センカ收容機關充分ナラズ、希望ノ入所許可サレザルハ迷惑ノ次第吾輩本ノ本妙寺ハ昔ヨリ斯ル不幸ナル、レブラ患者ガ各府縣ヨリ集リ來テ實ニ堪ヘ難キ次第ナリ近縣地ハ元ヨリ沖縄、朝鮮北海道ノ遠地ヨリ信仰ニ來タルモノ幾多アリシガ數年ノ患ヒニ送金ハ絶ニ途ニ路頭ニ迷ハントス、吾相愛更生會ハ斯ノ如キ悲惨ナ境遇ニ悶ヘル道行レブラ患者登百餘名ヲ收容シ且治療ナスニ至リ基本乏シク本會現狀維持困難ニ立至リ目下當局へ出願中本會事業上完成ナラズ萬其意ヲ得ズ甚ダ恐縮乍ラ滿都ノ諸兄弟ヨリ薄幸不具ヲ歎ク同胞ノ本會へ特ニ應分ノ御援助賜リ度今回代表委員ヲ以テ幾重ニモ伏而御願致マス

恐惶

昭和十二年三月二十日

一六

熊本市島崎町一、〇一三
相愛更生會

御有志慈惠ノ各位
委員囑託書(原文ノ儘)

何 某 殿

右者本會代表委員トシテ喜捨芳名録並ニ賛成募集ヲ囑託ス

熊本市島崎町一、〇一三番地
相愛更生會

一、期間 昭和 年 月 日
同 年 月 日
一、多數ノ募集願上候也
昭和 年 月 日

會長 何 某

右の様にして内地は勿論遠く朝鮮までも手を延ばして流浪徘徊し詐欺恐喝を致したので各府縣の警察部から頻々と熊本縣警察部宛にこれに就ての照會、取調への依頼等が舞ひ込んだのである。
今その照會文の例を掲ぐれば

衛發第〇〇〇〇號

昭和十三年七月七日

熊本縣警察部長宛

癩患者寄附金募集ニ關スル件

〇〇縣警察部長

本籍鹿兒島縣日置郡串木野町一〇一

住所熊本市島崎町一、〇一三

相愛更生會内 〇〇〇〇

二十八年

右者七月三日午前十時頃管下〇〇〇郡〇〇町ニ於テ寄附金募集ニ從事中ノ處不審ノ點アリシヲ以テ所轄〇〇署ニ於テ取調ベタルニ本名ハ數年前ヨリ癩患ニ罹リ目下肩書地ニ於テ療養中ナルガ該相愛更生會ハ國費ニヨリ收容シ能ハザル癩患者ヲ收容自治的ニ共同療養シツ、アリ目下ノ收容人員五十名ニ達シ經費ニ不足ヲ生ジタル爲メ會員協議ノ結果例年通り各地有志ノ寄附ヲ仰ギ之方經費ニ充當スルコトニ議決シ當局ニ許可申請ヲ爲シタルモ時局ノ爲許可ヲ與ヘラレザリシニ依リ喜捨ノ名目ヲ以テ各地ヨリ會員ヲ募集スベク協議シ癩患者十名乃至十三名位ヲ各地ニ派遣シ之ガ募集ニ從事中ニシテ〇〇〇モ客月二十九日肩書地ヲ出發〇〇〇郡〇〇町ニ來リ〇〇町、〇〇町、〇〇〇町等ヲ巡歴寄附金ヲ募集シ三日〇〇町ニ來リ寄附金ヲ募集シ居リタルモノニシテ其寄附金額ハ五十錢乃至一圓位ノ程度ナルガ本名ノ行爲ハ寄附金募集規則違反ト認メラル、モ絛上ノ如キ實情ニ鑑ミ之ヲ處罰スルモ實益ナキノミナラズ殊ニ癩患者ヲシテ各戸ニ就キ寄附金ヲ募集セシムルハ病毒傳播ノ虞アルヲ以テ(中略)所轄警察署長ヨリ報告有之候條爲參考通報

一七

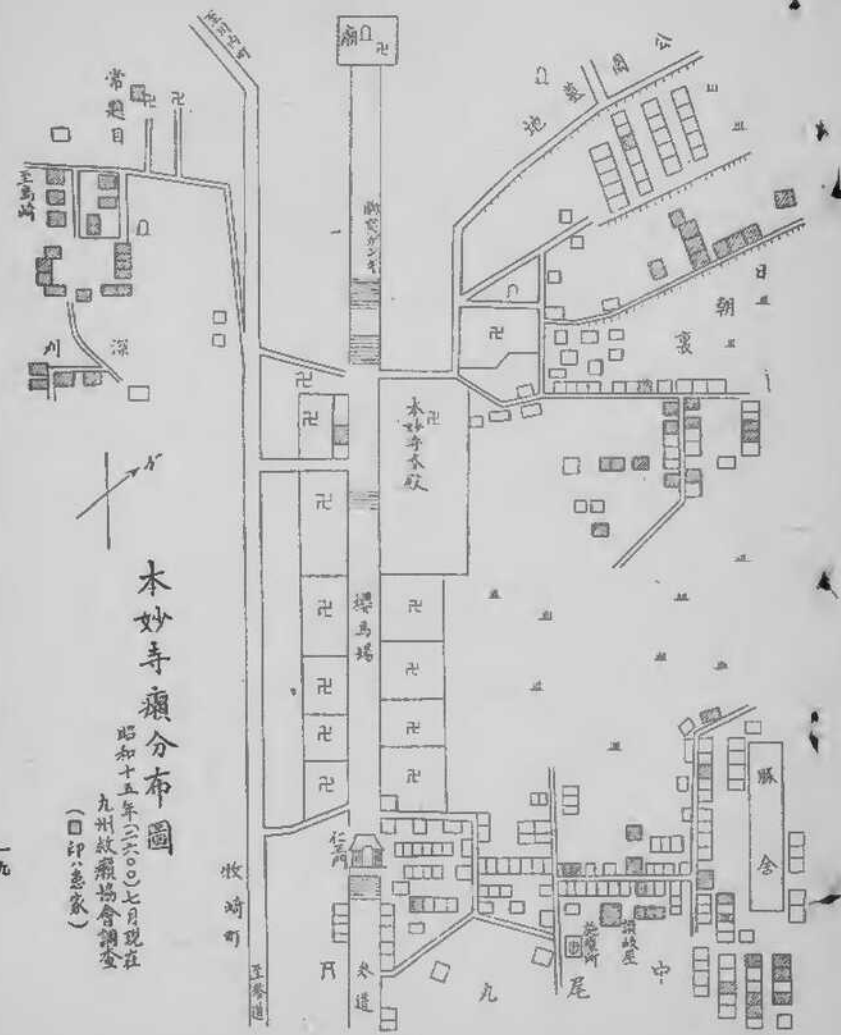
旁々相愛更生會ノ内容承知致度此段及照會候也

右の如く昭和十三年頃迄は當局の不許可の儘募集してゐたが警察當局の眼が厳しくなつて來て募集の成績が學らな
いので最後には縣當局の許可證を偽造行使する迄になつた。

第三章 最近の狀況

茲で最近の狀況と云ふのは昭和十五年七月九日の大檢察の直前の状態をいふのである。

本年の春以來布教救護其他種々の關係から密接な接觸を續けて來られた九州救護協會の手に依つて蒐集された材料
に依つて以下述べることにする。



本妙寺癩分布圖

昭和十五年(一九四〇)七月現在
九州救護協會調査
(印心家)



第一表 本妙寺部落在住癩患者ノ戸数人口

場	所	癩患者				癩患者				
		全戸数	全人口	癩戸数	癩人口	全戸数	全人口	癩戸数	癩人口	
中尾丸	丸	140	450	22	33	計	234	713	64	112
	朝	71	200	2	3					
日朝丸	丸	17	50	1	1	計	234	713	64	112
	朝	5	13	1	1					
常日丸	丸	1	0	0	0	計	234	713	64	112
	朝	0	0	0	0					
深尾丸	丸	0	0	0	0	計	234	713	64	112
	朝	0	0	0	0					
其他	丸	0	0	0	0	計	234	713	64	112
	朝	0	0	0	0					

右の表の全戸数及全人口は推定概数で有つて實数はこの数字より多いやうである。又癩戸数及癩人口も移動が甚しいので正確な数字を擧げ難い。

第二表 本妙寺部落在住癩患者男女別未感染兒童及同居家族数

場	所	癩患者		未感染兒童十三歳以下	同居未感染家族
		男	女		
中尾丸	丸	22	22	6	8
	朝	11	11	2	
日朝丸	丸	21	21	2	4
	朝	10	11	1	
常日丸	丸	1	0	0	2
	朝	0	0	0	
深尾丸	丸	0	0	0	0
	朝	0	0	0	
其他	丸	0	0	0	0
	朝	0	0	0	

場	所	癩患者		未感染兒童十三歳以下	同居未感染家族
		男	女		
中尾丸	丸	22	22	6	8
	朝	11	11	2	
日朝丸	丸	21	21	2	4
	朝	10	11	1	
常日丸	丸	1	0	0	2
	朝	0	0	0	
深尾丸	丸	0	0	0	0
	朝	0	0	0	
其他	丸	0	0	0	0
	朝	0	0	0	

右に示すやうな分布状態であるが今部落に就て簡単にその特殊事情を述べてみると、先づ中尾丸は例の〇〇屋〇〇一家の如き資産拾数万と目するものや其他にも貸家業を営むもの、養豚を営むもの等があるけれど共三十餘様の長屋式の建物は全く不潔其物であつて非衛生的なことに於ては各部落中此處が第一である。又此處に住む患者は資産のある一部のものを除いては大體に於て各療養所逃走者が一時の足溜りとして止まるものが多いので、移動の激しいことも此處が第一である。

次に日朝丸であるが此處も中尾丸と大同小異であつて、日雇稼、線香賣、廻路、犬殺し等を業とする健康者の細民と混在して四十名餘りの患者が居住してゐる。此處の患者は大半が相愛更生會員であつて、物賣、野菜賣、日雇稼等を業とする一部を除いては無職である。

次に常日丸並に深尾丸は、中尾丸及び日朝丸に比べると生活程度が稍々上位にある。即ち此處に居住する連中は大部分が相愛更生會の幹部であつて、會の本部も勿論此處にある。昭和十年後に大半の家は建築されたものであつて、バラックに毛の生へた程度ではあるが兎角門があつて辨をめぐらした構へもあり、長屋は一棟しかない。さうして此處の患者は全く無職であつて相愛更生會の収入に依つて生活してゐることを思ふと、その巧妙なからくりは今更驚くの外はない。

全部落の患者を大別すると所謂更生會員として、それに依つて生活してゐるものと、更生會員でない者即ち何等かの他の職を持つてゐて、それで生活してゐるものと二つに分けられるさうして、その何等かの職を持つてゐる患者を更に二つに分けてその一つは所謂資産を有する貸家業の連中であり他の一つは物賣や、葬儀の旗持や其他最下級の職に依つて漸く餓えなだけの生活をしてゐる連中である。

各部落に於ける更生會員数は日朝裏が三八名、常題目が二九名、深刈が七名、中尾丸が五名、計七九名である。参考迄に更生會の役員(假名)を擧げると

- | | | |
|------|------|------|
| 顧問 | 山田三郎 | 大山五郎 |
| 會長 | 山本光雄 | |
| 副會長 | 山中義郎 | |
| 會計 | 山村正夫 | |
| 書記 | 中山文治 | |
| 風紀係 | 小川幸榮 | |
| 委員 | 中川信一 | 北山三郎 |
| 婦人會長 | 山村道子 | 安田吉三 |
| 同副會長 | 田崎ハル | |

猶更生會に加入してゐない患者は中尾丸に二八名日朝裏二名その他二名で計三二名であり、全患者の三分の二は更生會員であることが解る。更生會員以外の患者の職業別を掲げると。

貸家業	三	養豚	一	左官	一	仲仕	一	日雇	三	ボロ買	二	花賣	一	乞食	三	其他	一	無職	六	計	二九
-----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	-----	---	----	---	----	---	----	---	----	---	---	----

賭博常習者で患者の家を次から次に渡つて歩く者も居れば、何をして食つてゐるのか解らぬ者もゐる。それ等の者で自宅よりの送金に依つて生活してゐると稱してゐるものがあるが眞偽の程は疑はしい。

次に癩患家の本籍別は次表の如くである。

本籍別	沖繩	鹿児島	熊本	宮崎	大分	福岡	京都	佐賀	大阪	滋賀	山形	高知	香川	和歌山	朝鮮	不明	合計
戸数	一七	八	七	二	五	二	二	一	二	一	一	一	一	一	四	九	六四

沖繩鹿児島が断然多いことは星塚敬愛園が創設されてから、その逃走患者に依つて増加したものである。今分つてゐるものだけに就て各療養所別逃走患者の数を擧げると。

九州療養所	三一人	敬愛園	一五人	愛生園	四人	回春病院	四人	待勞院	二人	大島療養所	一人
-------	-----	-----	-----	-----	----	------	----	-----	----	-------	----

猶最後に附記したいことは全患者一二二名中二十ヶ年以上此の部落に居住してゐるものは僅に六名で六ヶ年以上のものは二六名に過ぎず其他のものは絶えず異動しつゝあるものである。事變第三年の緊迫した世相の中に呼吸しては

流石に彼等も病人とは云ひながら、療養所の生活を逃避して、自分勝手に世の中の人達の懐中に依存して生きてゐる我儘な生活の矛盾を感じ初めたことは事實であつて、早晚何等かの形に於てこの部落の上に加へらるゝ彈壓の手のあることを密かに推知してゐる幹部もあつたらしい。

第四章 對 策

第一節 從來の對策

明治四十年二月の第二十三帝國議會に癲癩防法案が提出された際の議員の質問や政府の答辯内容が殆ど本妙寺浮浪癲患者を中心としてゐることを見ても、本妙寺浮浪癲患者の處置が當時の重要問題であつたことは想像するに難くない。

特に第五區九州療養所が熊本へ設置さるゝに至つた動機はこの本妙寺浮浪癲患者への對策を考慮に入れてあつたことは勿論である。

それで明治四十二年四月二十七日、九州療養所開所第一回の患者收容に於て、本妙寺から二十七名を連れて來たのである。その後引續いて四月三十日、五月一日と前後三回に亘りて約百名の患者を本妙寺から收容した。

當時の本妙寺の患者数は正確な調査記録はないので明瞭りしたことは解らないが、故河村前所長が九州療養所の開所前に見當をつけられたところに依ると約百四、五十名の患者が非癲乞食に混在して、本妙寺附近に居を構えてゐたらしいのである。それで百名の收容に依つて大半の患者が片着いた譯であるが結果はなかなかさう簡單に効果を現はし

て呉れなかつた。つまり根を切らずして如何に枝葉のみを仕末しても再び芽を吹くやうに、もつと適切な警嚇を用ゐるなら飯寮の上の食物にたかつた蠅を手で追つても、直ぐ再びたかるやうに、その食物はそのまゝで幾度蠅のみを追つたところで徒勞であることは云ふ迄もない。本妙寺浮浪癲の問題を考ふる程の人ならば誰れでもこの對策の姑息なことを知らぬのではないけれど、然らば根本對策は如何にすれば良いかといふことに思を致す時其處に非常に困難な問題が横はつてゐることに行き當つて二の足を踏まざるを得なくなるのである。それで結局は姑息と知りつゝも、それを繰返すより外に方法がなかつたのである。

日露戰爭前の所謂天幕時代に於ても警察の手に依つて、天幕の取り拂ひと患者の追放が企てられたことがあるが、二、三日後にはもう元の様に天幕が張られてあつたといふのだからその蟻集する力の強さは驚くの外はない。

九州療養所の開設と同時に收容された前述の患者の如きも、長い浮浪生活に依つて情性づけられた放縱性が抜け切れず、療養所生活の窮屈さから逃亡する者が續出して、それ等のものは再び元の古巣である本妙寺へ歸つて行つたのである。

今警察の手に依つて行はれた患者刈込みが大正年間から昭和にかけて八回記録されてゐるが次に表にしてみよう。

年 月 日	收 容 者		計 数
	男	女	
大正十五年八月四日 早朝	一	五	六
昭和二年五月六日 早朝	九	八	一七
同 年六月八日 早朝	六	五	一一

年 月 日	收 容 者 数	
	男	女
昭和二年十月二日 早朝	五	一
同 年四月八日 早朝	四	一
同 年十二月二十八日 早朝	三	五
昭和四年六月二十八日 早朝	三	二
昭和五年五月十六日 早朝	五	六
計	三六	三四
		七〇

昭和十年前後になつて相愛更生會が組織せられ、彼等の一般社會に流す害毒が單に保健衛生上の見地からばかりでなく社會の秩序を紊亂するに至り全國的に本妙寺の存在が問題となつて來たので、地元の當路者も眞剣になつて、この對策を考へねばならなくなつた。

熊本市當局に於ても昭和七年に淨化施設の一環として附近に散在せる墓地を整理して日朝裏の北西側に一萬坪の地域を買収して墓地公園の計劃を樹立すると共に、中尾丸より日朝裏に通ずる道路の開設を爲さんため數萬圓の豫算を市會に提出して議決し實現を計つたが、その結果は癩部落の淨化といふ點では大した効果はなかつた。

その後癩部落淨化の熱心なる提唱者であつた方面委員十時英三郎氏が「熊本市花園町不淨地區淨化計劃私案」なるものを世に示し、縣市各方面當局者に奮起を促したけれど、其の實現には相當の經費を伴ふ結果思ふやうに運ばなかつた。

十時氏の計劃の骨子とするところは、この不淨地區と目する、一帯の土地家屋を買収すると共に一定の場所に信仰のために集る患者を二十日乃至一ヶ月を限つて收容する設備を爲し、その期限が経過したら療養所へ強制收容するといふのであつて、十時氏の計算に依ると當時に於て（昭和十一年）七千圓内外で全地區の買収が出来ることになつてゐた。

昭和十三年十二月に九州療養所敷地内に熊本縣警察部の癩患者留置所が建設されたが、これも癩患者の犯罪を檢舉しても其の處置に困る現狀では本妙寺癩部落の徹底的淨化など思ひも依らぬので、其の對策を考慮した當局の準備の現れであることは云ふ迄もない。

第二節 一齊檢舉の斷行

昭和十五年五月に山田俊介氏が熊本縣警察部長として着任して本妙寺癩部落の問題を聞くに及んで、これが解決を計ることは焦眉の急であることを決意された。偶々中央に於ける關係諸會議の席上に於ても問題となり厚生省當局も愈々腹を決めて根本的解決に乗出したのである。

七月、五、六日兩日九州療養所の昭和十六年度豫算協議會が開かるゝに際して厚生省より特に本名屬官が本問題の要務を帯びて來縣、同時に長島愛生園及び星塚敬愛園の職員を派遣せられ、七月六日午後一時より警察部長室にて熊本縣當局並に九州療養所の職員を交へて解決の具體策に就て熟議の上、七月九日午前五時を期して本妙寺癩部落の患者一齊檢舉の斷行を決議したのである。

次にこれが顛末に關する諸報告を掲げることとする。

(厚生省豫防局長宛熊本縣警察部長) (報告昭和十五年七月十七日)

癩患者一齊檢査收容ニ關スル件

管下熊本市本妙寺ヲ中心トスル附近一帶ニ從來同寺信仰ノ爲癩患者各府縣ヨリ來集土着シ中ニハ養豚養鶏或ハ貸家業等ヲ營ミ數萬ノ富ヲ蓄積シ居タル者アリシモ其ノ多クハ縣下各地ヲ徘徊乞食又寄附金ヲ仰イテ生活ヲ爲シ一般民衆ニ迷惑ヲ及ボシ弊害アリシモ之ガ檢査ハ其ノ地元ニ及ボス影響ノ甚大ト一面檢査後ノ處置等ヲ考慮サレ容易ニ是迄實行サレザリシガ近時彼等ハ更生相愛會ナルモノヲ組織シ浮浪癩患者ノ施療ヲ事業トスル其金募集云々ナル意味ノ趣意書ヲ勝手ニ作製シ代表委員ヲ各府縣ニ派シ美名ノ下ニ多額ノ寄附ヲ強請集積シ各自ノ生計費ニ充タシ其ノ弊害ノ益々増大スルニ至リシヲ以テ左記ノ通り患者ノ一齊檢査ヲ斷行シ收容候條此段及報告候也

記

一、日 時

昭和十五年七月九日、同十日兩日午前五時ヲ期シ施行

二、場 所

熊本市花園町字中尾丸同井芹同中尾同深海島崎町字小山田ノ各部落

三、取締出動人員

警察部各課員及熊本南北兩警察署員合計二〇七名

四、檢査患者數

一四六名

五、措 置

檢査シタル患者ハ自動車ヲ以テ一應九州療養所ニ收容シ、七月九日岡山縣長島愛生園同日鹿兒島縣星塚愛園同十二日岡山縣邑久郡光明園同十四日群馬縣栗生樂泉園へ夫々送致セリ、尙前記部落ノ淨化其ノ他處置ニ付テハ日下相當考究中ナリ

(厚生省豫防局長宛、九州療養所長報告) (昭和十五年七月二十四日)

本妙寺癩部落一齊掃蕩ノ件報告

熊本市本妙寺附近一帶ヲ巢窟トセル癩部落ハ近年ニ至リ療養所逃走ノ浮浪癩全國各地ヨリ蟻集シ常ニ出沒シテ病毒ヲ散發スルト同時ニ社會秩序ヲ紊シ其ノ良風美俗ヲ害シ就中相愛更生會ト稱スル欺瞞的團體ヲ拵ヘ會員ヲ全國ニ派遣シテ寄附金ヲ強要シ其ノ禍害漸ク甚シキモノアリ、我國癩豫防上ノ最大禍根トシテ之ガ解決ハ朝野ノ超限措カザル多年ノ懸案ニ有之候處今般機愈々熟シ本省ノ周密ナル御指導並ニ熱烈ナル御支援ト熊本縣當局ノ大英斷トニ依リ茲ニ根本的解決ノ對策成リ先ヅ其ノ第一着手トシテ去ル七月九日午前五時ヲ期シ熊本縣警察部長總指揮ノ下ニ縣關係官、熊本南北兩警察署及九州療養所職員總數二百二十名ヲ以テ本妙寺癩部落ヲ一齊ニ強襲シテ寢込ヲ覆ヒ水モ洩サヌ檢査ヲ行ヒ身柄ハ一應「トラック」ニテ順次九州療養所ニ運ビ構内ニ在ル警察留置所及當所監禁室ニ收容シ、斯クテ翌々十一日迄檢査ヲ續行殘存患者ヲ悉ク掃蕩シ合計百五十七名ヲ一網打盡ニ檢査シテ剩ス處ナカリシハ洵ニ近來ノ快事トシテ慶幸ノ至リニ堪ヘズ、然ル處患者ノ收容配置ニ就テハ豫メ本省ノ指示ニ從ヒ長島愛生園、星塚愛園ニ各三十名、草津樂泉園二十名トシ其ノ餘ハ總テ當所ニ收容致ス豫定ニテ偶々十六年度豫算協議會出席中ノ聯

合各縣代表者ニ協議致候處熊本縣ノ患者タル本妙寺部落ノ患者收容ニ依ル聯合各縣分擔額ノ増加ハ絕對ニ承認シ難シトノ猛烈ナル反對ニ遭ヒ遺憾ナガラ再ビ本省ノ指示ヲ仰ギ途ニ總數百五十七名ノ内非癩十一名ヲ除キタル百四十六名ヲ長島愛生園ニ二十六名、星塚敬愛園ニ三十一名、光明園ニ四十四名、草津樂泉園ニ三十六名ト夫々配當送致シ重症ニテ送致困難ナル八名ヲ當所ニ收容致シ未感兒一名ハ實父ニ引渡シ致ニ滞リナク終了ヲ告ゲタル次第ニ御座候、而シテ跡處分ニ就テハ縣並市當局ト協力ノ下ニ患者遺家族ノ救護、家屋並動産ノ評價買取等ニ善慮シ果積ノ交際跡地ノ淨化ヲ圖リ禍根ヲ將來ニ殘ササル方針ヲ以テ目下活動中ニ有之候

檢束者數

回数	日附	男	女	未感兒	非癩	計
第一回	七月九日	五四	四六	二五	九	一三四
第二回	七月十日	六	四	三	二	一二
第三回	七月十一日	三	三	三	一	九
其他		二				二
計		六五	五三	二八	一一	一五七

参考

檢束者處分

送致先	日附	男	女	未感兒	計	備考
愛生園	七月九日	一三	一〇	三	二六	
敬愛園	七月十日	二二	一九	四	四四	
光明園	七月十二日	一七	一〇	九	三六	
樂泉園	七月十四日	二	五	一	八	
九州療養所	七月十四日	六	五	一	一一	重症其ノ他ノ理由ニ依リ輸送不能ナルモノヲ收容ス
非癩送還	七月十四日				一	親ノ希望ニ依リ實兄ニ引渡ス
計	七月十四日	七一	五八	二七	一五七	

(七月二十六日厚生省豫防局長宛九州療養所長私信報告)

(前略)

本件の結果を豫想すれば種々困難なる問題の派生する虞れ多分に有之、從て歴代の警察部長が何うしても決心出來ず在再今日に至りたるものに御座候、然るに現山田警察部長は責任と正義の感強き人にて去る五月熊本縣に赴任早々本妙寺のことを中候處早速決意致され、本月六日、本名屬官の來縣を最後に愈々實動に移る事と相成り七月九日午前五時を期して一齊檢束の舉に出でたるものに御座候、前以て癩狩をすると申しては如何に熊本縣の警察官と雖も當日になりて、病氣缺勤の續出する虞あるため事件を嚴秘に附して、當日突然全警察官の非常召集を行ひ愈々出揃ひたるところで「敵は本妙寺にあり」と云ふ調子にて警察官も今更尻込みも出來ず一同勇を鼓して堂々と乘込み申候、檢束

に取掛る前制服私服の警察官にて各部落毎に遼巻きに致し置き勝手知りたる者に先づ白隠にて患家の戸口に「目じるし」と患者の数を書かせ置き山田警察部長總指揮に當り警務課長、情報課長、衛生課長、小嶋等が參謀格、熊本市南
北兩警察署長の率ゆる警察官を本隊として、それに衛生課員、療養所職員等參加、總勢二百二十餘名を以て狩込みを
敢行致申候、本妙寺患者は九州療養所、敬愛園其他各療養所の逃走患者多く中には、七八回多きは十回以上の逃走前
科の「レコード」、ホルダーもあり、兎角窮にも構にもかゝらぬ連中の寄合にて且つ數年來結成せる更生會のリーダー
格の連中は一癖も二癖もある兎兎殊猛なるものゝみにて御座候、患者の大部分のものが九州療養所には少なくとも二、
三回は厄介になりたるものにて當所職員は皆術知の間柄從て檢舉に際しては顔馴染たる當所職員が警察官と同行して
患家に踏み込み患者を指示する役を致し申候、本事件あることを豫想して以前より社會事業家方面委員九州救済協會
の各方面の方々を第五列部隊として具に敵狀の偵察をなし置きたる爲め、狀況が手に取る如く明に有之且つ丁度其時
が全國行脚より患者が全部歸宅致し居ることを探知致し申候、尙今回の舉の秘密が漏れては一大事、患者を取逃す虞
あるため當所職員すら二、三の幹部職員の外は全然知らせず、當日午前四時に突然非常召集を行ふ程の嚴重なる機密
を保ちたるため患者は全然不意を衝かれたる感あり全く一網打盡にて御座候、本所職員は患者とは大部分舊知の間柄
なれば檢舉に際して警察官と同行したる時其合が悪かつたと申居り此の間種々なるナンセンスも有之申候、男六五、
女五三、未感兒二八、非賴一一、計一五七名を待込みトラック及び患者用輸送自動車にて九州療養所に運び男は警察
留置所女は監禁室に夫々分割收容致し申候、未感兒と申しても多くは貫子にて最近逃走したばかりの五十以上にもな
る妻が既に赤坊を抱いて居たり或は御念入りに双生兒の赤坊まで抱いて居るものもあり是れには一回呆れ申候、兎角
最高八十二歳の老人から最低生れ立ての百鬼夜行の老若男女百五十名餘を一時に留置したる光景は見物に

て御座候、又檢束留置したる日が生憎出産豫定日にて愚圖くして居れば出てしまふと云ふ女もあり己むなく病室に
移して御産をさせる等の騒ぎを演じ申候、非賴と決定したる十一名は直ちに還送致し申候、琵琶彈き座頭夫婦が擧げ
られて参り手引きする妻が患者にて之は留置し夫たる座頭を還送せんとしたる處妻と別れては手引きする者がなく早
速今日から困るから是非一緒に置いて貰ひたいと動かす、妻との別れを悲しむ悲喜劇も演ぜられ申候、本妙寺に残留
したる家族其他關係者の襲撃、所内患者の動搖の虞あり、晝夜警察官職員にて警戒に當りたるも別に其の氣配なく案
外平靜にて御座候、これは警察當局の會てなき勇敢なる態度と周密なる計劃の結果と存じ候、患者は御指示に従ひ愛
生園、敬愛園、光明園、樂泉園の各療養所に送致致し重症等にて輸送に堪へざるもの八名を本所に收容致申候、常題目と
申すお寺の和尚が續にて今回擧げられて参り早速愛生園に送致致し候處それを傳へ聞きたる門徒信者等（健康者）が
「ビツクリ」大騒ぎとなり信徒總代が態々愛生園まで和尚に面會に参りたる等のことも有之申候、右の和尚には崇拜の
信者多數あり寺も隆盛になり近くお寺を改築する手筈を定め居りたる始末に御座候、去る十四日樂泉園送りを最後と
して全患者の始末をつけ一安心致申候、今回の徹底的の掃蕩に依り現在にては最早本妙寺には一人の患者もなき状態
となり警察當局としても今後は斷じて一人たりとも患者を入れざる意氣込みに候、今回の擧に對しては地方民は勿論
のこと、市長初め一般市民の感謝は非常なるものにて早速市長縣出身の先輩有志、方面委員地元民代表等が警察部長
のところへ御禮に参り部長も會ふ人毎に癪の話をされるので近頃は「俺もいよく輸部長になつてしまつた」と笑はれ
居り申候、（中略）措置としては中尾丸の一部を残して非賴者を此所に移轉せしめ他は全部買収して家屋をすべて毀却
する計畫の下に患家に遺留しある家具其他の物品は取纏めて既に送致先なる各療養所宛送致し患者飼育したる鶏豚兎
等は時價にて買取して現金を送金致し申候この計畫を遂行致すために五萬圓位の豫定にて日下資金調達中に有之本妙

寺又は熊本市消防協会の如きものを設立して熊市並に一般の寄附を募集する手筈に相成既に本妙寺の管長よりは五千圓の寄附中出で有之申候この際徹底的の善後措置を講ぜざれば細部落再建の虞あり、右は念を要することにて場合によつては豫防協會又は報恩會に御援助仰がねばならぬかとも存せられ申候、何れにしても山田警察部長が大いに意氣込みおられ候へば必ず徹底的の解決が出来ること、信じ申候昨今は本件につき屢々協議致し小生の中すことを同部長もよく聞入れ一同の呼吸がよく合ひたり申候へば大いに力強く感じ申候(後略)

癩患者輸送復命書

長島愛生園輸送班

護送者	
醫員	原田益雄
書記補	築地榮治
醫務助手	源一知
醫務副手	石原賢一
熊本北警察署巡查	島山泉
熊本南警察署巡查	藥師寺傳
長島愛生園書記	林幸雄
同	岡崎幸助
同	戸田寛
同	看護手

一、輸送患者二十六名(男十三名、女十名、未感兒三名)

一、輸送日時昭和十五年七月九日午後五時三十分熊本驛發同十日正午愛生園着

一、輸送状況

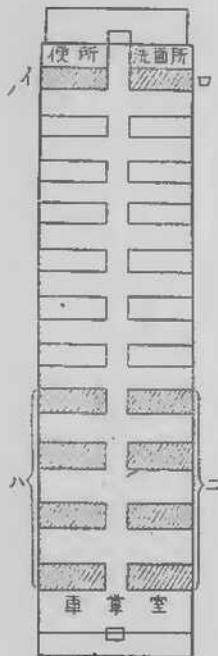
七月九日未明本妙寺附近ノ癩患者一齊收容斷行九州療養所構内ニ在ル警察部留置場及監禁室竝ニ慰安所ノ一部ニ收容セリ。

同日收容患者中二十六名ハ長島愛生園ニ收容サルコトニ決ス。

輸送實施ニハ全職員ヲ二班ニ分チ一班ハ所内ニアリテ收容患者ヲ「トラック」一臺、乗用車二臺ニ分乗ヲ行ハシメ他ノ一班ハ熊本驛ニ待機シ列車ヘノ便乗及ビ構内ノ監視ヲ行フ如クセリ。

午後四時十五分自動車ヘノ分乗ヲ終了直チニ熊本驛ニ向フ午後五時熊本驛ニ到着ス驛前ニテ患者ノ内一、二名不經ナリシ爲警官ニ手錠ノ用意ヲ願ヒ門司署ニ關門連絡時ノ警戒ヲ依頼セリ驛構内ニ入ルニハ職員一名ニツキ患者二名ノ制ニ監視シ迅速ニ構内ニ誘導ス列車内ニ入ルニハ列車ノ便所ノツケル側ヨリナシ一々人員ヲ點檢シツツ乗車セシメタリ。

車内ノ配置ハ左圖ニ示ス如クセリ。



(イ)(イ) 監護當番者ノ座席
(ニ)(ロ) 非番者ノ座席

當番ヲ三組ニ分チ一組ヲ十二時半迄二組ヲ三時迄三組ヲ三時後ヲ三組トセリ
午後十一時門司驛着、驛構内案内掛ノ先頭ニテ前後及周圍ヲ職員監視シツテ聯絡船下段ニ乗船ス
午後十一時三十五分下關着、他乗客下船後直チニ構内ニ入り乗車ス
午後十一時五十分下關發

發車後所長殿宛打電ス「關門通過一同無事」十日午前十時岡山驛ニ着ス、下車後直チニ驛前ニ待タシメ患者輸送
用「バス」ニ乗車シ虫明ニ向フ。
虫明着後暫時休憩シ長島ニ向フ。
正午愛生園ニ到着ス。
園長以下多數職員ノ出迎ヲ受ケ患者一同無事愛生園入園ヲ終了セリ。

右復命候也

昭和十五年七月十二日

九州療養所
醫員 原田益雄

九州療養所長宮崎松記殿

癩患者輸送復命書

星塚敬愛園輸送班

護送者	
醫員	山下鬼喰男
書記補	上村清定
醫務助手	上田正義
看護婦	猪島クイ子
同	水上タマエ
熊本北警察署巡查	脇山正嗣
熊本南警察署巡查	興和九男
星塚敬愛園	竹之内武盛
同	高橋猛

一、輸送患者三十一名(男十二名女九名未感兒十名)

一、輸送日時七月十日午前十一時十七分熊本驛發同日正午十二時敬愛園着

一、輸送狀況

昭和十五年七月九日早曉熊本本市妙寺附近ニ集團居住セル癩患者ヲ全市警察署員總力ヲ擧ゲテ一齊收容ヲナセル

結果豫期以上ノ多數患者ヲ收容スルコトヲ得タリ、此ノ患者ヲ各地療養所ニソレソレ收容スルコトナリ小職
ハ國立星塚敬愛園ヘノ輸送擔當ヲ命ゼラレ前記職員ト共ニ其ノ護送ヲナスコトナレリ。

七月十日午前十一時十七分發下リ列車ニ乗車スベク午前九時頃ヨリ輸送用ノ自動車ニ患者ノ乗車ヲ開始セルニ連
乗送巡或ハ異常ニ亢奮スルモノアリテ仲々抄ラザリシモ幸ニ志賀醫員ヲ指揮者トスル發送係員一同ノ努力ニ依リ
漸ク全患者ノ乗車ヲ終リ出發準備ヲ完了セリ然ルニ本班ニハ未感染兒童十名アリテ就中五名ハ人工榮養ヲナス乳
兒ニシテ加之麻疹ニ罹患セル者二名アルヲ發見シ其ノ附添看護ノ爲ニ連ニ看護婦二名ノ追加出張ヲ願ヒタル所許
可アリ前記看護婦二名ヲ同道スルコトナレリ

所長殿ノ激勵ノ辭ニ送ラレテ本療養所出發途中無事熊本驛ニ到レバ先遣隊ヲ率ヒテ停車場ニ於ケル手筈一切ノ任
ニ當リタル岡田醫員ノ指揮ニテ入場此所モ亦無事ニ全員列車上ノ人トナル。

本班ノ患者ハ沖繩、鹿兒島兩縣ニ本籍ヲ有スル者多ク、大部分ハ管テ敬愛園ニ收容サレ居タル者ナルヲ以テ愈々
發車セル後ハ全員比較的靜穩ニシテ行先ニ就テノ不安ナキ爲カ途中脱走ヲ計リ又暴行ヲ働ク如キ形勢モナク順次
話題モ賑ヒ、鹿兒島縣ニ入ル頃ハ小唄等ヲ歌フ者サヘ見ルニ至レリ。斯クテ八代ヨリ肥薩線ニ連結サレ、矢嶽ヲ越
ヘテ吉松着午後三時二十四分、此所ニテ更ニ宮崎ヘノ鐵道線路ニ引込マレ午後五時都城ニ到着、再ビ志布志方面ヘ
ノ鐵路ニ切り換ヘラレレ間約一時間ノ停車時間ヲ利用シテ全員ノ夕食購入ヲナス志布志驛ニテハ又モヤ鹿屋ヘノ
線路ニ連結サルル爲メ約一時間半ノ停車時間アリ、夜モ全ク暮レ漸ク患者ニモ倦怠ノ色濃クナリタルモノノ如シ。
愈々鹿屋ニ到着セルハ午後十一時三十分、此所ニハ多數ノ敬愛園職員出張サレ居タルニヨリ「トラック」及ビ乗用
車ニ無事迅速ニ分乗スルコトヲ得タリ、約三十分後全職員出迎ノ中ニ敬愛園到着、無事全輸送患者ノ引渡シヲ完

了セリ。

サテ本輸送ニ當リテ列車中特ニ痛感セルハ途中飲用水、辨當等ノ補給ニシテ輸送車ハソノ性質上多クハ最後後尾
ニ連結サル、事多ク、小驛等ニテハ概ネ「プラントホーム」外ニ停車シ而モ井戸、水道、等ニ遠ク驛販賣人モ來ラ
ズ非常ニ不便困難ヲ覺ヘタリ、此場合各驛ノ停車時間ヲ豫メ詳細ニ知り、又ハ適當ノ次驛ニ前以テ連絡等ノ手段
ヲ執リ置ク事必要ナリト考フ、又人工榮養ノ温湯、幼兒ノ襁褓ノ準備ヲキタメ意外ニ困惑セル故出來得ベクンバ
ソレ等ノ携行ヲモ用意スルヲ可トス。

尙座席ハ輸送員ハ必ズ便所ト反對側ニトリ置クコト 肝要ニシテ小職等ハコレニ失敗セルヲ以テ患者ノ用便毎ニ傍
ヲ接近通スルママニ任セリ。

林敬愛園長ハ嘗テ長島愛生園時代自ラ再三金比羅山嶺部落一齊收容ノ經驗アリトカ、其ノ折ノ結果ト比較シ今回
ノ本妙寺問題好成績ヲ擧ゲタルヲ非常ニ感心サレ、コレニ當リタル人々ノ周到ナル計畫及ビ慎重ナル態度ヲ極力
推賞シ居ラレタリ、尙所長ヲ始メ本療養所職員ノ並々ナラス苦心奮闘ニ對シテハ特ニ厚キ稿ヒト感謝ノ傳言アリ
タリ、小職等一行コ、ニ無事大任ヲ果シ一同元氣ニテ復命シ得ルモ單ニ所長殿初メ職員各位ノ御援助ニ由ルモノ
ト深ク感激シ居ルモノナリ。

昭和十五年七月

九州療養所

職員 山下 鬼 喰 男

九州療養所長宮崎松記殿

癩患者輸送復命書

光明園輸送班

四〇

應送者	
職員	吉田巳年子
書記補	牧寺進
醫務副手	濱房一
看護婦	森本ツルヲ
大津警察署巡查	大津生男
植木警察署巡查	坂口又一郎
光明園主事	樋口健次郎
同	布施重治
同	近藤宇次郎
同	戸波正

- 一、輸送患者四十四名(男二十一、女十九名、未感兒四名)
 一、輸送日時七月十二日午後五時三十八分熊本縣發同十三日午前十一時一分岡山驛着、同日午後一時光明園着
 一、輸送狀況

當地熊本本市妙寺附近ニ集團居住セル癩患者ハ縣當局ノ英斷ニテ一掃サレ其ノ内四十四名ハ光明園ニ送致サル
 コトトナリ其ノ輸送ノ命ヲ受ク。

輸送途中必要ナル左記材料ヲ携行ス。

イ、急救材料 注射薬及内服薬

ロ、治療材料 治療用器具繻帯材料

ハ、消毒薬及ソレニ要スル器具、昇汞水、酒精、濕布洗面器、雑巾

ニ、飲料用具 バケツ二、ヒシヤク、湯呑五、外ニ團扇五本

本所ヨリ熊本驛ニ至ル間。

十二日午後三時三十分頃ヨリ全職員ヲシテ輸送準備ニ著手ス、全患者ヲ大型「トラック」一臺乗用車二臺ニ分乗セ
 シム、荷物及家ニ残サレタル子供ノ事等ニツキニ、三ノ患者騒ギタルモ之ヲ有メ午後四時出發ス、途中堀川附近
 ヲリ豪雨ニ遇ヒ「トラック」ニ乗リタル患者及職員ハ皆ズ濡レトナリ熊本ニ到着ス。

熊本驛

直チニ自動車ヨリ下シ構内ハ二列縦除トシテ其ノ前後左右ハ職員ヲ以テ警戒誘導シ上リ「ホーム」ニ至ル、間モテ
 ク上リ列車構内ニ入り來リ其ノ最後尾ニ一車輛連結シ之ニ患者ヲ點檢ノ上乗車セシム。
 便所洗面所側ニ一席監視席ヲ設ケ其ノ次ヨリ患者ノ座席トナス、車室側ニ護送者席ヲトリ其ノ境界ニ繩ヲ張り
 テ境ヲ明カニス全員無事乗車ヲ終リ午後五時三十分、職員多數ノ見送りノ中ニ發車ス
 熊本、門司驛間

熊本驛發車後本妙寺前通過ノ際車窓ヨリ本妙寺ニ最後ノ禮拜ヲナセルモノ十數名アリ車内デハ暴雨ニ遇ツタモノ、著換ヘガ一騒ギ之ヲ終レバ各種談ニ入り行先ノ療養所ガ話題ニ上ル夕食ノ辨當ハ熊本驛ニテ購入シ大牟田驛通過後之ヲ給シ夕食ヲナサシム鳥栖驛ニテ水ノ補給ヲナス。

患者ヨリ煙草、牛乳、サイダー、ビール、正茶等種々ノ要求アリタルモ各驛トモ品物ナク牛乳ダケ博多驛ニテ買ヒ子供ニ渡スコトヲ得たり、煙草ハ我々ノ所持セルモノヲ分與セリ列車ハ愈々進ム、本輪送途中ノ難關ハ門司下關間デアリ、患者ハ相當多數ノ荷物ヲ所持セルヲ以テ八幡驛ヨリ車掌ヲ通ジテ門司驛ニテ運搬車ヲ借ル交渉ヲナセシモ不調ニ終ル依テ仕方ナク門司驛ニテハ輕症者ニ荷物ノ運搬ヲナサシムル事トシ午後十一時門司驛ニ着ク、患者ハ一般ニ元氣ナルモ足ノ不自由ナル者二名アリ、コレニハ各附添ヲ附シ連絡船ニ至ラシム、荷物モ案ジタル程モナク運搬シ了ル、午後十一時二十分門司驛發下關ニ向フ。

下關、岡山驛間

連絡船ハ午後十一時三十五分下關著直チニ上陸ス、同驛ヨリ驛員運搬車ヲ準備シテ迎ヘラレシヲ以テ萬事好都合ニテ迅速ニ列車ニ移乗スルコトヲ得たり、此ノ難所特ニ時間ノ餘裕少キニ無事此處ヲ通過シ得タルハ護送者各員ノ一致協力ニヨルモノナリ。

午後十一時五十分下關發車、患者ハ疲勞ノ爲メ直チニ眠ニ入ル、下關ニテ湯茶ノ補充デキザリシ爲止ムヲ得ズ車内洗面所ノ水ヲ使用シ一時ヲ凌グ。

警戒勤務ハ警官一名、療養所職員二名ヲ以テ一組トシ一時間交代トセリ。麻里布驛ニテ車掌ニ頼ミ廣島驛ニテ辨當及茶ノ購入手筈ヲナシ同驛ニテ朝食ヲ攝ラシム、熊本驛ヨリ岡山驛ニ至ル間ニ於テ汽車ニ酔ヘル者男二名女四

名アリ携帯内服藥ハ大部分使用セリ。

列車ガ愈々岡山驛ニ近ヅキタルヲ以テ布施氏ヨリ光明園ニ收容サル、旨ヲ話サレ倉敷附近ヨリ下車準備ニ掛リ午前十時一分無事岡山驛著光明園職員ノ出迎ヲ受ケ下車ス。

岡山驛、虫明間

驛ヨリ虫明マデノ輸送ニハ大型「トラック」二臺光明園、養生園、輸送車各一臺計四臺ニ分乘セシム、各車共餘裕ガアリ患者モ喜ビ居レリ、虫明マデ九里餘リニテ二時間以上ヲ要スル爲メ斯ク準備サレシトノコトナリ。

午前十一時三十分岡山驛ヲ出發ス、各車ニハ警察官一名及光明園職員ガ乗車警戒ス樋口主事布施氏ト小職及森本看護婦ト乗用車ニテ先頭ニ進ミ途中水源地ニテ水ノ補給ヲナセリ、零時四十分虫明光明園船場ニ到着ス。

虫明船場、光明園間

船ノ都合ニテ全患者ヲ一度ニ運搬デキザル爲メ二回ニ分チ第一回ハ男患者第二回ハ女患者ヲ乗船セシム、海路十五分ニシテ長島木尾灣内ニ入り患者用棧橋ヨリ上陸セシム、此處ニハ神宮園長始メ醫局員總出ニテ迎ヘラル。茲ニ無事全患者ノ輸送ヲ了リタルハ所長殿初メ全職員及護送員各位ノ御協力ニヨルモノニテ深甚ナル謝意ヲ表スルモノナリ。

右復命候也

九州療養所

職員 吉田巳年子

九州療養所長官崎松記殿

癩患者輸送復命書

草津樂泉園輸送班

四四

護送者	
醫員	光田豐
書記	北里重夫
看護長	渡邊久喜
機關士	後藤末男
補導員	松川正幸
看護婦	片岡フサヨ
同	林田マツミ
熊本南警察署巡查	栗山榮一郎
熊本北警察署巡查	經上力六
草津樂泉園	井上謙
	竹間吉治

一、輸送患者三十六名(男十七名、女十名、未感兒九名)

一、輸送日時七月十四日午後六時四十分熊本驛發

七月十六日午前十一時五十分澁川驛着同日午後四時三十分樂泉園着

一、輸送状況

患者ノ大部分ハ夫婦子供連レノ家族デアル此ノ患者中ニハ本妙寺郷部落ニ於ケル彼等ノ指導階級トモ稱スベキ相愛更生命ノ幹部數名ヲ含ミ且ッ輸送距離遠ク護送職員ノ多數ナルヲ見テモ途中事故發生ノ懼レ多分ニ存スルモノト思ハレ其ノ責任ノ重大ナルヲ痛感セリ。

七月十四日第一日

朝來ノ豪雨尙歇マズ雷鳴サヘ交エルニ至ル山下、岡田、兩醫員ノ率ユル熊本驛ヘノ先遣隊ハ早目ニ出發、午後四時頃ニ至リ雨ハ稍小降りトナル、志賀醫員ノ率ユル發送係リ職員ニヨリ乗用車ニ乘大型「トラック」一臺ニ患者ヲ乗車セシメントシタルニ患者中ニ大言壯語シ不穩ノ言動ヲ爲シ乗車ヲ拒ムモノアリテ一時騒然タリシモ漸ク全患者ヲ各車ニ分乗セシムルコトヲ得タルヲ以テ直チニ出發途中無事熊本驛ニ到着ス。

熊本驛ニ於テハ待機セル職員及警察官ノ協力ニヨリ直チニ患者ヲ下シ線路ヲ渡リテ上リ「列車プラットフォーム」ニ誘導ス此處ニ於テハ休ム間モナク上リ列車發進シ來リ其ノ最後尾ニ連結セラレタル三等客車ニ乗車セシム、患者ハ便所側ノ昇降口ヨリ乗車セシメ人員ヲ點檢セリ、座席ハ患者ハ便所側トシ但シ(便所側ノ二席ハ當番監視員ノ座席ニ充ツ)護送職員ハ車掌室側ニ定メ其ノ境界ニハ板ヲ渡シ遮斷ス、便所側最後端ノ扉ハ事故防止ノため之ヲ閉鎖シ外部ヨリ繩ヲ以テ結ビ付ケ開扉ヲ不能ナラシム、便所及洗面所ハ患者專用トセリ。

午後六時四十分所長殿以下數職員ノ見送り裡ニ發車ス、患者中ニハ見送りノ家族友人等トノ訣別ヲ惜ミ又泣叫ブ

四五

女モアリ。

發車後暫クノ間ハ車内騒然トシテ止マズ、荷物ノ整理、子供ノ世話ニ多忙ナル者、職員及警官ニ行先ヲ問フ者、
殘セル吾家ノ處理ニ對ル不安ヲ訴ヘル者、荷物ノ後送ヲ頼ム者、繙帶交換ヲ要求スル者、乳兒ノ牛乳ヲ購求ス
ル者等雜然トシテ護送職員モ多忙ヲ極メシモ各々分擔ヲ定メテ處理ス、患者ノ一人其ノ家族ニ面會セント打電
セシモ來ラザリシヲ以テ失望尤甚シ逃走ヲ計ラントシ、又輕症ナル患者ハ一時逃走ノ懼アリシモ全患者次第ニ落
付キ午後八時頃博多驛通過頃ハ全ク平靜トナリ無事門司驛ニ著ス時ニ夜十二時門司署警察官十數名ノ護衛アリ、
親切ナル職員ノ案内ニテ無事關門連絡船ノ下段(荷物置場)ニ乗込ム此際逃走ノ虞アルモノハ言ニシテ歩行困難ナ
ル者ヲ背負ハシテ逃走ヲ防止ス、關門海峡モ無事ニ渡船ス船中ニテ門司ノ灯ヲ眺メ名殘ヲ惜ム患者モアリ、下關
驛ニテハ郵便車ノ次ナル最後尾ニ連結シアル三等車ニ直チニ乗車ス、無事關門通過ノ旨所長殿宛打電ス、患者モ
程ナク眠リニ入り職員ハ交代ニテ警護シツ、明朝ノ發車ヲ待ツ。

七月十五日第二日

早曉五時下關驛發車、列車ハ小雨ノ中ヲ各驛毎ニ停車シツ、徐々ニ東上ス。

患者モボツクノ眼ヲ覺マシ間モナク車内ハ昨日ノ活氣ヲ取り戻ス、然シ昨日程ノ元氣ハナク稍疲勞ノ色ヲ見ルモ
食慾ハ依然旺盛ニテ色々ナク食物(牛乳、サイダー、アイスクリーム、團子等)ノ購入ヲ要求スルコト甚ダシク職
員ハ各分擔シテ之等ノ買物ヲ僅カノ停車時間ニ東奔西走シ之努ムルモ時ニハ要求セル品ノナキコトモアリ又其ノ
數ノ足ラザル時モアリ一々之ヲ説明シテモ患者ハナカク承知セズ不平ヲ鳴ラシ時ニハ非常體極マル無理ナ
要求ヲナス輩モアリ、辨當ハ驛電話ヲ以テ豫メ注文シ置キシニヨリ支障ナキヲ得タリ、乳兒用ノ「ミルク」ヲ稱

釋スル白湯ノ補給不能ノタメ止ムヲ得ズ驛賣ノ茶ヲ用ヒタルハ心苦シキ事ナリキ。
患者モ大分退屈シタル故カ酒「ビール」ヲ要求セルモ之ヲ謝絶ス。
繙帶材料ハ餘リニモ患者ノ需用多ク午前中ニ殆ンド使ヒ盡スニ至ル子供二、三名、汽車ニ酔ヒ介抱ヲ要シタル外
一般ニ元氣ナリ岡山驛附近ニテ逃走ヲ一時氣遣ハレタルモ事ナキヲ得タリ、其ノ後ハ逃走ノ懼モ薄ラギ京阪モ夕
刻ニ過ギ名古屋、濱松、静岡ヲ夜中ニ通過ス、列車ハ準急行トナル。

七月十六日第三日

沼津邊リテ夜ガ明ケルト雨ハ止ミ青空ヲ見ル、患者モ職員モ健在、下車準備ヲ兼ヘ終ツタ處午前六時二十分東京
驛着、全生病院ヨリ看護長外二名、警視廳警部島田氏以下十數名ノ警察官出張セラレ嚴重ナル警戒ノ下ニ患者ヲ
下車サセ直チニ驛ノ地下荷物出入口ニ降り地下至ニテ暫時休憩ス、厚生省ヨリ本名醫官出張サレ勞ヲ轍ハル(厚
生省ニテモ心配サレテ居タラシク草津ヨリノ歸途立寄りシ處待ツテ居ラレテ大變喜バレタリ)、全生病院ノ患者輸
送車ニテ二回往復シテ、ニ完全ニ東京、上野驛間ノ連絡ナル、直チニ所長殿(其ノ打電セリ)驛トノ交渉次第デ
ハコノ間ノ儘連絡ヲ得ルトノコトナリ)上野驛ニテ約一時間待チ午前八時四十分發車ス、此處ニ於テモ警察官
ノ警戒嚴重ナリ、今度ハ列車ノ最前部ニ連結サレ一輛ノ車ヲ三等トニ區別サレアリ患者ハ三等ノ方ニ護送
者ハ二等ニ乗車シ中央ノ扉ハ開放セリ、目的地ニ近ヅクニツレ患者ノ要求モ減リ只早ク到着センコトヲ望ム模様
ナリ、午前十一時五十分發川驛下車、群馬縣衛生課々員一名警察官三名ノ出迎アリ樂泉園ヨリハ輸送用車二臺
職員二名出迎アリ、此驛附近ニテ晝食ノ豫定ナリモシ連絡不充分ノ爲辨當ハ高崎驛ニ送りアリテ入手マデ相當ノ
時間ヲ要スルヲ以テ止ムヲ得ズ「パン」ヲ一時凌ギニ買ヒ與フ、患者モ其ノ旨ヲ告グルト晝食ヲ待ツヨリ一刻モ早

ク草津ニ到着シユツクリ温泉ニテモ道入りタキ希望者多キヲ以テ直ニ出發ス、輸送車ニハ主トシテ女子供老人等安全ナル患者ヲ乗セ他ノ乗用車ニハ所謂注意患者ヲ分乗セシメ各車ニ警察官一名樂泉園職員一名宛乗車護衛ス、其ノ他ノ職員ハ他ノ一臺ノ車ニテ先行ス、澁川・草津間約十七里ノ坂路モ事故ナク午後四時三十分樂泉園ニ到着全患者ヲ引渡シテ無事完了シコノ旨所長殿宛打電ス。

本輸送ニ於テ何等ノ事故モ無ク重任ヲ果シ得タルハ之單ニ所長殿初メ全職員及沿線各驛ニ於テ御援助御指導下サレシ各位ノ御蔭ニヨルモノニテ故ニ深甚ナル感謝ノ意ヲ表ス。

右復命候也

昭和十五年七月

九州療養所

職員 光田 豊

九州療養所長宮崎松記殿

第三節 善後處置

患者の檢舉に引續いて當然起る問題は十數萬の資産を有すると稱せらる所謂鐵岐屋を初めとして貸家の幾棟かを所有する連中から小は鍋釜だけの簡單な生活者に至る迄の財産の處置を如何にして片附けるかと言ふことである。

この彼等の生活の根據である家屋家財等を根こそぎに處分することに依つて、初めて本妙寺癩部落の根本的淨化は完成したと言ひ得るのである。

山田警察部長もこの點に最初から重點を置いて考究され、患者の家屋はこれを買收して焼却其他適當の方法を執り、家財道具等は出来るだけ荷造りして患者の送致先なる各療養所に送附し、鶏、兎等の生物は時價に見積つて賣却して金に代へて各患者へ送金した。

然して之れが實行には相當の費用を要するので取敢へず八月三日に實行機關として熊本市癩豫防協會なるもの、結成を見ることゝなつた。

今これが趣意書並に會則及び事業豫算の内容等を示せば次の通りである。

趣意書

畏くも、皇太后陛下が豫て癩のことについて深く大御心を悩ませられつつあらせられますことは國民の既に周く拜承し奉る所でありまして昭和五年の十一月十日には御手許金を賜はつて癩の豫防救護事業を御奨勵遊ばされ又患者にも御慰安の資を賜はりましたことは御坤徳の宏大なること唯々恐懼感激に堪へない次第であります。政府に於きましては此の有難き御恩召を體して癩豫防施設を擴充せられ各地の癩豫防協會の施設と相俟つて本病豫防の萬全を期せられつつあります、然るに本縣に於て未だこの種の豫防施設の機關なく且つ熊本市は從來本妙寺信仰の爲浮浪癩患者が各地より來集して武將加藤清正公廟地の聖域を汚すばかりでなく患者は市内は元より縣内外をも徘徊するの状況であります此様な事では風教上又衛生上甚だ遺憾でありますので、先般警察に於きまして患者を一齊檢索を爲し多數病院へ收容したのであります。

所が此の儘放任致しますと再び元に還るの處れが多分にあるのであります就きましては此の癩患者の居住地改善淨

五〇
化の目的で色々な處理を急遽行ふ事が緊要事と存せられます。抑も癩預防の根本は患者から健康の人に病毒の感染するのを防ぐことにありまして患者が全部療養所に這入つて仕舞へばそれで目的が達成せられるのでありそれが爲に今回熊本市に癩預防協會を結成して市内の淨化を計ることに相成つたのであります。然し本會の目的遂行と實績を擧げますには市民の理解ある御後援なくては到底完遂出来ないと信ずるのであります。各各位の御賛同を希ふ次第であります。

會 則

- 第一條 本會ハ熊本市癩預防協會ト稱ス
- 第二條 本會ハ事務所ヲ熊本縣衛生課内ニ置ク
- 第三條 本會ハ熊本市内ニ於テ癩ノ預防並ニ撲滅ニ關シ必要ナル事業ヲ行フ目的トス
- 第四條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、熊本市本妙寺附近一帶細部落ノ淨化改善ニ關スル事項
 - 二、市内ニ於ケル浮浪癩患者ノ施療並ニ收容ニ關スル事項
 - 三、癩預防思想ノ普及ニ關スル事項
 - 四、癩預防上必要ナル調査ニ關スル事項
 - 五、其他本會ノ目的達成ニ必要ナル事項
- 第五條 本會ノ事業計畫ハ豫メ評議員會ノ承認ヲ受クルモノトス

第九條 本會ノ豫算ハ評議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ定メ決算ハ評議員會ノ認定ニ付スルモノトス

第十條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十一條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長一名、副會長一名、常務理事一名、理事四名、評議員若干名、會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス副會長ハ會

長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

常務理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ本會一切ノ事業經營ニ任ジ他ノ理事ハ常務理事ヲ補佐シ會務ヲ處理ス評議員ハ必要

ノ場合ニ於テ本會重要事項ヲ審議ス本會ニ書記ヲ置ク、書記ハ會長之ヲ任免ス書記ハ上職ノ命ヲ受ケ本會全般ノ

事務ニ従事ス

第十二條 會長ハ熊本縣警察部長副會長ハ熊本市助役常務理事ハ警察部衛生課長ヲ以テシ其ノ他ノ役員ハ會長之ヲ

囑託ス

第十三條 本會ニ顧問ヲ置ク、顧問ハ會長之ヲ推薦ス

第十四條 役員ノ任期ハ總テ二ケ年トス但再任ヲ妨グズ

第十五條 役員ハ總テ之ヲ無報酬トス

第十六條 評議員會ハ本會ノ役員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十七條 評議員會ハ會長之ヲ招集シ會議ノ議長ハ會長之ニ當ル
第十八條 評議員會ハ評議員三分ノ一以上出席スルニ非ラザレバ開會スルコトヲ得ズ、但シ缺席者ト雖モ議案ニ對
スル賛否ノ意見ヲ遂致シタル場合ハ出席者ト看做ス

第十九條 評議員會ノ議事ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第二十條 評議員會ノ議決スベキ事項左ノ如シ

- 一、歳入歳出豫算ヲ定ムルコト
 - 二、歳入歳出決算ヲ認定スルコト
 - 三、資金ノ處分ニ關スル事項
 - 四、本會則ノ變更事項
 - 五、其他會長ニ於テ評議員會ニ附議シタル事項
- 第二十一條 將來本則ノ條項ヲ變更セムトスルトキハ評議員三分ノ二以上ノ同意アルニ非ラザレバ改正スルコトヲ得ズ

熊本市瘧疾防協會役員

- 會長 山田警察部長
- 副會長 安原熊本市助役
- 常務理事 蜂須賀熊本縣衛生課長
- 理事 小山熊本北署長、吉本熊本南署長、四宮熊本市衛生課長、中島九州電氣株式會社社長、中山熊本商工

會議所會頭、平野熊本市會議長、宮崎九州療養所長、古庄株式會社社長、深水熊本縣會議長、谷口熊本縣醫師會長、鹽田本妙寺管長

昭和十五年度熊本市瘧疾防協會豫算書

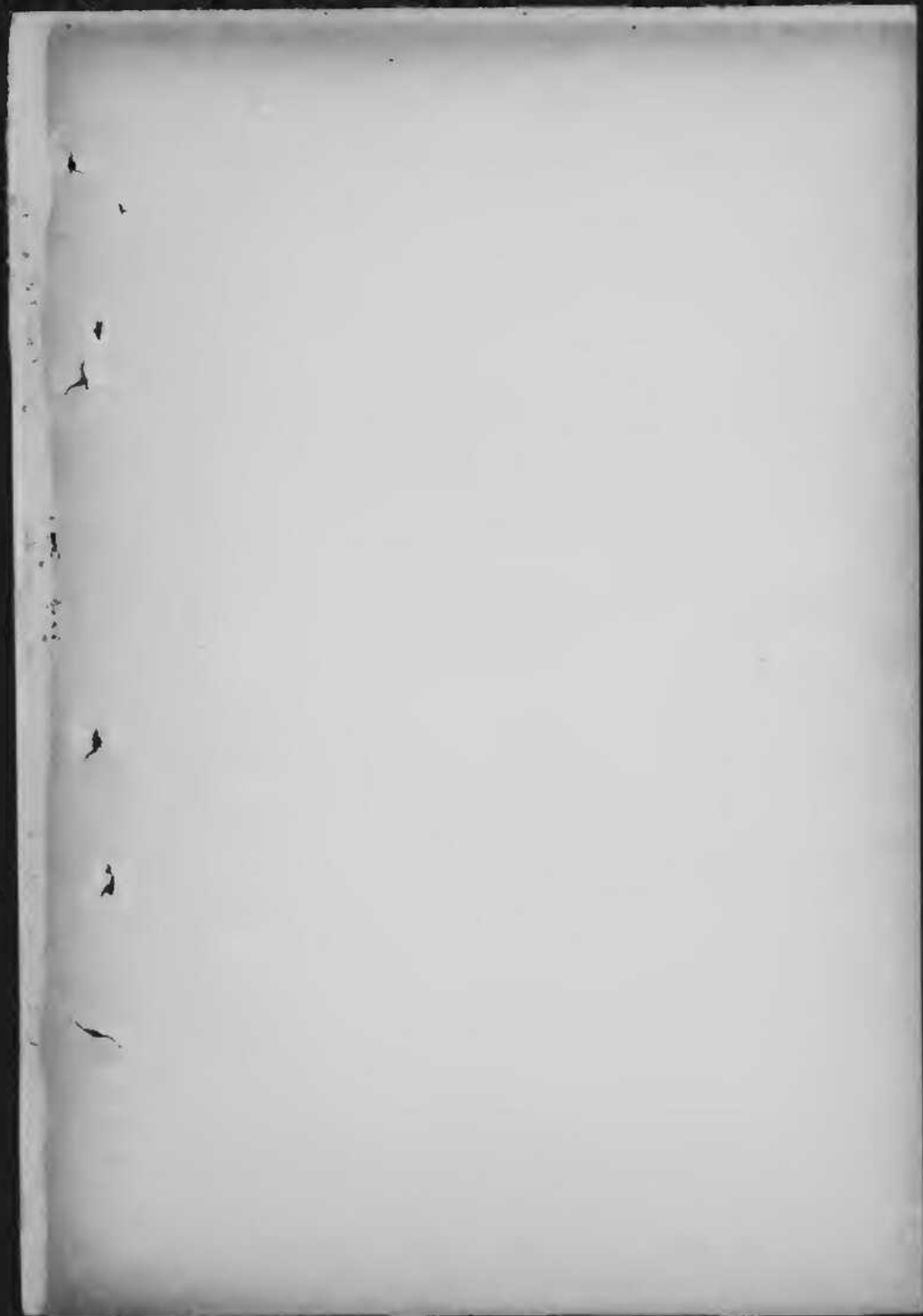
昭和十五年度經常部歳入豫算書

科	日	備	考
歳入	本年 度豫算 高		
歳入	三〇、〇〇〇		
入	三〇、〇〇〇		
附	三〇、〇〇〇	寄附金	
寄	三〇、〇〇〇		

昭和十五年度經常部歳出豫算書

科	日	備	考
歳出	本年 度豫算 高		
歳出	三〇、〇〇〇		
出	三〇、〇〇〇		
諸	五〇〇	患者送致旅費	
手	一、〇三〇		
旅	八〇	書籍二個代交個四〇圓	
備			

928



昭和十五年六月

癩ニ關スル資料 (二)

財団法人 癩豫防協會

929

皇太后陛下の癩患者に對する御仁慈

930

畏くも 皇太后陛下に於かせられましたはかね／＼癩患者に對し篤き御憐愍を垂れ賜はせられ癩豫防事業には格別の御軫念を賜はり關係者一同は御仁慈の篤きに常に感激し奉つて居るところであります。

昭和五年の十一月には平常御節約遊ばされたる御内帑金を癩救済の資として御下賜遊ばされたのでありまして後述する如く當時の安達内務大臣は御恩召を奉戴して故遊澤子爵等と協力して癩豫防協會を設立したのであります。

昭和七年十一月十日には大宮御所御歌の會に於いて

「癩患者をなぐさめて」と題し 御歌

「つれ／＼の友となりても慰めよ

行くこと難きわれにかはりて」

とおよみ遊ばされ、各療養所ではこの御歌を或は御歌牌に或は御額として掲げ奉り職員、患者は日々之を拜し感謝感激してゐる次第であります。

又昭和九年以降年々各地の療養所に對し赤坂御苑の楓の實生ミヤウキの苗木を御下賜に相成つて居るのでありますが、漏れ承る處に依りますれば之は昭憲皇太后の御印章の若葉に因ませられた趣でありまして此の苗を培養し成木の曉には夏は若葉の蔭に憩ひ秋は紅葉の色を賞で昭憲皇太后の御徳を仰がしめよとの深き御恩召に出でさせ給ひし由であります。今日では早きは既に三、四米に成長し美事なる楓の園をなし患者は日々陛下の御恵に浴して居る次第であります。

尙毎年療養所長を御思召になり親しく患者の日常等に關して迄御下問を賜り、或は有難き御品を下賜あらせられ殊に本年には御苑に生えまし公孫樹の苗木を一鉢宛賜はる等常に御心にかけてせられ差に畏き極みと只管感激致して居ります。此の如く皇室の御恵に浴し感謝と感激の下に療養生活を送り得ると云ふことは我國療養所の特色であります。

我が國の癩患者數

我が國の癩患者は現在一萬五千餘（内八千三百收容）と謂はれてゐますが、専門家の推算に依れば二萬前後はあるのでないかと申されておるがこれに對しても異論を持つ専門家もあるのであります。特に多い府縣としては沖繩、鹿兒島、熊本、群馬、宮崎、愛知及大阪等でありませう。この癩は古くからあり、然も相當に流行してゐた模様でこの事實は我が國の救癩史を繕くことにより明に分るのであります。

我が國救癩史の概況

聖武天皇の御代（一三八四—一四〇八）に奈良に悲田院を建立され哀れな患者を收容なされた事實があり、降つて寛元年間（一九〇六—一九一九）後深草天皇御宇に「集王畿類人萬餘施食」といふ記載が元享雜書第十三卷に見えており、當時の蔓延の狀が分るのであります。鎌倉時代に猖獗を逞ふしてゐたのは、土佐吉光の筆になる一遍上人の繪詞傳に上人が多數の癩患者を集め食を施しておる有名な繪からみても分るのである。

忍性律師といふ人は奈良に十八間戸、鎌倉に癩院を建立し、特に鎌倉の癩院に集つた患者は毎日附近に乞食に廻り忍性律師歿後統制を亂して良民に迷惑を蒙らしめたと謂はれてゐます。足利の末葉に到り十三代將軍義輝の時代の記録によればポルトガル人ルイス、デアルメダは大分に病院を建て其の一部に癩患者を收容したとあり、兎に角此の時代より信長時代にかけてポルトガル人の來朝と共に基督教が盛に傳道され、從つて救癩の場所も仲々多くなつた模様であります。文祿二年（二二五三年）朝鮮征伐で有名な小西行長の父隆佐も基督教に歸依し、彼が死亡した時師匠のオルガオンチーに頼んで塚に癩病院を建て其處に患者を收容したと謂はれてゐます。文祿四年には、パプティスなる宣教師が長崎に癩院を建て、自分は親しく院内に起居したと傳へられ、同地のラザロ寺院も癩患者を收容しておりました。慶長の初に例の小西行長は塚の外に大阪、京都、和歌山などに癩收容所を建て更に慶長七年には江戸淺草、廣島にも之を設けたと云ひ、其の頃大阪だけでも四ヶ所四百人、京都でも五、六ヶ所三百人位の收容施設があつたとしてあります。

斯様に足利、豊臣の時代には救癩施設が意外に振つたのであるが、其の後徳川時代に到り、基督教を禁止し是等基督教の寺院を破壊し、其の經營するものを全部潰滅せしめた爲に自然是等の癩收容所も破壊され、救癩は中絶され幾多の患者は全國の神社、佛閣等に浮浪徘徊するに到つたのであります。若し徳川幕府にして此の癩の收容施設だけは破壊せず保護維持されたら我が國の癩も今日の如く多數ではなかつたと斷言することが出来ませう。徳川時代はかうした事情で癩は増加するも減少はしないと云ふ状態であり、近世に至るまで癩の蔓延を捨て置いたと申してもよい位であります。明治初年の患者數は一五萬とも稱されており、人見と云ふ軍醫が山口縣下の某村で壯丁検査を行つたら、來た九名の青年が全部癩症であつたと云ふ報告があり、明治二十四年の壯丁検査に於ける壯丁中の癩患者は千人

に付き一・七人と報告されて居ります。斯やうな材料によつて推算すると癩患者は十萬人以上もあつたかと想像し得るのであります。斯の如く多数の患者を持ちながら明治に入つてからも格別な豫防事業は行はれず、漸く少数の内外の奇特な宗教家により救助が行はれたに過ぎません。

明治二十二年佛の宣教師チストウキドは静岡縣御殿場附近に神山復生院を建設し布教と救癩に着手され、次に熊本市にはハンナ、リデル嬢によつて同春病院が建てられました。リデルさんは英國の貴族の娘であり、傳道の爲に來朝して熊本に至り清正公に頼く多数の患者をみて感激し、一生を本邦の救癩に捧げられた方であります。同じ頃東京の目黒に慰癩園が設立され、明治三十一年には特務院が熊本に創立せられ、明治三十九年には身延深敬院が綱脇龍妙氏により創立せられたのであります。

癩豫防事業に一番大切な事は患者の隔離でありまして患者の收容が唯一無二の方法であり、是等の宗教家が慈善事業として行つた事が醫學的の癩豫防に合致した事が極めて幸福な事であつたのであります。

外國の癩の流行史

外國に於ける癩の歴史も實に古いもので有史以來とされ、エジプト、印度、支那をその三大根源地と見ております。印度、支那の癩は今尙猖獗を極めており、フィリッピン、哇布、ジャバ等南太平洋の諸島にあり、更に南米ブラジル方面にも相當に存在致します。エジプトの癩は一部アフリカに流行し、今も相當に濃厚な分布をみておりますが他は西紀元前六〇〇年頃ベルシヤに流行し次でギリシヤ、ローマに這入つて來たと稱されておられ、其頃は未だ地中海沿岸のみでありましたが、十字軍の遠征によつて中部歐洲へ蔓延したものと考へられており、五世紀頃に歐洲でも相

當な流行があり、兎に角一五、六世紀頃までも可成多数患者の發生を見ましたのであります。是等流行の状態を窺ふ事の出来る資料は當時の繪畫であつてウキーンの美術館に陳列されたペーテル、ブルニューゲルの繪やハンス、ホルバインの繪がそれでありませう。前者は市井雜沓の圖でこの中に確に癩と思はれる患者が徘徊してゐるし、後者はエリザベス女の圖で、聖女が癩患者を勞つてゐる様子を現はしたものであります。斯く盛に流行致しました癩病も西歐に於ては十七世紀頃から漸次減少し、一九世紀には益々減少して今は殆んど無癩の域に達してゐるのであります。英、米、獨、佛等には癩患者は殆んどなく、若干あるも異民族で他國から輸入されたものであり、諾威の如きも十九世紀頃には二六〇〇人の癩があつたものが、二十世紀の初めには二四三人になり、一九二五年には僅かに十餘名となり已に無癩の域に達して終つたのであります。かく歐米諸國では一足先に癩の豫防事業には成功して居りまして、このことは我が國としては良き手本で倣はねばなりません。

癩が遺傳に非ざる根拠

癩が遺傳病でなく傳染病なることは一八七一年に諾威の醫學者ハンゼンが癩菌を發見するに當り、從來の遺傳説は破れ、傳染説が信ぜられ、只今も此の説が正しきものとされてゐます。實際に癩患者に生れた子を生後直に隔離して保育すれば健康兒として育つのであります。癩の根柢には患者を隔離して療養せしむることが一番良い方策であるのであります。

癩が遺傳であると信じ、傳染であるを知らない向は案外多いものであるが、これは癩の傳染力が非常に緩慢で長年同居してゐる妻や夫に感染しない爲に誤つて血統であると考へてゐるのであります。人體感染の有名な一例を中上げ

ますと布哇のモロカイ島には癩患者が一萬位おるのであるが、彼地にカソリックの修道士ダミエン、デニヴェスターが三十三歳で癩の念願に炎えて渡來し患者と共に起居し神の國建設に心血を注いだのであつた。然るに丁度十二年同四十五歳の時、癩の症状が現はれ、醫師から癩と決定され四十九歳でその聖なる生涯を終つてゐますが、このダミエン僧正に感激してジョセフ、ダットンと云ふ青年が一八八八年にモロカイに渡り、ダミエンに師事し、その看護に盡したがこのダットンは癩に感染することなく七十九歳の天壽を全ふし昭和七年に逝去しました。斯く癩は傳染病ではあるが、仲々感染し難い病氣でもあります。但し幼い者が患者と一緒に居るのは極めて危険であります。

癩豫防施設の概況

現在の癩豫防施設と致しまして第一は療養所であります。国立癩療養所として六ヶ所その收容定員三六二八人であり、公立即ち府縣聯合で設立したものは五ヶ所で四二一〇人を收容することが出来た。我が國で政府が本格的に癩豫防に乗り出したのは明治の末で明治四十年に癩豫防法が公布され其の際前述の府縣聯合の療養所が建設されたのであります。この公立の現在の所在地は關東地方は東京の東村山にある全生病院、東北地方は青森市郊外の北部保健院、近畿地方は長島の光明園、四國地方は瀬戸内海の大島にある大島療養所、九州地方は熊本市郊外の九州療養所であり皆癩豫防の第一線に立つて盛に活動してゐます。大正年間はこの事業も大した進歩をみませんでした。昭和五年頃になつて本事業は一大飛躍を致しました。それは、
 長くも 皇太后陛下が本事業に對し特に御仁慈を垂れさせ給へ、昭和五年に多額のお手許金を本事業助成の爲に御下賜になり政府ではこの御下賜金を中核に癩豫防協會を設立し、現在政府の外務團體として盛に活動してあります。

本協會の設立には故澁澤千壽及當時の内務大臣安達謙藏氏の盡力が預つて力あるものでありまして、當時三百餘萬圓の寄附を募り、その金を基金としてゐる次第です。国立の癩療養所の初めて設立されたのも昭和五年で其の後六ヶ所の国立が増設せられ、現在三六二八人の收容定員を持つており公意と協力して癩豫防の第一線に立つてゐます。即ち岡山縣下に長島愛生園、群馬縣草津に栗生樂泉園、鹿児島縣下に星塚敬愛園、宮城縣下に東北新生園、沖繩縣下に國頭愛樂園、宮古療養所であります。

既述の五ヶ所の公立、六ヶ所の私立とを合しその所在地及收容定員をせば別表(一)の如くである。

各療養所收容床數一覽表 (昭和十五年十一月一日現在)

療養所名	所在地	前(昭和十一年末)一萬床計費以	現況	一萬床計費以
長島愛生園	岡山縣邑久部愛掛村	一、二〇〇	一、二〇〇	一、四五〇
栗生樂泉園	群馬縣草津町	三〇〇	七五三	九七五
星塚敬愛園	鹿児島縣肝屬郡大給良村	三〇〇	八二五	一、一二五
東北新生園	宮城縣登米郡新田村	一	四〇〇	六〇〇
國頭愛樂園	沖繩縣國頭郡羽地村	一	二五〇	四五〇
宮古療養所	沖繩縣宮古郡平良町	一〇〇	二〇〇	三〇〇
計		一、九〇〇	三、六二八	四、九〇〇

第一區 全生病院	東京府北多摩郡東村山村	一、一〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
第二區 北部保養院	青森縣東津軽郡新城村	五〇〇	五〇〇	五〇〇
第三區 光 明 園	岡山縣邑久郡袋掛村	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
第四區 大島 養 養 所	香川縣木田郡庵治村	五二〇	五二〇	六五〇
第五區 九州 養 養 所	熊本縣菊池郡合志村	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
小 計		四、一〇〇	四、二一〇	四、三五〇
大 計		一、一三	一、一三	一、一三
總 計		五、二三三	五、三四〇	五、四六三
財団法人 聖 賢 院	東京市目黒區下目黒九五六	二〇〇	二〇〇	二〇〇
財団法人 聖 賢 院	群馬縣吾妻郡草津町	一五〇	一五〇	一五〇
財団法人 聖 賢 院	静岡縣駿東郡富士田村	一三〇	一三〇	一三〇
財団法人 聖 賢 院	山梨縣南巨摩郡身延町	一〇〇	一〇〇	一〇〇
財団法人 聖 賢 院	熊本市黒髪町	八五	八五	八五
財団法人 聖 賢 院	熊本市黒髪町	八五	八五	八五
小 計		一、二二三	一、二二三	一、二二三
大 計		七、二二三	九、〇五一	一〇、四六三

所謂一萬床計畫に就て

我が國の癩患者收容施設は昭和十一年の末に於て官公私立を全部合計して七千床であつた。然るに我が國の癩は一萬五千餘あり病毒傳播の虞あるものを收容するだけでも一萬床は必要であつたのであります。財団法人三井報恩會はこの事を聞き三千床分の建設費寄附を申出たので、政府では之を受理することに決定し、昭和十二年の春二百九萬餘圓の寄附を受け直に收容施設の三千床増設を計畫したのであります。従來の七千とこの三千床で丁度一萬床になるのであります。當時樹立されたる三千床擴張計畫は別表(二)の如きものであります。

別表(二)

三井報恩會ノ寄附ニ依リ癩療養施設三千人擴充計畫

所 別	擴 充 計 畫				計
	既 設	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度	
栗 生 泉 園	三〇〇	四〇〇	一、二二五	八二五	
星 塚 養 養 園	三〇〇	四〇〇	一、二二五	八二五	
東 北 國 立 癩 療 養 所 (東北新生園)	新 設		四〇〇	四〇〇	
中 部 國 立 癩 療 養 所 (現在中止)	新 設		八〇〇	八〇〇	
宮 古 縣 養 養 所	(現在中止)	一〇〇		一〇〇	
大 計				二、〇〇〇	

沖繩羽地(國立療養所)	新設	二五〇			二五〇
小計	七〇〇	一、一五〇	六五〇	一、二〇〇	三、七〇〇
長島愛生園	一、二〇〇				一、二〇〇
公立療養所	四、一一〇				四、一一〇
私立療養所	九九〇				九九〇
小計	六、三〇〇				六、三〇〇
合計	七、〇〇〇	一、一五〇	六五〇	一、二〇〇	一〇、〇〇〇

然るに中部療養所に關しては適當なる敷地のなき事と物資の調達困難なる事情、豫算の關係等より之を中止して之を他の既設の國立療養所に分割増設の事と決定したのであります。

其の分割擴張計畫は別表(三)の如くである。この所謂一萬床計畫は二六〇〇年を期し完成する豫定になつてゐるのであります。

別表 (三)

三千床擴張計畫現況便覽

(昭和十五年五月一日現在)

療養所名	實 施 地 区	本 年 度 實 施 豫 定
長島愛生園	四五三床	二五〇床
栗生泉園	五二五床	二二二床
星探敬愛園	六〇〇(一部の向) 六〇〇(實施中)	三〇〇床
東北新生園	二五〇床	二〇〇床
國領愛樂園	一〇〇床	一〇〇床
宮古療養所	一、九二八床	一、〇七二床

癩療養所の生活

官公立の癩療養所は何れも數萬坪乃至十數萬坪の擴大なる敷地を有して居りまして、近代醫學の粹を集めた病院ではあります。其の生活状態からみれば村と云ふ方が適切なもので、先に申し上げました如く皇軍の有難き御恵の下に其の療養生活を感謝と感激を以て營んで居るのであります。どうか癩預防に關心を待たるゝ方には一度最寄りの療養所の御參觀を願ひたいと存じます。

特に一言申上げたいのは何處の療養所でも患者たちが編輯印刷した機關誌を發行致して居ります。患者は治療の餘

暇に農耕、作業、文藝、嗜味等に楽しんでゐるが、特に是等癩患者の文學は仲々優秀なものがあつて北條民雄君や明石海人君の如きがあります。今此處に明石海人君の短歌二、三を紹介しますれば

皇太后陛下癩者を慰めての御歌並に御手許念御下賜記念の日遊に大宮御所を拜して

そのかみの悲田施薬のおん后今も坐すかとをろがみまつる

みめぐみは言はまくかしこ日の本の癩者に生れてわが悔むなし

眼痛み、旬日の後眼帯をはげせば視力已になし

拭へども拭へども去らぬ眼のくもり物言かけて聲を呑みたり

妻 子を守りて終らむといふ妻が言身には泌みつゝなぐさまなくに

尙ほ隠れたる文士、歌人、俳人等が少くないのであります。先年その選を終つた新萬葉集に入選した癩患者の短歌は實に一八三首もあります。是等の人々が病苦に打ち勝ちつゝ崇高な文藝に生きて行く有様は敬服すべきものと存じます。

世間では癩患者は乞食か強請でもして世を遣恨みしながら悪事で葬す如く考へる人があります。それはこの病氣に罹れば地位も名譽も希望も一時に失へ、剩へ近親家族等からも嫌はれ故郷を追はれ天涯孤獨の浮浪生活をしてゐる者が多いので、悪い事を働くものも多いのであるが、彼等とて人間であり、その始めは全て善人であり、決して悪人が多いと云ふ譯ではありません。實際に本病に罹り人生をあきらめ、文藝等に精進して立派な文士、歌人となる例は多々あるのであり、斯の如き人々は常人の及ばざる心境を持つてゐます。

結 語

近來救癩の熱意が段々育まつて参り朝野の間に一日も速かに我國から此の忌はしい病氣を無くし國民の健康の安全を保たうではないかと云ふ聲が熱心に唱和せられて参りました事は何と申し上げても喜ばしいであり、特に本年は二六〇〇年に當り政府でも癩患者の数を精密に調査する事になつてゐるさうであります。其の結果も本年の末には明になる筈であるが、兎に角本病の根絶は我等の文化的な使命であります。

東亞の盟主たる我が國に癩の多いことは上よりの御仁慈に對し御答へ奉ることゝもならず他方外國に對しても國辱的な数字であると存するのであります。癩の多い國が印度、支那、フィリッピン、布哇等主として極東の地方であり、癩の醫學的研究の完成並に豫防解決の指導は我が國の使命であると存じます。此の際皆様に御願ひ申上げたいことは癩に關する正確なる智識を得られると同時に患者に對しより一層深い御同情を寄せられ、尙醫療の恩恵に與らず未だ自宅に療養してゐる多數の患者に一日も早く入所を勧め恩恵の手に浴するよう御協力を切に御願ひしたい次第で御座います。





937

昭和十五年六月十日印刷
昭和十五年六月十三日發行

東京市麹町區大手町二丁目七番地
厚生省豫防局内

財團法人癩豫防協會

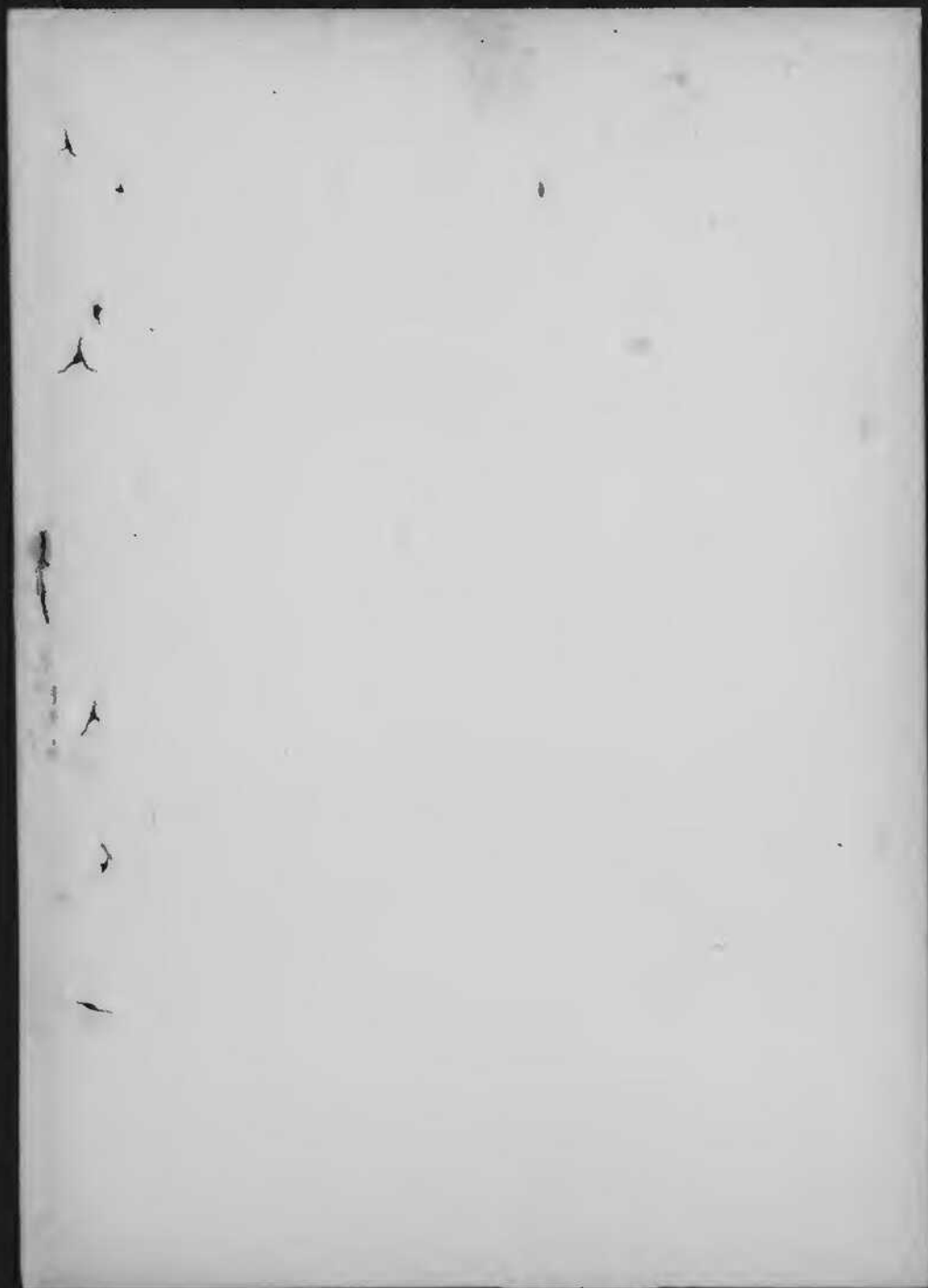
東京市芝區田村町五丁目五番地

印刷者 阿部留治

東京市芝區田村町五丁目五番地

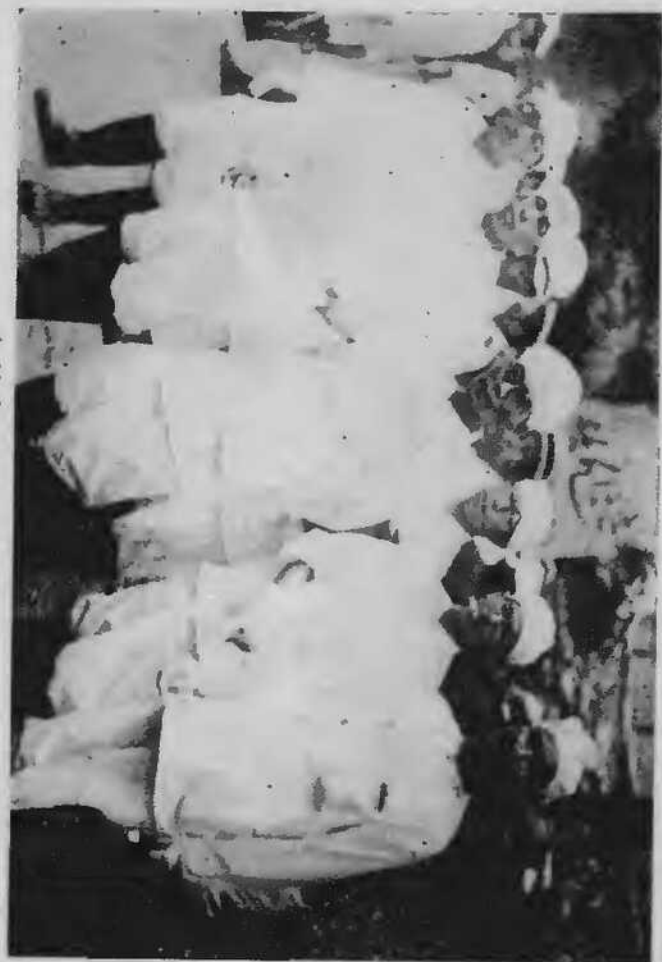
印刷所 月山社

電話芝四一三八一番



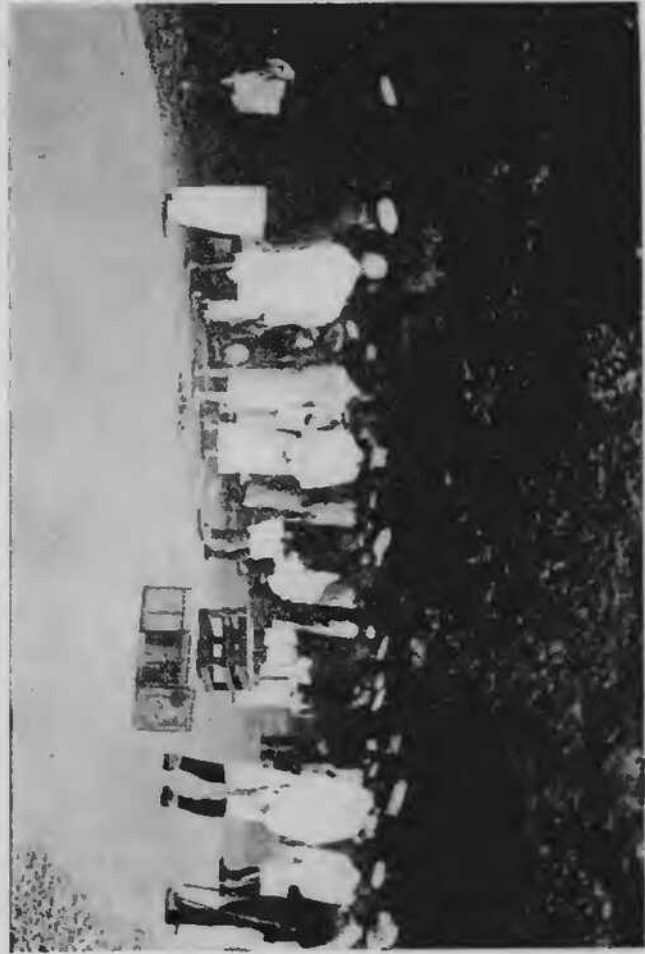
最近癩豫防事業の一、二、三に就て 資料(三)

財團法人 癩豫防協會

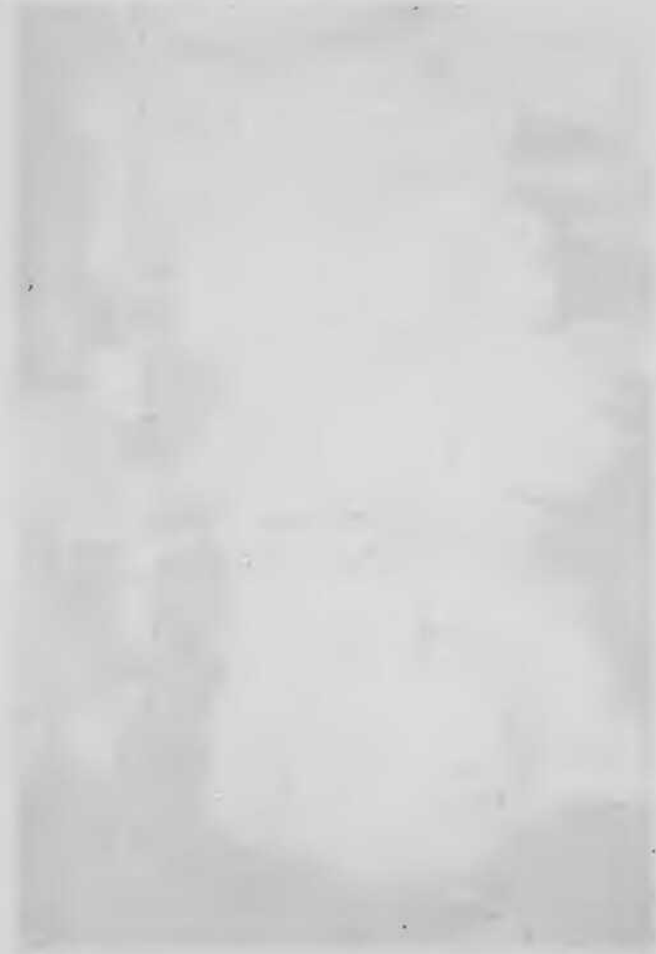


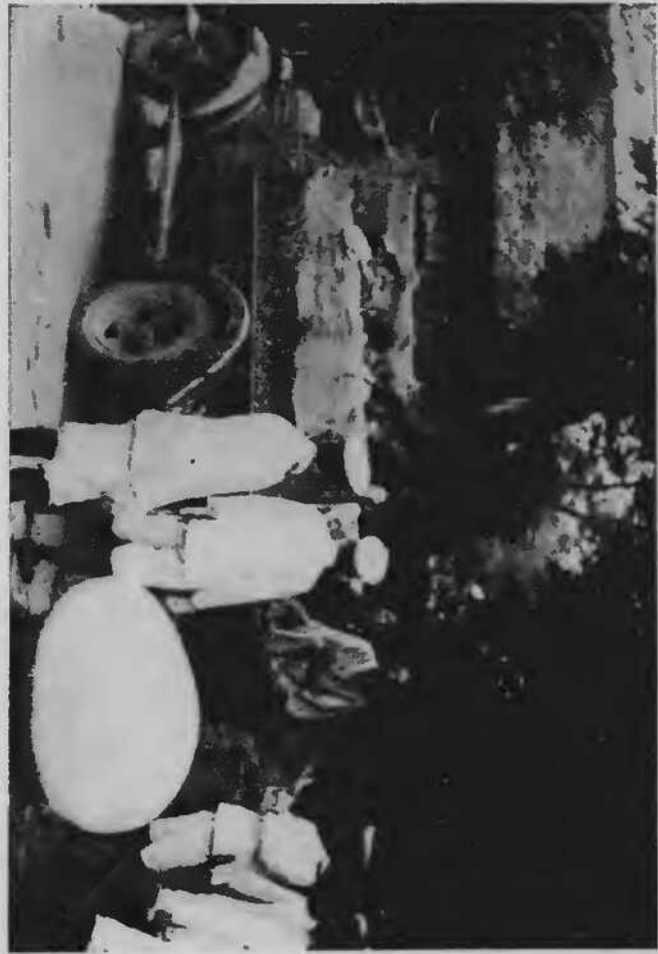
木妙寺惠者收容所

(一)ノ 況 状 容 收 者 患 癩 寺 妙 木



941





(二)ノ混状容收者惠綱寺妙本

942



最近癩豫防事業の二、三に就て 資料(三)

(一) 癩患者数調査準備調査成績 (昭和十五年三月三十一日現在)

二千六百年を期して實施中の癩患者数調査の準備として各警察署にある患者数帳を整理せしめ報告を求めたる数を集計せるものである。

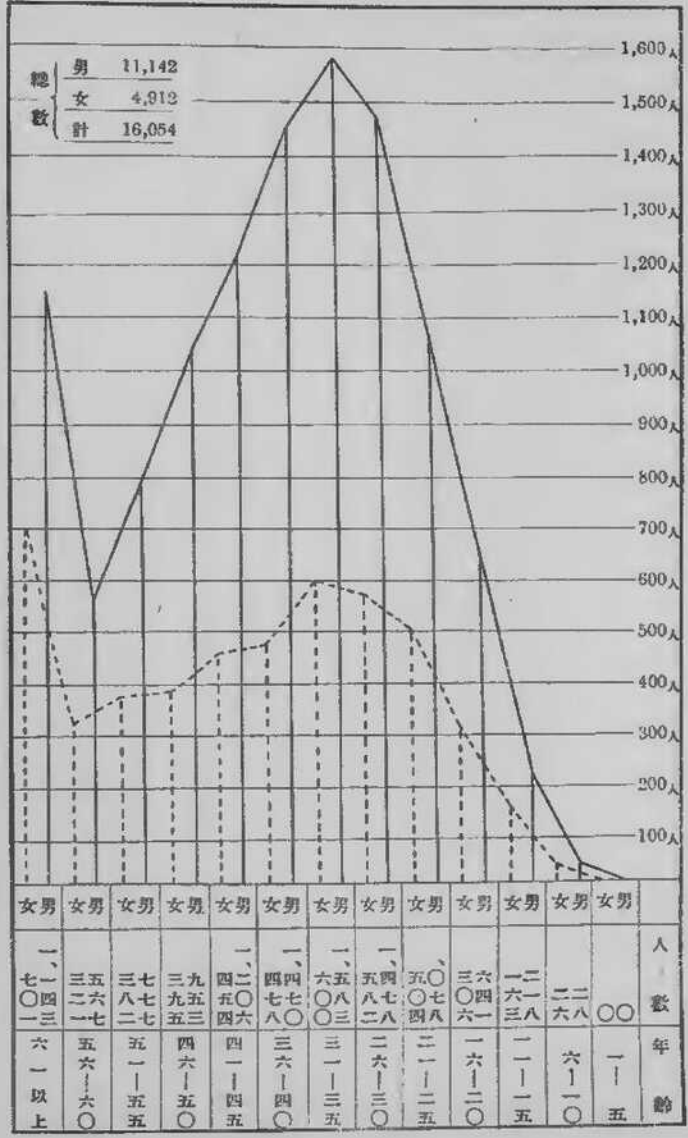
内地に於ける癩患者数調 (昭和十五年三月三十一日現在)

年齢階級	男		女		合計
	人数	割合	人数	割合	
一歳以下	1,000	1.2%	800	1.0%	1,800
一歳以上二歳以下	2,000	2.5%	1,500	1.9%	3,500
二歳以上三歳以下	3,000	3.8%	2,200	2.8%	5,200
三歳以上四歳以下	4,000	5.0%	3,000	3.8%	7,000
四歳以上五歳以下	5,000	6.3%	3,800	4.9%	8,800
五歳以上六歳以下	6,000	7.5%	4,500	5.8%	10,500
六歳以上七歳以下	7,000	8.8%	5,200	6.7%	12,200
七歳以上八歳以下	8,000	10.0%	6,000	7.7%	14,000
八歳以上九歳以下	9,000	11.3%	6,800	8.8%	15,800
九歳以上十歳以下	10,000	12.5%	7,500	9.7%	17,500
十歳以上十一歳以下	11,000	13.8%	8,200	10.6%	19,200
十一歳以上十二歳以下	12,000	15.0%	9,000	11.7%	21,000
十二歳以上十三歳以下	13,000	16.3%	9,800	12.7%	22,800
十三歳以上十四歳以下	14,000	17.5%	10,500	13.6%	24,500
十四歳以上十五歳以下	15,000	18.8%	11,200	14.5%	26,200
十五歳以上十六歳以下	16,000	20.0%	12,000	15.4%	28,000
十六歳以上十七歳以下	17,000	21.3%	12,800	16.3%	29,800
十七歳以上十八歳以下	18,000	22.5%	13,500	17.2%	31,500
十八歳以上十九歳以下	19,000	23.8%	14,200	18.1%	33,200
十九歳以上二十歳以下	20,000	25.0%	15,000	19.0%	35,000
二十歳以上	21,000	26.3%	15,800	20.3%	36,800
合計	100,000	100%	75,000	100%	175,000

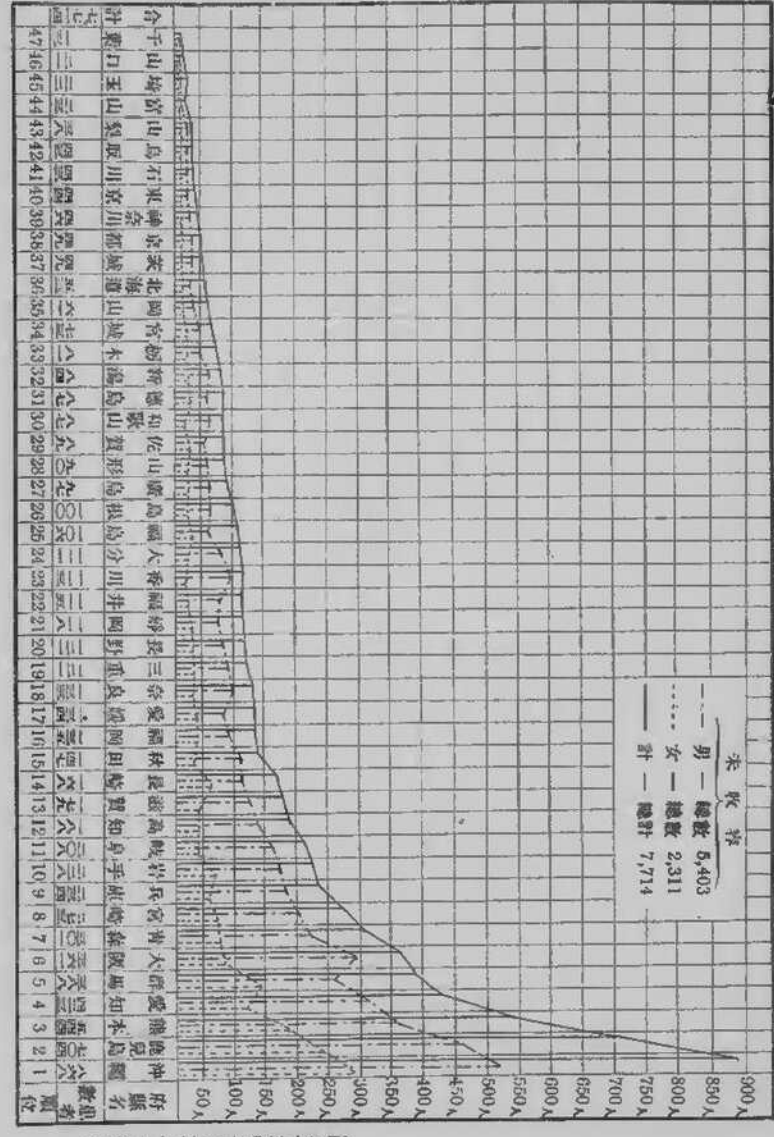
内地に於ける官公私立癩療養所收容患者数調 (昭和十五年三月三十一日現在)

施設名	男		女		合計
	人数	割合	人数	割合	
長島愛生園	100	1.0%	80	1.0%	180
...
合計	10,000	100%	7,500	100%	17,500

内地に於ける癩患者男女年齢別比較一覽表（内地のみ）
（昭和十五年三月三十一日現在）



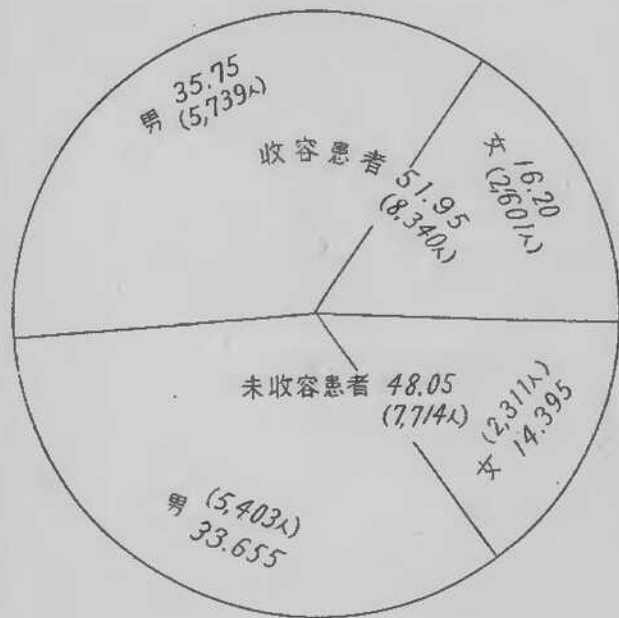
未収容
男—總數 5,403
女—總數 2,311
計—總計 7,714



内地に於ける癩未収容患者廳別比較一覽表
（昭和十五年三月三十一日現在）

癩患者總數に對する百分比

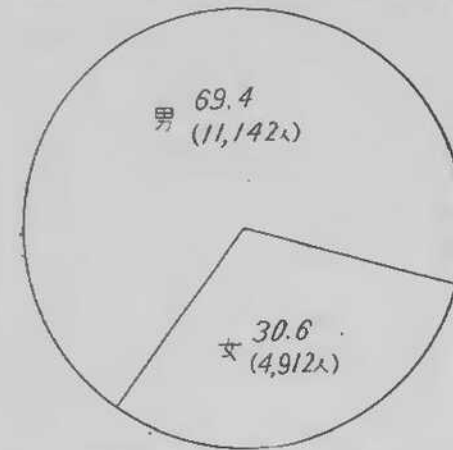
(總數 16,054人) (昭和十五年三月三十一日現在)



内地に於ける癩患者の收容、未收容、男女別比較圖

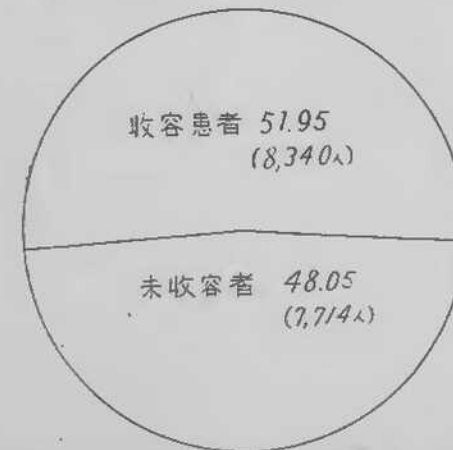
癩患者總數に對する百分比

(總數 16,054人) (昭和十五年三月三十一日現在)



癩患者總數に對する百分比

(總數 16,054人) (昭和十五年三月三十一日現在)



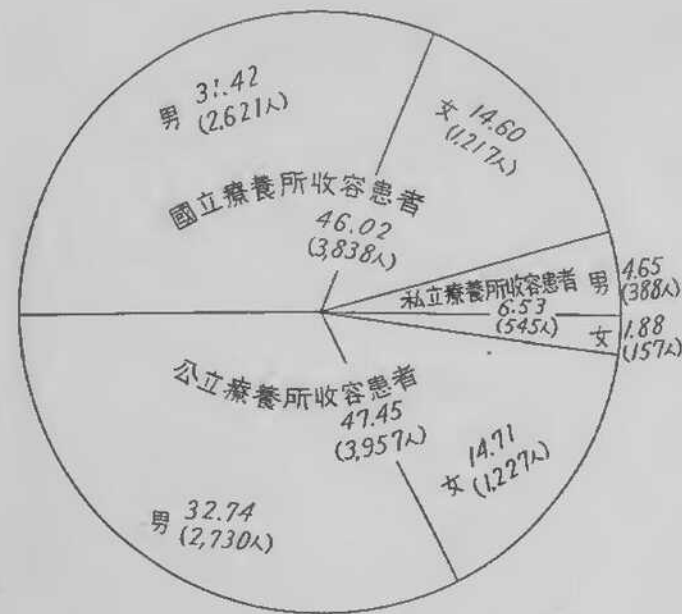
内地に於ける癩患者の男女別、收容、未收容別比較圖

道府縣名	昭和十五年三月末未收容患者		昭和十年三月末未收容患者		比較の差減（△印は増）	
	男	女	男	女	男	女
北海道	13	13	13	13		
東北	13	13	13	13		
関東	13	13	13	13		
中部	13	13	13	13		
近畿	13	13	13	13		
中国	13	13	13	13		
四国	13	13	13	13		
九州	13	13	13	13		
計	13	13	13	13		

昭和十年調査未收容患者数と昭和十五年調査未收容患者数との比較

收容患者總数に對する百分比

(收容總員 8,340人) (昭和十五年三月三十一日現在)



内地に於ける官公私立療養所收容患者の男女別比較圖

府縣名	昭和十五年三月末現在患者總數		昭和十年三月末現在患者總數		比較ノ差減 (△印ハ増)
	未收容患者	收容患者	未收容患者	收容患者	
北海道	1,234	5,678	1,123	4,567	111
東京都	2,345	6,789	2,234	5,678	111
大阪府	3,456	7,890	3,345	6,789	111
兵庫県	4,567	8,901	4,456	7,890	111
新潟県	5,678	9,012	5,567	8,901	111
群馬県	6,789	10,123	6,678	9,012	111
茨城県	7,890	11,234	7,789	10,123	111
計	31,234	123,456	30,123	112,345	1,111

一五

昭和十五年調査癩患者總數と昭和十年調査癩患者總數との比較

府縣名	昭和十五年三月末現在患者總數	昭和十年三月末現在患者總數	比較ノ差減 (△印ハ増)
北海道	1,234	1,123	111
東京都	2,345	2,234	111
大阪府	3,456	3,345	111
兵庫県	4,567	4,456	111
新潟県	5,678	5,567	111
群馬県	6,789	6,678	111
茨城県	7,890	7,789	111
計	31,234	30,123	1,111

950

府縣名	昭和十五年三月末未收容患者		昭和十年三月末未收容患者		比較ノ差減 (△印ハ増)
	男	女	男	女	
北海道	100	50	90	40	10
東京都	200	100	190	90	10
大阪府	300	150	290	140	10
兵庫県	400	200	390	190	10
新潟県	500	250	490	240	10
群馬県	600	300	590	290	10
茨城県	700	350	690	340	10
計	2,800	1,400	2,700	1,300	100

一四

府縣名	昭和十五年三月末現在患者總數			昭和十年三月末現在患者總數			比較の差減 (△印は増)
	未收容患者	收容患者	計	未收容患者	收容患者	計	
栃木	八		八	一六八		一六八	
三浦	三三		三三	八六		八六	
愛知	三三		三三	一六		一六	
山梨	三三		三三	一六		一六	
滋賀	一八		一八	一六		一六	
岐阜	一六		一六	一六		一六	
長野	一六		一六	一六		一六	
宮城	一六		一六	一六		一六	
岩手	一六		一六	一六		一六	
青森	一六		一六	一六		一六	
山形	一六		一六	一六		一六	
秋田	一六		一六	一六		一六	
石川	一六		一六	一六		一六	
富山	一六		一六	一六		一六	
島根	一六		一六	一六		一六	
鳥取	一六		一六	一六		一六	
岡山	一六		一六	一六		一六	
広島	一六		一六	一六		一六	
計	一〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	

府縣名	昭和十五年三月末現在患者總數			昭和十年三月末現在患者總數			比較の差減 (△印は増)
	未收容患者	收容患者	計	未收容患者	收容患者	計	
山口	三		三	二六		二六	
徳島	三		三	一四		一四	
香川	三		三	一四		一四	
愛媛	三		三	一四		一四	
高知	三		三	一四		一四	
福岡	三		三	一四		一四	
大分	三		三	一四		一四	
佐賀	三		三	一四		一四	
熊本	三		三	一四		一四	
鹿兒	三		三	一四		一四	
神戶	三		三	一四		一四	
計	一〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	

(二) 本妙寺癩部落掃蕩に關する件

昭和十五年七月九日、十日、十一日三日間に涉り、熊本市本妙寺附近の癩部落の掃蕩が行はれ、此處に數十年の長期に及んだ癩特種集團の潰滅をみたるは誠に喜ぶべき現象であり、我が國としては癩患者の全部收容をなす豫定であつて、一方患者の優遇を計ると共に他方病癩傳播の状態にある未收容患者は可成強くその入所を要請されるものと覺悟せねばならない。

救癩史上の此の壯舉を周知せんため當時の報告の一部を掲載する次第である。

本妙寺癩部落の處置に就て

去る七月九日午前五時を期して熊本縣警察部の手に依つて本妙寺癩部落の一齊收容が敢行せられた。本妙寺と言へば癩、癩と言へば本妙寺を思出す程、本妙寺と癩は密接不離のものに思はれて來た。最近には此處を本據に相愛更生會などといふ會を組織し、地元の本妙寺は勿論のこと、遠くは北海道・朝鮮まで出歩いて日本全國に御迷惑を掛けるようになつてゐた。五十年前本妙寺の患者を見るに見かねた外國の婦人達によつて回春、待勞の兩院が開設され、兩院の資金關係ある英米佛等の歐米各國に本妙寺の名が喧傳せられて、お蔭で長い間お國の恥を外國に曝したものである。

本妙寺癩部落の歴史や其發生過程内部組織等の詳細なことは近く何等かの形で發表せらるゝことと思ふから、茲には述べることを差控える。尙事件は今尙進行中であり、其完全なる結末がついた際には、責任ある當局からの詳細の發表があることと思ふし、且つ現在公表しては支障ありと考へらるゝこともあるので、願末に就ては發表を差控えてゐたが、七月號の愛生誌に既に本事件に關する記事が發表せられたので、差當り差支へない範圍で聊か事件の真相を傳へる積りで書き記す。

本妙寺の癩部落は熊本縣市歴代當局の悩みの種であり、明治四十年癩豫防法が制定せられて、第五區九州療養所を熊本縣に設置することになつて、縣當局としては本妙寺所在地の花園村に敷地を撥定したのであるが、地元民の反對運動に遭つて結局現在の合志村に決定を見たのである。これを見ても當時縣當局としては眞先に本妙寺を片付けなければならぬといふ意圖の存したことが窺はれるのである。其後明治四十二年四月九州療養所の開設と同時にいの一番に

收容した二十七名の患者は勿論本妙寺の患者であつた。其後も絶えず狩込みと稱して一時に五人或は十人の患者を本妙寺部落から強制收容してゐたのであるが、蠅を追ふても追ふても後から後からと集る様に最近ではこちらの方が根氣負けしたような形になつてゐた。

由來本妙寺の患者は九州療養所はじめ全國療養所の逃走患者が大部分を占め、二三回多きは五六回の逃走前科ある患者が多く、時には十數回も逃走したといふ逃走前科の記録保持者もある。こんな具合で昭和十年十月鹿兒島に敬愛園が開設せられてからは此所を逃走した患者の落着く所は結局本妙寺といふことになり、お蔭で部落も押すな押すな盛況を呈し、相愛更生會等の組織的活動が始つたのもこの頃からである。元々本妙寺には不良民と癩患者の混在部落をなしてをり、賭博詐欺窃盜恐喝賣子殺し等あらゆる罪惡の坩堝の如き觀を呈してをり、部落民の人氣が荒く以前は警察官の手も回さ兼ねるような状態であり、衛生上の問題ばかりでなく、風紀治安の上からも棄ておき難い状態となつてゐた。それでこの部落には方面委員になる人もない位であつたが、昭和七年頃から熊本市西部方面委員の十時英三郎氏が敢然立つてこの部落に飛び込み先づ實情の調査に着手せられた。その結果内部の状況が明瞭となり益々棄ておき難いことが判明して來た。そこで十時氏は自己の調査に基き縣市當局に再三再四本妙寺部落の改善淨化を建議されたが一向埒があかず、終には上京して時の内閣總理大臣に建白すると教團いておられた(當時の廣田内閣の總理大臣と十時氏は特別の關係があつた)。其頃偶々郷土の先輩清浦、安達兩氏の歸郷を機會に九州と「」の主催で知事市長はじめ縣市關係者の參集を求めて席上十時氏から纏々本妙寺の事情を説明された。當時氏は既に七十歳近い老人であつたが舌端火を吐くような熱誠の様子が今尙眼底に髣髴としてゐる。其後或事情のため自己の生命に代へてもと決心しておられた本妙寺問題から手を引くことを余議なくさせられた。然し同氏によつて一度點火された焰は次第に燃え上

り漸次具體化して、一昨年十二月には縣市の追加豫定を以て早急に九州療養所構内に百二十坪の敷地を借用し六房三十五坪の縣警察部留置場が建設された。これは一房に五人を收容するとして合計三十人、必要あれば直ちに増築して五十人までは收容する計畫であつた。そしてこの留置場専任の警察官を配置する縣訓令が出された。由來癩患者の犯罪に對しては警察官もこれに掛り合ふのが嫌である上、患者の犯罪を摘發檢擧しても差當りこれを留置することが出来ないで殺人か放火の如き大罪でも犯さない限り見て見ぬ振りをしてゐる始末であつた。それで療養所に收容しても直ちに逃走するし、賭博恐喝詐欺窃盜賈子殺し等は彼等不良患者には朝食前で日本の國法と雖も彼等には及ばず彼等は恰も治外法權を享有する民の如き觀を呈してゐた。これが一つは彼等を増長せしめた所以でもある。そこでこの癩専用留置場を設けて、一方善良な患者は飽くまで親切に慰安教護に努むると同時に、勝手な眞似をして反則行爲を敢てする者に對しては斷乎たる處置を取ることに熊本縣當局の方針が定つた。然しこれまで愈々實動に移るといふ瀬戸際になつて頻々と當面の責任者である警察部長の更迭があつて遂に實現を見ないでゐたが現警察部長山田駿介氏の本年五月初め石川縣より赴任せらるゝや前任地に於て癩問題には經驗があるとのことにて本妙寺問題も早速瞭解せられ、赴任早々本問題の解決を決意された。

本年五月以來同警察部長の手許で秘密裡に計畫が進められ、七月五、六日兩日九州療養所の豫算會議開催に際して、厚生省から係員が出席され尙本省からの命に依り愛生、敬愛兩閣からも職員が出席されて最後の打合せをなし、本省の方針を指示されたので愈々縣當局としても最後の決意をなし七月九日午前五時を期して本妙寺部癩患者の一齊收容を決定した。

當日は山田警察部長自ら陣頭に立つて總指揮に當り、警務課長情報課長衛生課長これに従ひ、熊本市南北兩警察署長の卒ゆる百七十二名の警官隊を本隊とし、衛生課員十五名がこれに参加し九州療養所職員が應援し計二百二名の總勢にて檢擧を敢行した。當日檢束した百三十四名の患者は時を移さず待期してゐたトラックに積込んで九州療養所に送り取敢へす男患者は縣警察部留置場に、女患者は療養所監禁室に收容し、更に翌十日第二回、翌々十一日に第三回の檢擧を行ひ合計百五十七名(内未感兒童二十八名を含む)の患者を收容したが、このうち非癩と決定した十一名は即日還送した。四圍の情勢から檢擧患者の處分は迅速を要したので、檢擧當日の九日午後には既に二十六名を愛生園に翌十日の午後には三十一名を敬愛園に送致し、次で十二日には更に四十四名を光明園に送致した。残りの最も不良性ありと認められた患者は全部草津の樂泉園が引受けることとなり、十四日の午後三十六名を同園に送致した。悪性不良の患者をどう處置するかは本問題計畫當初からの縣當局の悩みであつたが、樂泉園からは悪ければ悪い程喜んで引受けるからとのことであつた。この犠牲を顧みず進んで協力された態度こそ本妙寺問題解決の原動力であつて、この點我々は絶大の敬意と感謝の意を表し茲に特筆大書する次第である。

今や本妙寺に關する限り一人の癩患者の影も見出すことは出来なくなつた。收容された患者の遺留物品はすべて一物も残さず荷造りして鐵道便を以て夫々送致先なる療養所宛送附し、家屋は全部買収して毀却することにし買収の手續も完了して、島崎町小山田深刈部落は既に全家屋が取拂はれた。

本妙寺の患者の如く、日本全國を股に北は北海道から朝鮮の外地に至るまで自由自在に飛び廻る患者は山間僻地の一軒家の穴蔵の中に盤居して居る様な患者に較べて其行動範圍の大なることと、接觸面の廣いことは比較にならず、従つて癩感染源としての危険率が大であり、危険率から云へば何百何千倍に相當する。即ちかゝる患者一人の存在を許すことは、豫防の上から云へば何百何千の患者を放任すると同様な結果になる。かゝる意味に於て癩部落は豫防上重

大なる意義を持つものであつて、本妙寺部落の今回の掃蕩はマヂノ線の突破にも比すべく、この結果日本の瘡界に於ても新しい秩序が建設せられて、無頼日本實現の朗鐘を聞く時も近づいた様な気がする。

義の伴はない愛の行爲は時に偏人をも誤り、同時に社會公衆に對して大なる害毒を流す結果となることがある。今回檢舉された本妙寺の患者諸君の個人個人の立場を考ふれば同情禁じ得ないものがあるが、其の社會の秩序を紊す反則行爲、癩感染源としての同胞民族に及ぼす害毒行爲は斷じて許容することは出来ない。かゝる場合所謂鬼手佛心敢然立つて斬魔の劍を揮ふことは己むを得ない。愛の實行も難しいが、義の貫徹は更に難しい。後者のために勇氣と斷乎たる決心が必要である。本妙寺問題が今まで片附かなかつたのも偏にかゝる點に原因があつたと思はれるし、かゝる問題は愈々手をつけて起ることを豫想される種々なる派生問題を心配してゐては到底やれるものではないし、やるまいと思へば其口實はいくらでもある。要は勇氣と誠意の如何にある。幸に現熊本縣警察部長山田駿介氏は正義と責任感の強烈なる人で、癩患者に對する同情は同情、然し不正は斷じて許すべからずといふ信念の下に、本妙寺に一旦手を着けて如何なる問題が起らうとも構はないといふだけの覺悟があつたやうである。實際この問題の前後同氏と語つてゐる中に、其言葉の片鱗の中に斷乎たる決意の程を窺ふことが出来た。實は從來の例から見ても一つ間違へばどんな事件が起らないとも限らなかつたのであり、一身の利害安危を顧みずそれを敢て斷行された同氏の崇高なる人格に對して我々は最高の敬意と深甚の謝意を表すべき義務を感じる。

今回の本妙寺事件は豫防醫學に於ける外科手術にも比すべきものであつて、多年の悩みであつた癩豫防上の掃蕩を警察權といふメスを以て摘出手術を行つたやうなものである。然し幸にしても手術並に其後後も順調で、さしも有名であつた本妙寺瘡部落にも解消の日が来た。

擧筆に際し、本問題解決に對して永い間胸を痛めて陰に陽に努力を傾注して來られた熊本市に於ける某社會事業團、關係方面委員九州救癩協會の方々に對しては深甚の謝意を表する。

〔附記〕本事件顛末の詳細に就ては發表を俾る點もあることであり、近く關係當局から責任のある發表があることと思ふからこれに關する記載は以上の程度に止めた。本問題の最初の導火を點ぜられた十時英三郎翁が折も折事件解決の直後、皇太后陛下御下賜金拜戴拾周年の表彰を受けられた。これは偶然と云へば偶然であるが、其存命中にこの結果を見且つ同時に表彰迄で受けられた同氏の感懐や如何。

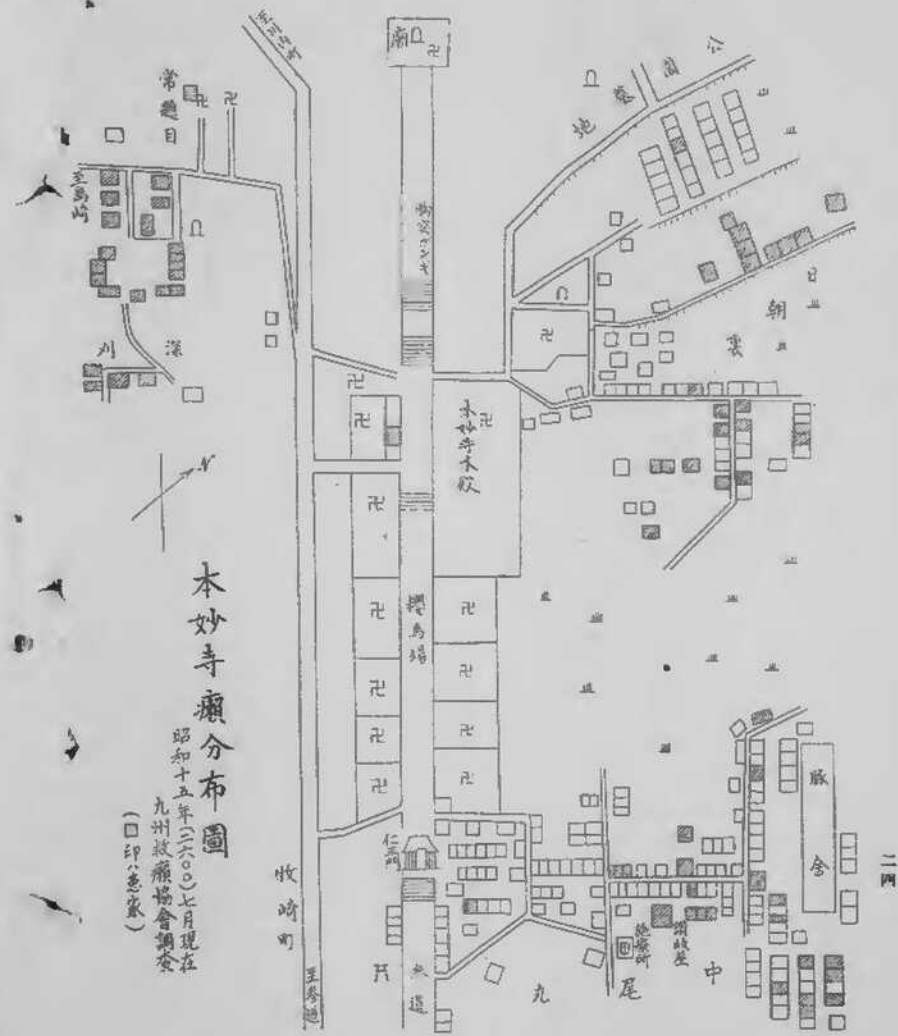
九州療養所	榮泉園	光明園	敬愛園	愛生園	處分別
十四日	十四日	十二日	十九日	九日	日附
二	一七	二一	一一	一三	男
五	〇	一九	九	〇	女
一	九	四	〇	三	未感見
八	三六	四四	三一	二六	計
<small>重症其他の理由に依り検査不能なるものを九州療養所に收容す</small>					備考

二五

措置方法

計	其 他	第 三 回	第 二 回	第 一 回	回 數	日 附	男	女	未 感 見	未 癒	計	備 考
六五	二	三	六	五	四	九日	五	四	二	五	一三	<small>十三日本妙寺交許所より一名 十四日九州療養所逃走患者面會に來りしもの一 名検査</small>
五三		三	四	四	六					二	一三	
二八		三								二	九	
一一										二	九	
一五七												

検査數



本妙寺廟分布圖

昭和十五年(一九四〇)七月現在
九州放癩協會調査
(印志家)

955



(4) 收容後本縣内に殘存せる患者數五名

内 譯

出征軍人家族にして收容猶豫せるもの

二名

傳染の虞なきため收容せざるもの

二名

新發見患者にして輕症且つ傳染の虞なく且つ家族は子供五人にして本人收容せらるれば扶養義務者なきため一時猶豫せるもの

一名

以上の如く癩患者數四十七名の内四十一名を收容し一名は自殺を遂げ患者現在五名なるも他の三名は何れも輕症にして目下傳染の虞なく、傳染の虞ある患者は二名なるも出征家族なるを以て暫く收容猶豫中のものなるに付き事實本縣は無癩縣と稱するを得べし。

三、今般實施せる檢診並に收容實施計劃別紙の通り實施の狀況

(1) 計劃……全生病院と打合せの上同病院より専門醫二名の出張を煩はし檢診の上決定患者は同病院に收容することに協議せり。

(2) 實施要項……衛生課長を始め同課員警察官吏、全生病院、職員を以て準備班、檢診班、收容班を編成し警察者と連絡を取り目的達成に努力せり。
準備班は患家に就て檢診日時には必ず在宅し患者と家族の健康診斷を受ける様所轄警察署と連絡を取り檢診を容易ならしむる様に準備せり。

(3) 檢診並收容狀況……檢診は全生病院醫官に縣係員同行し檢診と同時に家族の健康診斷をなせり、檢診の結果患者決定と同時に診斷書を所轄警察官に交付し患者より入院承諾書を徴し爾後の收容に便ならしむ。

收容班は決定患者を全生病院收容車を以て收容に任せしめ其の編組は全生病院係員、所轄警察官吏、縣係員にて編成し「入院治療は病源傳播を防止し家族傳染を防止する上にも最も適當なる處置にして殊に本病は小兒に感染率高きものなれば速時入院する様に」説得し併せて全生病院の寫眞宣傳資料を展示し猶ほ患者入院後の快復狀況の寫眞を示し入院の勸説に努めたり。

(4) 檢診並收容係員の執行狀況

(イ) 縣下に患者並容疑者を合せ五十有餘名あるを以て土田衛生課長は檢診班の決定せる患者は全部第一區府縣立全生病院に收容し他府縣に先じ無癩縣ならむと決意し課員及全生病院職員を二班に編成し八月十九日より九月三日迄延二十日間に亘り全部檢診の上決定患者は悉く入院治療せしむる方針に決定せり。
(ロ) 従事員の感想と遭遇したる事例の二三に就て
此の事業たるや吾等課員としてのみならず本縣に於ても前代未聞の事とて之を如何にして遂行し得るや否やを誠に懸念したものであるが土田衛生課長の道力ある命令と周到なる計劃は吾等課員に取り非常に力強く感動し係る難事業を課せられたる吾々は救恤事業に心秘に誇りを感じ唯々誠意を以て所期の目的に邁進せり。

△事例其の一

患者は帝大病院に外來として通院中のものにして檢診の結果癩と診斷せられたりしに尙帝大病院にて尙一應受診の上に承諾書を呈示する故一兩日猶豫を乞ふと稱して承諾書を差出さず居り其の内に行先不明となりた

り、依て所轄警察署を督勵して行先を捜索せしに群馬縣草津町某旅館にあるを知り群馬縣警察部に電話通報し收容手續を委託せり。

△事例其の二

某患者は收容班の種々なる説示にも入院を承諾せず依て警察署長、村長も帯同説得せしも承諾せず親戚及知人を依頼して縣に陳情し收容を延期する様特に申出たるも此際全生病院の收容車の便宜も良く又多數此の縣より患者も收容することなれば萬障差繰り入院する様にと所轄警察署長致縣係員が懇々説得するも收容を肯せず遂に收容豫定日の前日自宅庭前の桑樹にて縊死をなせり。

△事例其の三

某患者の如きは入院の承諾に先達ち本年の供出米の停止方を縣係員より町當局へ稟請を乞ひ係員は即時其の手續を了したる結果入院承諾書を提出したるにも不拘後に至り入院を嫌ひ自宅裏にて縊死を企てたるを家人に發見せられ親族會議を開き警察署員、隣保組合長等が種々懇談し入院を承諾せしめたりしも又もや縊死を圖り幸にも家人が發見の上所轄警察署長の説得に依り無事入院せるが如き事例あり。

△事例其の四

入院延期を懇願するの意味より陳情者再三再四出縣せるも傳染病なること家族傳染の恐る可きこと入院の上は種々と治療を専門家の手に依りて受けらるゝに付此際入院するが最も本人及一家延ては一團の爲至上の策なりと説得に努めたるも遂に草刈鎌を以て割腹を企圖したるも之を制止し遂に係員並收容班の熱意に依り入院せしむるを得たり。其他、家族自身、知事官舎に陳情に來たれるもの時々方面委員を通じ入院中止の運動を

試みたる等其の事例枚擧に遑あらず。

(ハ) 検診並に收容上將來の參考となるべき感想の事例に就て

(1) 治療場所の可否を論じ極力入院を拒む者

右等の者に對しては全生病院の内容……療養状況を詳細に説明するは勿論なるも不得已の様な方法を一嘗り試みたる結果目的を達せり。

「如何に自宅で金を湯水の如く使つて療養して居つても明日にも法律が改正されて國立病療養所を九州とか四國とか或は又北海道の方にでも建てられ否應なしに此の様な病人は其處へ割當られ強制收容されたら何様する。今は此の病氣は遺傳でない傳染病であるから實際「チブス」の如く法を改正するの機運に至つてゐる。遠隔の地に島流しとなるより埼玉縣に道一重の全生病院に入院する事が自分のみならず家族近親との書信の往復は言を俟たず見舞の往復等にも誠に幸都合と云はなければならぬ……」云々

(2) 老齡患者と病氣を病氣と思はざる者

老齡患者の多くは餘命幾何もない、如何なる手當を受けても決して癒る病でない。どうせ死ぬなら自宅で死にたい灰になつて歸るは残念である等の言辭を弄し容易に相談相手にならぬ者。或は己の病氣は神經痛である等頭張る者も相當あり。要するに之等患者の多くは遺傳病と誤信し居る關係上治療も爲さず眞の病名を云はれず其儘に放任せられてゐる者が多い。

故に説得の第一手段としては昔は遺傳病として久しく顧みられなかつたが近來では慢性の傳染病として取扱はれて居り自宅に雜居の結果家族に感染する時は一家一門の不幸を來す虞があるし之が本當に遺傳病である

ものなら此の家だけで済むのだけれども法に定められたる傳染病であるから不見不知の吾々が何も遠い處から國の金を使つて誰が尋ねて來る筈がないと云ふ如きを力説し一面には患者に安心を與へるために此種患者は縣下に決して歩かないこと又今回其の大部分が入院する事になつたことを告げ他面病院の組織、内容等を説明し承諾を求むる迄には少くとも一軒で四時間以上の説得を行ふ様な長期戦に亘つた者もありたり。

(3) 患者が一家の中堅人物の場合

某職工の妻當三十歳、十歳を頭に四人の子供があり而も末子は當二歳で母乳を呑んでゐる此の説得に付ては家庭の事情上吾々一同險を熱くした。症状は結節癩中等度眉毛脱落相當醜くなつて居るが別に醫藥を受けて居らない醫官の方が病名を決定するや俄かに泣き伏し唯鼻齧するのみにて係員も暫し説得を中止し冷靜に立かへるを俟て……病氣が恐ろしいが故に入院を勧めるのである。今母親として入院する時は子に對する愛情眞に忍びざる状況であるが今心を鬼にして一時子供連と別るゝは總て一家の幸福である。事を説明承諾を求む

然し承諾はせるものの女心收容迄には尙六日間もあるので其の間氣變りがせぬかと懸念して居つたが無事收容する事を得たことは全く僥倖であつた。

(4) 其の場合

(イ) 某青年患者は曾て地方醫師より驅瘴療法を受け著しき反應を蒙り爾來極度に注射を恐れ全生病院に入るを嫌ひ大風子油錠の交付を受け自宅療養したまひ衰弱し且又入院承諾書は父親一存に依るもので自分が承諾したのでないと收容當初より收容自動車の降車口を開放する等逃走の虞れ此上もなく依て縣立病院係員

が同席し百方説得しつゝ送致せり。

(ロ) 説得に當りて最も苦手は吾々の言葉に耳を覆つて言葉のキツカケを與へぬ者又仕事に託つて全然説得に乗らぬ者であつた。

畏くも 上御皇室の御仁愛の程又宗教的方面にも百方言葉を盡し衷心誠意説得するにも不拘一名の犠牲者を出したる事は時局柄誠に慚愧に堪へぬものあれ共患者四十六人中一名の逃走患者を除き四十名の患者を病院に送致せし実績を顧みれば九牛の一毛の誤りも不足と信ず。

五. 總括

(1) 本縣に於ける癩患者数は昭和十五年六月現在僅に臺帳面記載(醫師診斷七名警察官認定十四名)二十一名に過ぎざりき。之は正しき調査なるやは頗る職者の疑義を起すべきは論を俟たざるところにして試みに、最近五ヶ年間に送致せる患者数を調査するに僅に十二名、一ヶ年平均二人強に過ぎざりしを以て本縣癩患者數二十一名の如きは過少に過ぎ從來の癩患者の調査は頗る不備放任せられあるを感じたる結果、主務省より表記の如き通牒ありたるを好機とし爾來鋭意縣下洩れなく容疑患者の内偵に努めたる結果前述の如く三十一名の容疑患者を發見し更に檢診班に於ても之等臺帳面記載患者及容疑者檢診の外新に癩患者五名を發見し患者並に容疑者合計五十七名となりたるものなり

而して檢診の結果非癩と決定したる者八名差引四十九名の患者となる。
之等の檢診結果非癩並其他の割合を見るに左の如し。

(イ) 臺帳面記載患者に對する非癩率(二二對一)四・七一%

(ロ) 容疑患者に対する非捕率 (三二對七)二二・五八%

(ハ) 患者家族數に對する新患者發見率 (二二六對二二〇)八五%

其の他の三名は家族以外に於て内偵外の新發見患者とす。

而て檢診結果四十九名眞症癩患者は殆んど收容せられ本縣の現在殘留患者は五名なりとす(之等五名の未收容の理由は前述の如し)

(2) 今回の事業施行に就ては前記の如く凡ゆる苦心困難を嘗めたるも更に特記すべきは「ガソリン」の獲得のことなり。

即ち「ガソリン」の消費量は一三六「ガロン」を要せり。

此の種事業は短期間に一舉に檢診收容を行はざれば到底有終の美を收むること能はざるは論を俟たざるところにして汽車等を利用するは徒に時日を遷延し人件を空費し收容に肯せざる者増加すべきを以て電撃作戦上凡て自動車を使用せり。(2)之等の「ガソリン」は主務課其他の官廳用使用量を極度に制限し之が抽出に努めたり。

(3) 猶ほ前記の従事者感想にもありし如く種々の困難の事件に遭遇し例之自殺の企圖其他離縁の問題を惹起し或は營業上の借財整理等二、三に止らず依て縣主職部は自殺其他の悲劇の外之等に附帯して惹起せらるべき事件に對し斷乎たる責任を負ふべき決意と、事件解決の中心に乗出して誠意誠心を以て仲介の勞を探る等の熱意を要すべきは勿論なり。

(4) 今回縣下二十七警察署中癩該當なきは五署管内に過ぎずして殆んど縣下全地域に亘り患者(容疑者を含む)五十七、其他檢診人員二二六人を算し總收容患者數四十一人とし之に要したる従事人員、經費其他を一括し參考に供

すれば左の如し。

○實施に要したる所要經費

一、檢診に收容に要したる日數 延日數二十日(自八月十九日至九月三日)

二、同従事人員數 實人員十九人(延人員二二六人)

三、同要したる旅費 五九五圓二〇

四、同要したる消耗品費 一四五圓六八(主としてガソリン代)

五、雜費 二二一圓五二(打合せ費及警察署に配付せる手當)

支出總額 九五二圓四四

收入 四〇〇圓(癩豫防協會より配當額)

附表第一表 癩患者檢診成績

性別	癩候に發症しある者		今回の檢診結果		患者總數
	醫師届出者	前同非癩者	今回の檢診結果	檢診時新發見のもの	
男	五	一〇	一七	三	三一
女	二	四	四	二	一六
計	七	一四	二一	五	四七

備考

査察登載者二十一名
今回内偵せる容疑者三十一名
計五十二名に對し検診の結果非癩患者八名、検診と同時に新發見患者五名にして確定患者四十七名なり

三六

第二表

検診の結果患者と決定せし者の收容箇所

性別	決定患者数	入院患者数		其の他事故			自宅治療		合計
		全生病院	復生病院	死	亡	逃	走	合	
男	三一	二五	一	一			三	三一	
女	一六	一四					二	一六	
計	四七	三九	一	一		一	五	四七	

右表の内逃走患者一名あるも後日收容せり

今回決定患者四十七名中全生病院に入院せる患者三十九名静岡縣復生病院に入院一名、自宅治療五名收容前死亡一名
逃走一名(逃走者は行先判明せるを以て收容手配中)

最近歐洲に於ける癩の分布

Deutsche Medizinische Wochenschrift 33卷 2號 1908

961

吾人の歐洲の癩に關する知識は全く不完全なものであつた。何故に中央ヨーロッパ及英國に於ては前世紀以來癩がなくなつてゐるのか。何故にある地方には今日まで本病があるのか、最近にある流行が且ての中世紀の大流行の遺物であるかどうか。ある地方例之ノールウニーの如き地方では癩患者がどん／＼減少してゐるのに他の地方例之伊太利の如きでは少しも變らずに癩のあるのは何故だらうか。他の全ての地方では男の患者が斷然多いのに何故にバルチツク海地方の癩は女が多いのか、これ等の疑問は未だ解決されないし又新しき研究項目となり得る。各地方の患者数は概數として分つてゐる。歐人の癩患者数は六、七千と謂はれてゐる。この數字の不確實であることの一例として一九三四年スペインの癩患者は九二八人とされてゐるが實際は二千人以上と謂はれてゐるのである。

歐洲各國に於ては多くの國に於て癩の届出と強制收容をやつてゐるが、英國に於てはこの兩方共やつてゐない。満足すべき療法がない爲に多くの療法があるが猶大楓子油、金「ゾール」沃度加里、雪狀炭酸療法等が主たる療法である歐洲の癩患者は三分することが出来る。

一つは他の癩の流行地方にて癩に罹つて歸つて來た歐人であつて、獨・佛・英・蘭等の主たるものはこれである。今一つは他國人で例之佛國に於ける「ネグロ」の如きものである。最後に一番興味あり意味あるのは眞の流行地を形成してゐる地域の患者である。

三七

一九三八年末獨逸には九人の癩患者があるが殆んどブラチルから來たもので、この外にメーメルMeimelの癩療養所に一九

二七年には一五人ゐたのが現今は七人ゐる。パリには一九三二年三〇人の患者がゐるし、マルセイユには四〇人以上ゐると謂はれてゐた。最近極く少数の佛土着の國民が患者になつたと報告されてゐる。英國の癩患者は五〇乃至一〇〇人と謂はれてゐるが同國には届出義務がない爲不確實ではある。英國でも時折土着民の患者が出現する、伊太利では一九三一年三〇八例、その内二〇八が國內發生である。アイスランドでは一九三三年二二例、ノールウェーでは一九三六年四九例、スエーデンでは一九三二年一八例、フィンランド一九三一年三四人の患者があつた。デンマークでは一九〇〇年以來數例の新患が出た。エストランドは最近癩患者がどん／＼減少して來てゐるが、一九三七年には猶は一五八人の患者がおりレットランドには一九三二年二二〇人を數へた。リタウインには患者はない。ロシヤに於ける癩の分布は更に不確實である。レニングラードの癩收容所では一九三三年六三七人の入院者があつた、ボルガ河下流域では約四五〇人とされてゐる。

ブルガリア一九三四年一〇例、ユーゴスラビヤ一九二六年四二例、ギリシヤ一九三一年五四九例、歐洲トルコには患者數の發表なく、スタンブールにある病院には一九三六年二一〇〇人の入院者があつてそれ等の患者の由來に關して何等の報告がない。ルーマニヤ、ポルトガルは多數の患者がある。マルタ島には一九三六年六三人、ベルギー一九二三年六人癩があつた。一九〇〇—一九一〇年オランダでは四〇例發見され内二例は國內感染である。





きび手の養療

會協防豫癩人法團財

963

表紙の寫眞は 皇太后陛下御患の爲である。
昭和十年一月全国の官公立癩療養所長を大官御
所に召されて鷄卵を賜つたのであるが、孵化し
た雛はすく／＼と成長して現在では療養所に住
む人たちの大きな慰安となつてゐる。

はしがき

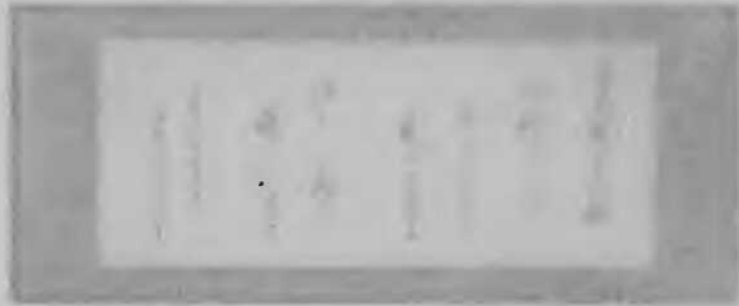
患者諸氏は癩療養所の状況を各種の印刷物を見たり或ひはいろいろの方面から聞いたりして相當熟知せられてゐることと思ふが療養所の實況をそのまゝ報告した寫眞の方が更に一層その認識を深めるものと考へて本輯を作製したのである。

内容は全生病院の援助を得て同院の状況を撮影したものであるが、現在官公立療養所の設備には殆ど差違がないのであるから、これをそのまゝ他の療養所の設備と考へられても一向差支へないのである。

現在我邦には療養所生活の恩恵に浴せぬ人達が七千人餘を數へるのであるが、これは寔に遺憾なことゝ云はねばならぬ。これらの在宅患者の中には療養所に對して誤つた認識を持つてゐる爲に療養所に入所するのを忌避する人もあらうし、いろ／＼な家庭の事情で躊躇してゐる人もあらう。又療養所に入りたくとも療養所の收容能力が十分でないために入れぬ人も少くないと思はれる。近い裡に國立公立の癩療養所の收容定員は一萬人に達し、入りたい人々の希望を充し得るものと考へられるのであるが、在宅患者諸氏が本輯により療養所に對して十分な理解を持たれ積極的に入所療養を申出でらるゝ様特に希望して熄まない。

昭和十五年八月

財團法人癩豫防協會



Vertical text on the left page, likely bleed-through from the reverse side. The characters are faint and difficult to decipher, but appear to be arranged in three columns.



皇太后宮御歌

癩患者を慰めて

つれづれの友となりても慰めよ

行くことかたきわれにかはりて



— 様前賜下御下陸后太皇 —



— 部 内 上 同 —

皇太后陛下 の有難き思召の一端を記しますならば、昭和九年以來赤坂御苑内の楓の實生の苗木を御下賜に相成り之が成木の曉は「夏は青葉の蔭に憩ひ秋は紅葉を賞でよ」と洵に申すも畏き御患從る、御言葉さへ賜つたのであります。今は各療養所内に楓の園が出来て、患者一同は御患に浴して居るのであります。

— 御 歌 記 念 碑 —



— 楓賜下御下陸后太皇 —

三

二



— 國 明 光 —



— 院 利 生 全 —



— 院 養 保 部 北 —



— 所 養 療 島 大 —



— 所 養 療 州 九 —

五

— 國 生 愛 島 長 —



療 養 所 風 景



— 國 愛 敬 塚 星 —



— 國 頭 愛 樂 岡 —



— 東 北 新 生 國 —

四



一院 入一

此の流線型の大型自動車は十六人乗りです。之で府縣で手
續きして送つて來られる患者を近くの停車場まで迎へにゆ
きます。内部は白塗の明るい感じで重症の方には寢臺の設
備もあり、荷物も相當積めます。

入院すると、この病室で數日間静養させられます。その間
に癩の症状と其の他の傳染性の疾患や合併症の有無の檢診
が行はれます。

數日を過ぎると愈々その病状に應じて或は輕症會に入り、
重症のものは重病室に移されるのです。



一治 療 前 一

入院すると大抵午前中治療を受けま
す。癩の治療には、一般に古くから
この病氣に良く効くことの知られて
ゐる大風子油を用ゐて居ます。厚生
省東京衛生試験所製のものでありま
す。之は大風子と云ふ樹の實を搾つ
て精製した油であります。之を充分
に消毒し臀筋肉或は大腿、上膊等の
皮下に一回二・〇—五・〇ccづゝ一週
三回注射し一ヶ月百回乃至百二十
回に及び數年間続けるのでありま
す。此の注射によつて斑紋結節浸潤
が消え、又眉毛頭髮が再び生えるな
ど頗る効果があります。



一 注 射 場 一



一 治 療 後 現 在 一

尙注射場は昭和十一年東京上野に
ありました舊帝室博物館の建物を
宮内省より御下げ渡しになつたも
のです。

病院の醫局には醫長及び醫員を合せて十名の醫師があつて便宜上内科、外科、眼科、耳鼻咽喉科、物理療法科、齒科、口腔科、繙帯交換科に分かれ一般患者の治療を毎日行つてゐます。

八

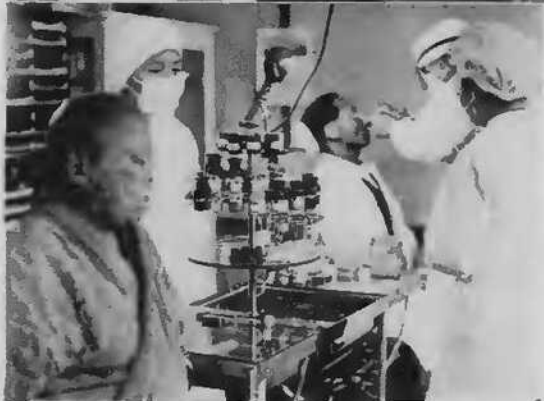
— 物理療法科室 —



— 眼科室 —



— 耳鼻咽喉科室 —



本病の治療に就いては絶えず眞剣な研究が續けられてゐます。

— 試験室 —



之は患者がズラリと並んで看護婦や輕症患者に繙帯交換をして貰つてゐるところです。

隣りは風呂場となつてゐて、毎日風呂に入つて後、結節の崩れなどによつて汚れた繙帯を交換をします。病院では同病のもの相寄り相扶けると云ふ氣持を一つにして宛るで一大家族を形作つてゐるのであります。

— 繙帯交換所 —



九



— 男 病 室 —



— 不 自 由 舎 —

輕症の患者は平常こうした住宅に共同生活をしてゐます。
住宅は男女別々になつて居り、女患者の住宅の中でも未婚の患者には父別の住宅が備つてゐます。又戸籍上正式の手續の済んでゐる夫婦の患者の住める夫婦舎の設備もあります。普通一般に淡然と院内の風紀問題について不安を懐いてゐられる方があつても知れませんが、絶対に心配することはありません。
尙又院内には不自由舎と稱して失明その他に依つて起居の不自由な患者のみを住まはせる設備もあります。こゝには重症舎と同じく輕症患者が日夜附添ひ食事その他萬般の世話をしてゐます。



— 病 室 —

重症で特別の治療を要するやうな患者は、こうした病室に醫員、看護手、看護婦、輕症患者が日夜交替で附添ひ、親身も及ばないやうな世話を受けて居ます。

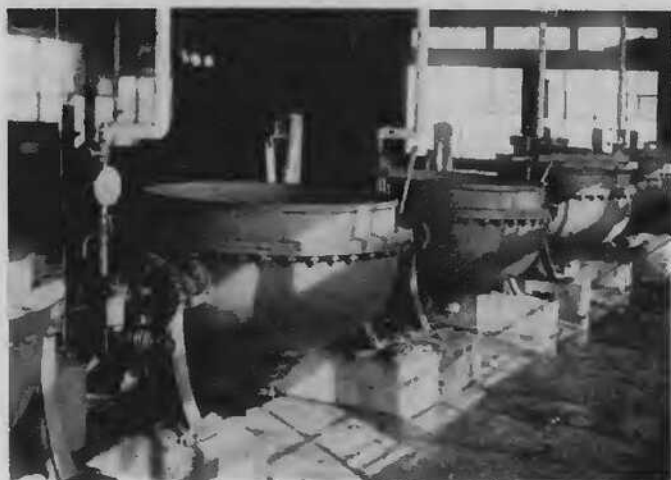


— 女 病 室 —



— 園 農 —

治療を受けて、毎日の衣食住には何等心配がいらないので、日常生活はやゝもすると單調無味になり勝です。この閑散勝ちな生活を刺戟し酒ひを興へるものは労働です。その中主なるものは農耕であつて、希望の患者には自由に使用出来るようになってゐます。道具も全部病院で貸して呉れます。生産品は病院で買ひ上げて呉れるので、その賣上金の利益で患者は自分達の小遣錢を豊富にすることが出来るわけです。



— 場 事 炊 —

何しろ限られた小天地に比較的長く療養生活を送らねばならないので、食物はなか／＼重大な楽しみになつてゐます。之に對しては常に充分なる注意を拂ひ又種々と研究し絶えず改良を圖つて居ります。調理は職員が行き届いた清潔な設備に依つて致します。材料は一部は院内の生産品を使用しますが、大部分は院外から之を購入いたします。主食品は半搗米目方七分、押麥目方三分で一人一日平均約四六八瓦(四合)の割です。之は玄米、大麥の各府縣生産移出検査に合格した品質等級の明瞭なるものを購入して、之を院内の工場で精米精麥して居ります。副食物は野菜物を主として、魚類、豆腐、肉類及漬物等を用ゐます。重症患者にはこの外滋養の點からして色々献立を作るようにしてあります。この外正月、祝祭日、記念日等には特別の御馳走があり、盛澤山の間食もあります。



— 園 果 —



— 園 菜 —

一五

973



— 室 温 —

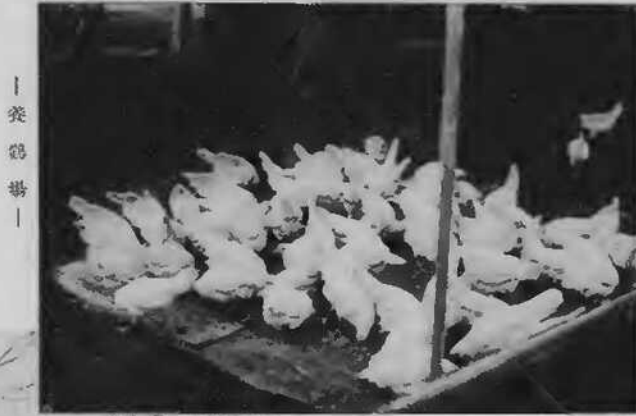
草花栽培の趣味を楽しみ度いと思ふ人には園藝場の設備も
あります。此處から出される花卉は四季院内を賑やかにし
又病友の枕頭を飾つてゐます。果樹栽培に興味を持つ方に
は果樹園があります。此處で生産されるものも全部院内の
患者に無償で配布されます。

一四



— 店 賣 —

病院から支給される衣服や食物や日用品で充分事足りませんが、その外自分の好きなものを欲しい方には賣店の設備もあります。この賣店は東京の大問屋と連絡があつて凡ゆる種類の商品を格安に賣つて居ります。之には大きな菓子製造工場さへ附設されて居ます。尙この販賣利益金は仕事をして報酬を得ることも出来ないような重症患者に小遣錢として分配されてゆきますので、どんな人もお金に困ることはないわけです。



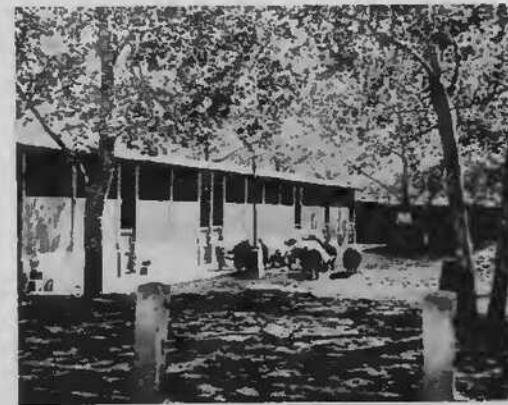
— 養 鶏 場 —



— 舎 牛 —

鶏舎も、牛舎も、豚舎もあります。此處から生産される鶏卵も、鶏肉も、豚肉も、そして牛乳

も皆院内の需要を満たして餘りある程です。此等の飼育は矢張この方面の仕事の趣味を持つ患者の手に依つて行はれてゐます。



— 舎 豚 —



一六

一五

此處に掲げた寫眞
の外にも左官、ブリキ
屋、コンクリート屋、土方
鍛冶屋、理髮屋、髪結等仕事の
種類は數十にのぼる夥しいもので
不自由な盲目の人達でも出来るような編



一四

一三

二〇



一七

一八

帯ガゼ卷の仕事さへもあります。凡て
の仕事は働けば働いた丈病院から報
酬を渡して呉れるので、それを
御小遣として貯金も出来る
わけです。



一九

二〇

二一

976



— ドンバスター —

て、同じ患者同志に聴いて貰つたりしてゐます。尙劇團を組織して熱心に稽古して毎年春秋二回公演をして、近村の人々を招待して口頃の腕前を見せます。公演も行つてゐますが、出し物と云ひ、衣裳と云ひ一寸旅廻りの劇團では足許にも及ばない位です。



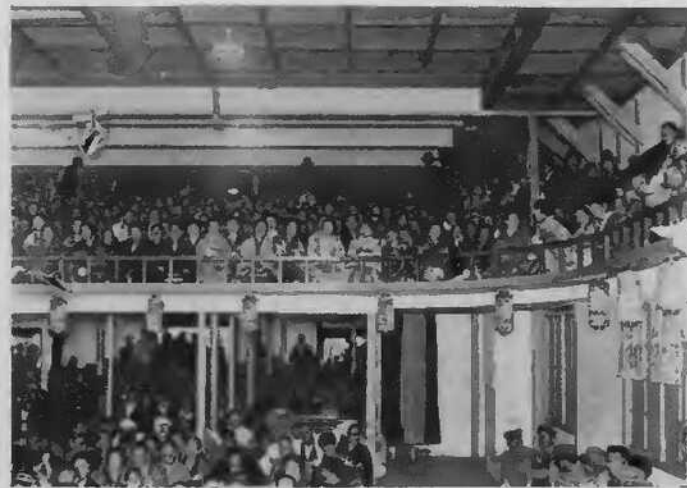
— 々人の村近せた寄 —

979



— (目段七蔵臣忠本手名観) 居 芝 者 患 —

日常生活の單調を破つて遊養生活に潤ひを齎らして呉れるものは種々の演藝や娯樂です。これには院内に種々の完備した設備が出来て居ります。この外患者自身に、その道の好きなもの達が集まつて浪花節や義太夫の研究會を持ち毎年之が發表會を開か



— 押に覽観居芝者患 —

三

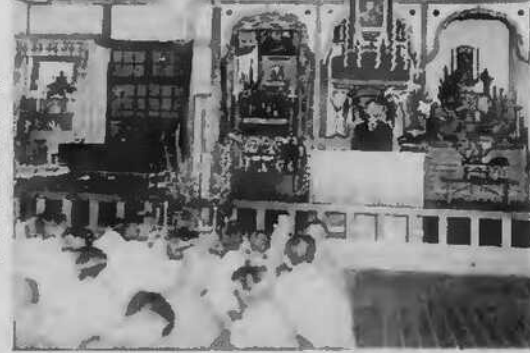
三



— 獨唱會 (三浦塚夫人) —



— 野 球 —



— 講 演 (潮前内務大臣) —

二四

音楽同好者はハーモニカバンドを中心の音楽團を作り矢張發表會を開いたりして研究をしてゐます。野球の好きな者は野球聯盟を結成して毎日試合をやり、院内には堂々たるグラウンドが出来て居ります。職員チームに申し込む大工チームがあるかと思ふと、お國自慢の郷土チーム對抗戦があり、夏期には大リーグ戦が展開されます。碁、將棋、ビンボン、テニス、大抵の娯樂品が備つてゐます。數年の基敵が出来たり、顔みれば一丁行かうと言ふ天狗將棋もあり、數十歳のラヂオ、蓄音器は社會との距離を著しく縮めて居ります。

所謂見ゆる世界には餘りにみぢめな患者達が宗教に依つて自己の生きる道を見出してゆくことは無理からぬことでもあります。本院に於ては各患者の信仰の自由を認めて居ります。院内には眞宗、日蓮宗、眞言宗、舊新キリスト教の各宗教團體が結成せられ、大部分の患者は之等の何れかに屬して居ります。此の禮拜堂では又慰問の爲め御來院の名士の御講演が行はれることもあります。

— 禮 拜 堂 —



— 布 教 —



— 娯 樂 場 —



二五



一團 防 消 一

文藝に興味を求めてこの道を熱心に研究してゐるものは、それらの團體を作つてゐます。機關誌は全部院内の印刷場で印刷され、完全消毒の上社に出されるのであります。近時又小説の創作に精進するものも出て来て、一年一回社會の知名の作家を聘して選を乞つて居り、そのレベルは非常に向上して居ります。院内には又約二千冊を蔵する圖書館があつて患者の知的要求に應じて居ります。前述の各男女の輕症會には互選に依つて各舎一人の舎長を置き、之によつて院内のことは成る可く患者自身の手によつて處理するやうになつて居ります。又輕症の男患者の中より五十人を選び消防團が組織せられ、院内の災害豫防その他の公益事業に従事してゐます。この寫眞は出初式に於ける放水作業の實況であります。



一花 祭 一



一祭 禮 一



一圖 書 館 一

自活の能力ある患者は希望により療養所内に自由地区に生活しつゝ、療養所の治療を受けることが出来ます。自由地区は一戸當三十坪以下を無償に貸與せられ、家屋は自分で建て、も或は協會で建てた家を買ふも隨意であります。

簡単なものであれば至つて低廉です、日用品は園内で購入が出来ますから不自由はありません。患者は自炊でも或は家族と共に静かな療養生活をなし得るのが此の自由地区の特色であります。



一 園 泉 樂 生 楽 一

兒童は少年少女團を組織してあり、是等の少年是等の團體は最近大日本少年團聯盟にも加入致しました、院内動植物の愛護とか不自由患者の世話とか色々活躍して居ます。



一 團 女 少 年 少 一



一 舎 供 子 一

院内では十六歳未満の兒童患者で入院してゐるものもありません。此等の兒童は極く少数を除けば大抵暖かい親の膝元から引き離され、親しい學友とも別れて入院してゐるので、平常は矢張男女別々の住宅に住んで患者の中の世話好きがそれぞれ父となり母となつて起居を共にして面倒をみて居ます。午前中治療を受けると午後は院内にある學校で義務教育を受けるようになつてゐます。この教師は職員及患者の心得のあるものが當つてゐます。



一 授 業 一

— 全生相談所住宅 —



— 全生相談所 —

親族にも勿論近所の人々にも語られず悶々としてゐられる患者の方々に先づ一度行つて専門醫の診察をうけ、一切の事情を話しその上で身の振り方を決めたいと云ふ方々の爲めに痲痘防協會では院内に患者相談所を設けてゐます。
そしてわづかなお金か、事情によつては無料で寫眞のやうな小じんまりとした文化住宅に生活出来るやうになります。
このやうに外來の方々の相談にあづかるばかりでなく在院患者の種々の人事相談にもたづさはつて居ります。



— 慰 靈 祭 —

親が患者とか兄弟が患者とかいろ／＼な事情で痲に傳染の虞ある兒童（十三歳未満）は各官公立療養所内に附設した痲痘防協會の兒童保育所に分離保育を致します。
小學年齢に達した兒童には義務教育も授けます。



— 兒 童 保 育 所 —

●官公私立癩療養所々在地 (昭和十五年六月現在)

名	稱	所	在	地	定	員	收容患者數
長	栗生島愛生園	岡山縣邑久郡裳掛村			一、二〇〇	一、四三〇	
栗	生島愛生園	群馬縣吾妻郡草津町			八二五	九〇〇	
星	北塚敬愛園	鹿兒島縣肝野郡大崎村			六〇〇	八〇〇	
東	宮城縣登米郡新田村				二〇〇	一八〇	
官	愛媛縣新愛生園	宮城縣古郡平良町			二〇〇	一七〇	
國	愛媛縣新愛生園	沖繩縣國頭郡羽地村			二〇〇	一六〇	
全	北多摩郡東村山村				一、二〇〇	一、一六七	
北	光部保病院	東京府北多摩郡東村山村			一、五〇〇	一、五〇〇	
光	大島保病院	青森縣東津輕郡新城市			〇、五〇〇	〇、五〇〇	
大	九州養養所	香川縣木田郡座治村			〇、五〇〇	〇、五〇〇	
私	立療養所	熊本縣菊池郡合志村			一、〇〇〇	一、〇〇〇	
聖	巴爾六醫院	東京市目黒區下目黒			一、二〇〇	一、九一六	
復	敬生六醫院	群馬縣吾妻郡草津町			一、一〇〇	一、三二二	
深	九州病分醫院	靜岡縣駿東郡富士岡村			一、六〇〇	一、九一六	
同	同病分醫院	山梨縣南巨摩郡身延町			一、〇〇〇	一、〇〇〇	
同	同病分醫院	福岡市外生ノ松原町			一、〇〇〇	一、〇〇〇	
待	同病分醫院	熊本市黒髪町			一、〇〇〇	一、〇〇〇	
計					八、八八八	八、四五二	

昭和十五年八月二十五日印刷
昭和十五年八月三十日發行

厚生省豫防局衛生課内
財團法人癩豫防協會

印刷者 東京市京橋區横町一丁目一番地 西脇嘉清
印刷所 東京市京橋區横町一丁目一番地 株式會社 成社
電話 京橋 八三三番 八三三番

